

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol.42 No.5
2018.12

◆ 特集 ◆

全国大学高専教職員組合 第29回教職員研究集会
2018年9月14日～16日(岡山大学津島キャンパス)

開会集会あいさつ

記念講演 寺脇 研(京都造形芸術大学教授)
『大学改革・再編統合をどうとらえればよいか
--政府の考え方と大学の自律的改革--』

基調報告 岡田 健一郎(全大教 中央執行委員、教文部長)

分科会報告 A分科会(主にテーマ別)
B分科会(主に職種別)
C分科会(自由セッション)

◆ 特集 ◆

全大教第 29 回教職員研究集会

❖ 開会集会

- あいさつ ❖ 中富 公一（全国大学高専教職員組合中央執行委員長）… 2
榎野 博史（国立大学法人岡山大学長）… 5
稲垣 賢二（岡山大学職員組合執行委員長）… 7
丹羽 徹（日本私立大学教職員組合連合中央執行委員長）… 9

- メッセージ ❖ 丹羽 康夫（全国公立大学教職員組合連合会中央執行委員長）… 12

- 記念講演 ❖ 『大学改革・再編統合をどうとらえればよいか
— 政府の考え方と大学の自律的改革 —』
寺脇 研（京都造形芸術大学教授、元文部科学省）… 13

- 基調報告 ❖ 岡田 健一郎（全大教 中央執行副委員長、教文部長）… 51

❖ 分科会

A 分科会報告 ❖ … 72

- A1：高等教育政策 — 政府主導の大学改革を超えるために—
A2：教育実践 — 「上からの（残念な）改革」と「現場の工夫」をシェアしよう—
A3：賃金・労働条件問題
A4：男女共同参画
A5：教員養成系大学・学部問題

B 分科会報告 ❖ … 89

- B1：組合の拡大と強化 — 大きく、強く、楽しい組合をめざして—
B2：教員の待遇・労働条件と教育研究環境
B3：事務職員（全大教事務職員交流集会）
B4：技術職員
B5：非常勤職員
B6：大学共同利用機関
B7：附属学校

C 分科会報告 ❖ … 119

- C1：改憲問題と組合運動
C2：災害に対する大学の対応について
C3：公立大学の直面する諸課題と高等教育機関としての将来について
— 公立大学教職員組合の取り組みと運動の交流を目指して—
C4：女性部交流会
C5：みんなでハッピーになろう！『非常勤職員の労働条件調査』交流会

- ❖ レポート一覧（レポート集掲載分）… 135

- ❖ 参加単組一覧… 138

全国大学高専教職員組合 第 29 回教職員研究集会

全大教は、2018 年 9 月 14 日～15 日、岡山大学・津島キャンパスを会場に、「大学・高等教育の未来 ～加速する政府主導の大学改革を超えて～」を全体テーマに教職員研究集会を開催しました。未加盟組合も含めて 57 組合、190 人が参加しました。



1 日目の全体集会では、主催者・中富公一 全大教中央執行委員長、来賓として、丹羽徹 日本私立大学教職員組合連合中央執行委員長、会場校の横野博史 国立大学法人岡山大学長、稲垣賢二 岡山大学職員組合執行委員長より挨拶がありました。また、丹羽康夫 全国公立大学教職員組合連合会中央執行委員長よりメッセージが寄せられました。寺脇研 京都造形芸術大学教授による講演、岡田健一郎 教文部長が基調報告を行いました。各分科会では、3 日間にわたり活発な交流・討論が行われ、教研集会を終了しました。

以下に、基調報告の内容と、分科会、講演等の報告を紹介します。

開会集会

－主催者あいさつ－

全国大学高専教職員組合 中央執行委員長

中富 公一



皆 さん、こんにちは。全大教中央執行委員長を拝命している中富と申します。遠いところ、よくお越しくございました。今年は危険な猛暑、台風、大雨、地震ということで、日本中で被害が引き起こされているということです。少し心配したのですが、幸いにして季節も落ち着き、何とか過ごしやすい季節になったと思います。

これから3日間、大学の抱える問題、われわれの抱える問題について交流を深めていただきたいと思います。それを岡山大学で開催できることをうれしく思います。岡山大学職員組合の皆さん、岡山大学関係者の皆さん、そして学長に深く感謝いたします。

岡山大学で教研集会を開くのは2001年以来になります。そのとき私は当時の小畑委員長に「力を貸してくれ」と言われ、書記長を務めました。2004年から大学が法人化するので、大学のあり方、組合のあり方をもう一度構成し直そうと誘われたからです。それ以来、組合の役員をやっています。17年になります。しかし、あっと言う間であったような気がします。この間、大学も組合も大きく変わりました。その評価は皆さんの中でもさまざまだと思います。いい面もあれば、悪い面もある。それをこの教研集会で議論していただき、よい面を伸ばし、悪い面を改める機会にしていいただければと思います。

ところで、私は住民主体のガバナンスによるまちづくりの研修に、アメリ

カのオレゴン州ポートランド市に岡山大学大学院の地域公共政策コースの院
生を連れていったことがあります。そこで痛感したのは、地域を住民の立場
から総合的にデザインすることの重要性です。ポートランドは『孤独なボウ
リング』という言葉に象徴されるように、個人主義化が進み過ぎた米国で、
唯一ソーシャルキャピタルが上昇していると言われている、全米一住みやす
い都市として注目を集めています。

そこで、賢明な都市開発をする際の六つの中核となる柱を教えてくださいま
した。①積極的で知識豊富な住民の参加や協力。②生態系の復元、環境衛生
の向上に努めること。③スマート都市、センターづくりの模索。④プレイス
メイキング、場づくりの重要性。公園やプラザ、エンターテインメント、レ
クリエーション、待ち合わせ場所などを総合的に設計する。⑤動きやすさ。
⑥地域経済の戦略的計画と共同の必要性などです。

これらは大学にも当てはまることだと思います。その中でわれわれ職員組
合の果たしている役割は大きなものがあります。大学の中の公共的な存在と
して、岡山大学職員組合は七つの顔を持って活動しておりますので、紹介し
ます。①大学自治の一員として。②学問の自由の擁護者として。③働く者の
権利の擁護者として。④人権の擁護者として。⑤文化活動の担い手として。
⑥それらの基礎にある憲法の実践者としての活動。⑦その立場から新しい大
学づくりの参加者として活動しています。それぞれの組合がそれぞれ特徴を
持った活動をされているわけなので、この教研集会でこれらの交流ができれば
よいなと思っています。

ところで、大学問題は、それぞれの大学の中でわれわれが何ができるのか
という問題とともに、現在日本の大学政策の問題も考えなければいけません。
いま大学で働く教職員は競争原理なるものに振り回され、疲弊しているのが
現状ではないでしょうか。その原因の一つとして、日本の高等教育政策が何
を目指しているのか、分かりにくいことが挙げられると思います。あまり意
義の感じられないものの競争のために競争を強いられているという疲労感で
す。

それは次のことに原因があるように思われます。2004年に国立大学が法人化となり、自主性、自立性を付与されたわけですが、運営費交付金は毎年減額され、競争的資金が増大する中、文科省による中途半端な介入に大学が振り回されているのが一つです。

そしてもう一つは、2012年に発足した安倍内閣が憲法改正、軍拡、グローバル化、そして日本の戦略戦争を美化する日本的復古主義というものを大学政策に持ち込み、経産省、総務省などの官僚も加わった形で、政策目標と世間受けしやすい案件をつまみ合わせた感じで大学政策が策定され、大学に押し付けられているということです。

これはお隣の中国が科学立国を掲げ、科学力を飛躍させようとしているのに比較しても、明らかに違うのではないのでしょうか。日本では、政府は「あれをやれ」「これをやれ」と大学に細かな注文を出すばかりで、お金は出さずに大学が衰退するのを待っているかのようです。

こうした中、各教員は研究どころか、学生実験すら満足にできないほどに教育研究費を減らされ、それを補うために外部資金獲得に教育研究時間を奪われ、時間のなかで短期的な研究成果を要求されている。こうして教員は疲弊し、優秀な若者は日本の大学を見限ろうとしていると思われます。こうした中、われわれは何をしたらよいのか、ぜひ考えていただければと思います。

本日は、「ミスター文部省」と言われる寺脇研さんに講師に来ていただいています。いま文科省はどうなっているのか。大学政策はどうなっているのか。われわれは何をしたらよいのか。議論を深めていただければと思います。

きょうの懇親会には、岡山のおいしいものを用意しました。最後の日にはハンセン病療養所がある長島愛生園へのエクスカージョンも予定しています。私は長い組合活動の中で教研集会がいちばん好きでした。その教研集会を岡山で楽しんでいただければ幸いです。これから3日間、よろしくお願いします。(拍手)

開会集会

－会場校あいさつ－

国立大学法人岡山大学長

槇野 博史



ようこそ皆さん、岡山へお越しいただきました。会場校の学長の槇野博史と申します。第29回教職員研究集会が岡山大学で開催されることを大変光栄に思います。本学の中富先生が委員長ということで、私も喜んで来させていただきました。

さて、「岡山は、地震や台風など災害がなく安全」とこれまで言っていたのですが、今年7月に西日本集中豪雨があり、根本的に考え方を変えなければいけないことを認識させられました。本学において幸い人命的被害はなかったのですが、農学部の自然教育研究林の半田山が一部崩落し、近所の方にご迷惑をおかけしてしまいました。ありがたいことに調査団や各大学からいろいろご支援をいただき、地元の方と話し合いをしながら現在復旧を進めております。また、甚大な被害が出た倉敷市真備地区への支援のために、学内にボランティア支援センターをつくり、学生ボランティアや調査団を派遣しています。先日中間報告として記者会見等も行わせていただきましたが、教職員が一丸となり、支援や復興を進めさせていただいています。

岡山は江戸時代の三大名君と謳われた池田光政が、家臣の津田永忠に命じて1670年に日本最古の庶民のための閑谷学校を建設させるなど、古くから教育に力を注いできた土地柄です。儒学、洋学、陽明学などの学問の奨励を行い、岡山地域には学問を尊ぶ土壤が培われていました。こうした背景のもとに、藩政改革後早々の1870年（明治3年）に岡山藩医学館が設立され、

第六高等学校、そして昭和 24 年に新制岡山大学の歴史が始まっています。

また、光政公は永忠に命じて、岡山の中心を流れる旭川の洪水対策目的として百間川を放水路として建設させています。岡山は書物による学問だけでなく、実学も重んじる伝統もあるのです。今年 7 月の西日本豪雨でもこの百間川のおかげで岡山市の中心部は水害を免れることができたほど、先人の計らいが今の岡山にも息づいています。本学は、今年度新たに海外・国内各 30 人が学ぶ「グローバル・ディスカバリー・プログラム」や文理融合の「ヘルシステム統合科学研究科」を新設し、世界で活躍できる実践人の育成に取り組んでおります。遡れば古来の歴史に導かれて、岡山は現代を進んでいるといえるでしょう。

国連が、2030 年までに世界各国、発展途上国も先進国も解決しなければならない持続可能な開発目標 SDGs (Sustainable Development Goals) として 17 の目標を掲げています。私は昨年 4 月の学長就任時に、「槇野ビジョン」として『しなやかに超えていく「実りの学都」へ』を提唱しました。何を超えていくのかというと、SDGs の課題を地域の方々とともに考え、大学人として知恵を出していくことです。その過程を人材育成と繋げ、教育、研究、社会貢献を総合的に推進していくことに取り組んでいます。

この 2 日間で、いろいろな課題が出てくると思います。少子高齢化が日本の課題ですが、私たち国立大学法人には運営費交付金の減少という切実な課題もあります。厳しい状況下ですが、私のモットーは「和顔愛語」です。皆さま方としっかり話し合いながら、問題を解決していきたいと思います。また、政府は働き方改革ということも推進しようとしています、こうしたことも皆さま方のお知恵も頂戴しながら、今後一緒に解決していかなければいけないと思っています。

ぜひ、この会が実り多いものであることを祈念し、私の挨拶とさせていただきます。(拍手)

開会集会

－会場校単組あいさつ－

岡山大学職員組合 執行委員長

稲垣 賢二



皆さん、ようこそ岡山大学に来ていただきました。定期大会の際に「岡山は『晴れの国』ですから、ぜひ来てください」と話をしました。残念ながら今日は雨模様ですが、これから晴れ間を見せてくれると思います。

北海道の大地震、大阪の台風の影響で被害に遭われた組合員の方々に、心からお見舞いを申し上げます。今年を振り返ってみると、災害が多く、皆さん大変だったのではないかと思います。実は私も先週の関西の台風による大雨のときに日本生物工学会というメインにしている学会の年次大会が関西大学でありました。来年の年次大会を岡山大、この時期に開催する予定なので、人ごとではないです。来年9月中旬に、この津島キャンパスで日本生物工学会大会を主催するのですが、台風が来襲しないように祈るしかないですね。また、もう一つの私の中心的な学会である日本ビタミン学会の年次大会が今年6月に高槻市現代劇場で開催される予定でしたが、高槻市が大阪府北部地震で被害に遭い、結局開催できなくなってしまいました。今年だけで二つ、大きな学会がそういうことで開催が危ぶまれるような状態になってしまったということで、非常に危機感を持っています。ですが今日は岡山大学で、この全大教教研集会が開催でき、大変光栄かつ嬉しく思います。

国立大学法人は、どこも非常に大変だと思います。人事凍結や、研究費が非常に減少しているということで、我々も横野学長と団体交渉で、いつも膝を交えて、何とかできないかということを要望していますが、やはり政府から来る予算が限られていますから、これを打開しないといけなと思います。特に国立大

学が法人化されてから、極めて厳しい状況に追込まれていると思います。

今年、『東洋経済』の「大学が壊れる」特集号が非常に売れましたね。特に理系研究室では研究費が無くて機械が買えない、試薬が買えない、実験もできない。学生実験の費用を自分で稼いできて実施しないといけない。こういった状況を何とかして欲しいという教員は沢山いると思います。

NHKの「クローズアップ現代」が地方の国立大学は危機的状況であるというのを特集していたのを見ましたが、まだまだ一般の国民には、日本の国立大学が非常に厳しい状況で有ることが理解されていないし、ノーベル賞受賞者の大隅良典さんも述べられているように、ノーベル賞がいつまでも取れる状況ではなくなってしまう、といった深刻な状況が伝わっていないと思います。中国の研究費と日本の研究費を比べると、桁違いに少ないです。論文数も非常に激減している状況になっているということで、このまま行くとアジアでは3番手、4番手になってしまう可能性もあると思います。そのあたりを、我々がもっと国民に訴え、何とか「大学が壊れないように」、特に地方の大学は危機感を持って取り組んでいかなければいけないと思います。3日間、ぜひ活発な討論をして頂き、良い方向性が出て来ることを期待したいと思います。

活発に討論した後は、ぜひ岡山の街に出て、美味しい食べ物食べていただきたい。岡山は海の幸、山の幸、そして私の専門は発酵ですが、酒どころです。「雄町米」というのは岡山で発見された酒米、それが全国ブランド「山田錦」のルーツです。ですから、全国の酒米のルーツは岡山です。米どころ、酒どころで蔵元もたくさんあり、おいしい日本酒があります。それから、岡山はブドウの産地でもあるので、ワイナリーも沢山ありますので、ワインも是非お楽しみください。

エクスカッションもありますが、日曜日集会終了後には、「倉敷美観地区」や「岡山城」、「後樂園」だけではなく、岡山県内の色々なところ、「津山」や「蒜山高原」もありますし、僕がお薦めしたいのは「吹屋(ふきや)」というところです。非常に知名度は低いのですが、銅山の跡でベンガラの産地でもあり、ぜひお薦めしたいと思います。私に聞いて頂ければ喜んで旅のアドバイスもします。ぜひ活発な討論を期待したいと思います。どうもありがとうございます。(拍手)

開会集会

一來賓あいさつー

日本私立大学教職員組合連合 中央執行委員長

丹羽 徹



日 本私大教連中央執行委員長をしている、丹羽徹でございます。日本私大教連を代表し、連帯のご挨拶を申し上げたいと思います。

全大教第29回教職員研究集会の開催、おめでとうございます。併せて、今年はさまざまな災害がありました。特にこの地域での西日本豪雨での被害に遭われた方も、この中にはいらっしゃるかもしれません。また、この夏、台風、地震など多くの災害で大学、それからご家族、あるいはご本人がご苦労されている方もいらっしゃると思います。心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早く日常が取り戻せるよう祈念しています。

さて、先ほどご紹介いただきましたが、全大教と日本私大教連は「大学」という同じ高等教育機関に働く教職員として、設置者の違いを超え、この間、さまざまな共同の活動を行ってきました。この教研集会も、10年ほど前から相互に連帯の挨拶をするということ、さらに分科会での報告を通して交流を深めてきました。

2週間ほど前に札幌にある北星学園大学で私大教研を開催しました。私大教研も第29回ということで、次の開催が30回目を迎えることになります。大学政策に関わる分科会、あるいは大学の民主化に関わる分科会で、全大教からのご報告をいただきました。国立・公立・私立、共に各大学の置かれている厳しい状況に対し、一緒に取り組んでいくことの重要性がそこでは確認されたものと思います。

日本私大教連は、この間、「私立・国立同等の原則」を掲げて運動してきました。これは劣悪な状況に置かれている私立大学への助成の増額を求め、同じ高等教育機関であることを強調し、全体の底上げを図ることにより、日本の高等教育をよりよいものにしようという意図を持って掲げてきたものです。足の引っ張り合いをするのではなく、私大の底上げをすることが日本全体の高等教育のレベルを上げるという意図を持ち、私たちは「私立・国立同等の原則」を掲げてきました。

しかし、この間、国立大学の運営費交付金が減額され、また私大助成も私立大学への学生数が非常に増えているにもかかわらず、ほとんど横ばいになり、経常費補助率は2015年の段階で、とうとう10%を切ってしまい、9.9%になりました。2016年以降の数値は明らかにされていません。

先日、OECDの教育費の公財政支出のGDP比率が、2015年の分が公表されましたが、そこでもやはり日本は最下位でした。例えば、お隣の韓国は、数年前まで日本とほぼ同じような状況でしたが、最近はその比率をどんどん伸ばしていき、少しずつ、少なくともOECDの平均に近づける努力をしているようです。

このようなことを、私たちの運動の中で繰り返し主張してきました。この低さをどうにかしろ、せめて平均並みにしろということを要求してきましたが、ついに今度は政府、財務省の側は、18歳人口は減少しているのだから、ただ単にGDPの比率を言うだけでは実態に合っていない、決して少なくはないということを言い始めました。これは明らかに自分たちが教育費を増やさないための口実だと思います。

さらにこの間、学校教育法の改正などを通し、学長、理事会権限の強化が図られています。それによる大学の自治、学問の自由が脅かされる事態が頻発しています。これは残念ながら、国立、私立ともに共通すること、こういうことだけが同等だと思ったりもします。

非常勤講師などの雇い止め、任期付き教員の大量の採用だけではなく、特に私立大学では最近、専任教員の解雇事件が頻発しています。このような状

況の中で私たちが安心して教育研究に従事できる環境をつくっていくことが、いま非常に重要ですが、そのためには、何といたっても貧しい高等教育への公財政支出の圧倒的な増加を目指すことが必要だと思います。

しかし、その公財政支出の貧困さを利用して政策誘導を行い、大学のあり方を変えてしまおうというのが政府の意図のようです。さらに大学を経営体、企業体、すなわちもうけを出す組織として大学を変えようとする動きも見られます。先日、竹中平蔵氏が、東京大学は高層マンションでも建て、その家賃収入で研究費を稼げばいいというようなことを言っていましたし、大学の運営に当たり、民間人の大学長が出てくることが、さもよいことであるかのように新聞などでは取り上げられていました。

確かに効率的な経営をすることは重要かもしれませんが、しかし、民間企業のようにもうけを出すことは、大学、教育機関の仕事ではありませんし、そういう組織であってはならない。だからこそ、国、自治体、法律で認められた学校法人だけが、公教育を担う大学を設置することができるのです。それにもかかわらず、この間の政策は、大学も学生も財界のために、さらに大学は黒字になることが通常であることが正常である、それが正しい姿であるかのような政策が取られています。そういう中で、私立大学の教職員の労働条件の切り下げも行われています。

こういう状況の中、いま私たちは全大学が「大学の自治、学問の自由とは何か」ということを十分に考えながら、その二つの原則を基礎にして対案を考えることが必要です。私大教連では政策提言をまとめ、公表しています。大学の未来をつくるために、私たちも取り組んでいきたいと思っていますので、ぜひ皆さん、共に頑張りましょう。どうもありがとうございました。
(拍手)

開会集会

ーメッセージー

全国公立大学教職員組合連合会 中央執行委員長

丹羽 康夫

全大教第 29 回教研集会の開催、心よりお祝い申し上げます

全大教第 29 回教研集会の開催に当たり、執行部をはじめ、全大教組合員の皆様の日頃の地道な努力の積み重ねに敬意を表します。

8 月 31 日、文部科学省は、来年度予算の概算要求を財務省に提出しました。今回も「国立大学改革の推進」と称し、今年度よりも増額した予算要求を行っています。

国立大学に対する運営費交付金の増額が盛り込まれていますが、そこでは国立大学の経営力の強化として、3 つに類型化した大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を打ち出しています。「メリハリある重点支援の推進や、経営改革に係る共通指標の導入を通じて、改革インセンティブの向上を図る」など、まさしく「お上の意に沿う『改革』をしなければ、金など渡さん」というあからさまなやり様と言えます。

このようなことを、大学が唯々諸々と受け入れれば、国の経済力や企業の収益性に重きが置かれる大学ができあがってしまうことになります。このことに対し、私たち大学教職員が全力を挙げて立ち向かわなければなりません。

大学は、学問の自由が保障され、自治に基づく民主的運営をされてこそ、教育・研究を通して公共的な役割を遺憾なく発揮できる学術の場です。

大学が本来持つておかなければならない「自由・民主・公共」の条件をより充実・発展させるためにも、今回の教研集会が、実り多い集会となることを祈念いたしまして、公大連からのメッセージとさせていただきます。

開会集会

記念講演

京都造形芸術大学教授

寺脇 研



大学改革・再編統合を どうとらえればよいか -- 政府の考え方と大学の自律的改革 --

皆 さん、こんにちは。ご紹介をいただいた寺脇です。文部科学省に長いこと勤めていたのですが、もう辞めて12年が経ち、その12年間は私立大学の運営に携わってきましたので、立場が違っているのかもしれませんが、私立大学側から見ると、国立大学は恵まれていると思うわけです。交付金が減らされたって50%ぐらい、それがどんどん減っていくのかもしれませんが、私立大学の経常費助成はいま9%です。私学振興助成法ができたのが私が文部省に入ったところで、その辺りは伸びていき、確か30%ぐらいまでいったときがあったと思います。当初は50%を目指すということでしたが、そこからどんどん減り続け、いまは9%ですからもうほとんど自力でやっていかなければいけない感じがします。

私が勤務しております京都造形芸術大学は、国立大学の3倍の授業料をい

【プロフィール】1952年生まれ。1975年、文部省（当時）入省。生涯学習振興課長、大臣官房審議官などを歴任。2006年退職。現在、京都造形芸術大教授。近著に『危ない道徳教科書』（宝島社）、『国家の教育支配がすすむー〈ミスター文部省〉に見えること』（青灯社）、『本気の教育改革論』（学事出版）など多数。

ただかないと成り立たない大学なものですから、学生が入学金を除いても月15万円ぐらい、学費だけで払わなければいけない勘定になっています。みんな、いろいろアルバイトをしながらやっています。先日、映画関係者から、夜の街の接客業と言われるようなところでうちの学生がアルバイトをしていたと、非常に辛い話を聞きました。そうまでしなければならないほどの学費を貰うにふさわしい教育をしているだろうかと思うと、申し訳ない気持ちです。ただ、その映画関係者が学生と話をしたら、私の講義を受けていて、「お客さん、映画の人ですか」と言って、その講義が大変いいという話をそこで言ったらいいです。それは救いでしたが、そういうところで働かなければ勉学を続けられないような状態になってきているということを改めて感じました。

実は、私立芸術系大学の奨学金、貧困者に向けての奨学金の審査を、ある財団の委託で引き受けているのですが、こんな厳しい経済状態で、こんな授業料の高い私立芸術系大学に進んで芸術を学びたいと思っているのだなということを感じたりもしています。もちろん国立大学でも、学費を稼ぐためにいろいろなアルバイトをしている学生も多いかとは思いますが、すみません、いきなり景気の悪い話になってしまいました。

私は文部科学省の中では教育全体のグランドデザインを考える仕事に関わってきたので、個別のところに入っていきような仕事はあまりしていませんが、国立大学関係では医学教育課長という仕事を一時していたものですから、この岡山大学は医学部もあるし、歯学部もあるということで、いろいろお付き合いがあったのを思い出しつつ今日ここに来ました。ただ、その文部科学省自体、大丈夫なのかというような状態になってしまっています。今日はかなりきついことを言うことになるかもしれませんが、本来、私は文部科学省というか、旧文部省を愛することにおいては誰にも負けないぐらいの自信があったし、今でも愛しています。もしあれでしたら、中公新書ラクレで『文部科学省 「三流官庁」の知られざる素顔』という本を出しているので、読んでいただけるといかに私が文部省を溺愛しているかがわかると思います。

土光臨調の時代

それがもう「文部省」という看板を外さなければいけないような代物になってきているということです。それは誰がそれをなさしめているかというと、もちろん政治、「政治主導」という名の下に、「官僚は黙っている。俺たちの言うことだけ聞いていればいいのだ」「人事で気に入らないやつは全部首をすげ替えてやる」というようなことが出ています。ついこの間も、高等教育局の課長が更迭されました。あれは政権の考え方に抵抗して国立大学を守ろうとした結果そうなったと私たちは見ているし、たぶん本人もそういう悔しい思いをしている。こんなことはどこから始まったのか。文部省が文部省でなくなり始めたのはいつだったのかということを考えてみなければいけません。文部省自体、150年近い歴史を持っています。明治以来、ずっと日本の教育を背負ってきた自負を持っていたわけでしょう。

最初に、国立大学が見直されるのは結構古く、1981年に第二次臨時行政調査会ができました。いわゆる「土光臨調」です。財界人の土光敏夫さんが委員長になり、行財政改革をすることになり、81年から83年まで2年間、これはまじめに議論しました。今の何とか調整会議とか、経済何とか戦略会議とか、教育再生会議とかいうインチキな会議ではなく、2年間みっちり議論しました。なぜそう胸を張って言えるかというと、私は当時まだ20代の職員でしたが、そこの事務局に文部省から出向して、ずっとその様子を眺めていたからです。国鉄が解体されていく姿などをそこで見ていました。それは真剣に議論して、どうしたらこうなるのだろうかということ。あのときは国鉄の民営化、電電公社の民営化、専売公社の民営化という大事業があったけれども、そのときに国立大学も議論の中に入っていたのです。国立大学の民営化もそのとき検討をしていました。それもかなり真剣に検討をしたし、あの議論を聞いていると本当に国のため、社会のためを思って議論しているなと思いました。誰かの政治家のご機嫌取りのためにやっているのではないなということは、私たち小僧が見ていても、「ああ、これは本当に日本をこれからどうしていくのかということで議論しているな」というのがありました。

ですから、先ほど言ったような大きな民営化、JR、NTT、JT などというものがそこでできていくわけですが、国立大学の民営化については、そのとき結局見送りました。国立大学はやはり国立でやっていかなければいけない。これは決して文部省が抵抗勢力で何かいろいろ使ってやったのではないのですね。その人たちが議論して、国鉄はJRにしたほうがいいだろう、他のはこうしたほうがいいだろう、でもやはり国立大学は国立のまま残すべきだろうという議論がありました。だからある意味で言えば、2年間、きちんと議論して、本当にこれからの日本をどうしていくかを考えたときに、国立大学は国立大学としてやっていくべきだと、逆にお墨付きを得たというか、それだけの議論をしたけれども、やはり国立大学はやっていくのだということがありました。

実は恥ずかしながら、当時の文部省はそれにクリティカルに反論できるような力がなかったのも事実です。でも反論しなくても、みなさんが議論して、やはり国立大学は必要だと言ってくださったのを見ていました。文部省は何をしたかという、当時の井内慶次郎さんという大大先輩の文部事務次官経験者が専門委員の中に入っていて、井内先生が会議で泣いたのですね、「国立大学を守らなければ」と言って。それぐらいの反論しかしていないのですよ。だから、経済官庁の人たちから「合理的な反論というものはないのか」と言われたけれども、当時の文部省は、まだ国立大学も文部省も非常に牧歌的な雰囲気、「大事なものは大事なのだ」というような話で済んでいた時代だし、社会全体もそれを許容するだけの度量というものがあったということだと思います。この話は、その場にいた人間しか知らないのですが、そこからもう、これは国立大学は国立大学でやっていっていいのだと思っていました。

ところが、私が医学教育課長になったのが1996年だったと思いますが、その辺から雲行きが少し怪しくなっていきます。今となっては、本当はここであんなことをしている場合ではないぐらい深刻な問題ですよ。この政権をまた3年間やらせるのか、いったいこれからどうになってしまうのか。

1990 年代後半から安倍政権の時代

今 から申し上げる 1990 年代後半からの路線がどんどん加速していき、そして今はもう何でもあります。ここでは言いにくいですが、大学の学部設置までいい加減なことで、いかさまで通しているわけですから、もう何を言ってきたって驚かないです。

現在、水面下で進んでいるのは、国立大学の運営費交付金を減らそうとか、統合とかいう柔い話ではなく、「全部民営化させてしまえ」という話が底流で進んでいるわけです。政権の周辺、官邸の周りのブレーンの人たちは、「もう民営化したらいいじゃないか。それで話は簡単じゃないか」というような議論さえ出てきていて、先ほど申し上げた課長などは、それにずいぶん反論していたら、「うるさく反論するやつは、もう出ていけ」というような話になったわけです。何でもありますから。反対するやつは全部飛ばしていけばいいわけですし、国会にかければ、ろくに説明をしなくたって、議席を 3 分の 2 ぐらい持っているわけですから、何でもかんでも通ってしまう。どんな法律だって通してしまう。「カジノ法案」だって何だって通ってしまう。「集団的自衛権」なんていうのは、閣議決定でチャラッと決めてしまうぐらいですからね。「国立大学を全部民営化する」なんていうのは、さすがに閣議決定ではできないかもしれませんが、その法律を出し、ポッと通ってしまえば、それはもうそうになってしまう。そうなりかねないです。

安倍政権になり、下村さんという文部大臣が長いことやったでしょう。あれは歴代文部大臣の中で一番長くやっているのですね。あの時代に、もう何もかもひっくり返されてしまい、下村さんの独裁体制ができてしまっていたらしいです。私はそのときはもう辞めていたので。前川さんは、そのとき下村さんの下で働いていましたから、こうだという話。いま私は、道德の問題をやっているのですが、道德を教科化する話なんていうのは、もう大臣の鶴の一声、「これでやるのだ」。言ってしまったら、そうなのだ。それから、あのときは国定教科書をつくってしまったわけです。「私たちの道德」という文部科学省がつくった副読本を全国の学校に配る。これは副読本だから、普通

は配らなくてもいいわけです。配るのは勝手だけれども、使わなくていいはずなのですが、それを「使え」と下村さんが言う。「使え」と言うばかりか、家に持って帰らせなさい。学校に置いておく、学校で教材として置いておくのは駄目。家に持って帰らせて、親と一緒に読ませなさいというのを国会で堂々と答弁した上に通知を出し、「みんな持って帰れ」「持って帰らせろ」と言っているわけです。

ところが、最近、文科省はランドセルが重くなってしまったので、教科書は学校に置いてもいい。そんな朝令暮改もいいところ。こんなのは役人の世界ではあり得ないような迷走をしているわけです。大臣が「持って帰らせろ」と言ったら、持って帰らなければいけない。今度は重くなってしまったから、大臣が「重いらしいじゃないか」と言ったら、「じゃあ」。そんなことぐらい、別に文科省から通達を出すような話ではないです。歴史に残る珍通達が出たわけです。もうそれくらい、役人はおどおどしてしまい、「え、どうしたらいいだろう」となり、やってはならないことをやっていってしまっている状態です。

下村さんの後は、馳大臣、松野大臣、今の林大臣はそんなに極端な思想の人ではないから、何とか少し穏やかになっていますが、これでまた内閣改造がありますからね。安倍側近のあの人がなると、これはかなりまた激しいことになります。「総理のご意向」とか、ほうぼうで言って回っていた、元官房副長官がその座を狙っているようなところでしょう。私もそれは勘弁して欲しいです。

ちなみに、私大教連の丹羽徹委員長があいさつの中で、韓国の話を言っていちゃいましたが、確かに韓国は教育にお金を出すようにはなったのですが、それはむちゃくちゃな政権で、言論弾圧して、とにかく反政府の人たちにはものすごい圧力をかけ、そして自分たちは私腹を肥やしまくっていた、イ・ミョンバクからパク・クネという政権なので、お金を出してくれればいいというわけではありません。私は「おまえ、この大学で何をやっているの」と言われると、映画とか漫画を教えているわけですが、このような話は映画

の世界では昔から言われています。大学の予算が韓国と日本はだいたい同じぐらい、教育予算が同じぐらいだけれども、文化予算は韓国のほうが前から圧倒的に多かったのです。ものすごい額が文化に投入されていて、日本の文化人たちは、韓国はあんなに投入しているのに日本はどうしてなのだ、と。私は最後は文化庁の文化部長をやっていたから、散々言われました。しかし、ああいう形で国から、大統領制のようなところで国からお金をもらうのは、大統領が代わったら大変なことになるかもしれないのだよと思ったとおり、イ・ミョンバク政権になった途端に、額は全然減らされないけれども、政府に対し反抗的な人たちには1円も出さないどころか、その人たちはブラックリストに載せて弾圧していき、政府にこびへつらう人たちに、どんどん文化の予算を出し、「どんどん映画をつくれ」「政府が喜ぶようなテレビ番組をつくれ」というようなことをやっていたわけですからね。

要は、お金の問題は考えなければいけないけれども、根っこのところで、いったいどんな政府なのだという事を考えていかなければなりません。もちろん韓国は、2年前にその政権を市民の力、国民の力で打倒することができました。9年間続いていたのですね。イ・ミョンバクが5年、パク・クネが4年。パク・クネは5年続くところだったのを、4年目に倒している。9年です。9年というと、安倍総理がまた今度総裁選を通ると、あと3年ですからね。安倍政権は9年続くことになるので、これは本当に何とかしないと大変なことになってしまうぐらいの覚悟を持たないといけない局面にきているということです。

橋本政権の省庁再編と経産省の支配

さて、大学に話を戻せば、96、97 年はどういう状態だったかというと、橋本龍太郎政権です。橋本政権は非常によくない政権でした。その時点では、そんなに見えなかったかもしれませんが、橋本政権が行った二大悪事は、まず大きなところで省庁再編です。霞が関の 20 いくつあった省庁を 1 府 12 省庁に変えました。これが今の内閣府の専横を引き起こすことになってしまっているのが一つ。それから、少し差し障りがあり、申し訳ないけれども、はっきり言わせてもらえば、文部省と科学技術庁を一緒くたにしてしまったのが、本当によくありませんでした。これは他も同じです。厚生省と労働省や、国土交通省と運輸省を一緒にしたことも。今度の災害対策も、運輸省と国土庁と建設省が一緒くたになってしまいましたが、昔の方、国土庁があり、建設省があり、運輸省があったときのほうが、災害対応などはよほどできていたと思います。巨大省庁の中では、どう決めているのかわからない。そして、人事は全部。人事が握られるようになるのは橋本内閣のときではないですが、その入り口はそこにあります。

そしてもう一つは、いま跋扈している新自由主義的な考え方が初めて表に出てきたのが橋本内閣のときでした。だから橋本内閣のときに初めて、さすがに「民営化」とまでは言わなかったけれども、独法化の話が最初に出てきたのはそのときです。私は医学教育課長でしたから、「まず、病院を独立採算制にしろ」というような話も出てきていましたから、各医学部を持っている大学の人たちといろいろ連携を取り、そんなのはおかしい。病院だけで運営しているような大学など、そんなのはないのだから。病院の運営をやってしまうと、この間の東京医科大のようになってしまうわけです。病院を黒字にしなければいけないから、女性は採らないようにしてしまおうとか、ああいう話になってきたりしています。

そしてもう一つ言うと、この 20 年、96 年の橋本内閣以来のこの流れは、全部経済産業省が支配しているのですね。当時の通産省です。だから私は、その後は教育のグランドデザインをするところに回り、いろいろ言っている

と、ことごとくその反対側には通産省の影があります。通産省の課長が私にはっきりと次のように言いました「大学は全部こちらの支配下に置こうとしているのだ。文部省なんかの支配下に置いておいたら、ろくなことにならない」と、さらには「いま大学の人たちを説得して回っているのだ」というようなことを言っていました。通産省側につけば、企業ももっとお金を出してくれるし、通産省も研究費とかをガバガバ出します。だから文部省の下になんかいると、あいつらはばかで、予算も取ってこれない、三流官庁ですからね、と。通産省は自分が一流官庁で、文部省は三流か四流だって、あからさまに言う人たちの集団なので、それは私もあからさまに何度も言われました。「たかが三流官庁が」「はい、はい、うちは三流でございますよ。だけど、あんたのところのように、あこぎなことはしてないからね」と言っていたのですが、このごろ文科省は汚職のようなあこぎなこともやるようになってしまっているから、何とも言えません。この間の20年の流れは、通産省がバックにいるという、全部解けてしまいます。これが今日の安倍政権が「経産省政権」と言われているところで、彼らの20年の野望がとうとう達成されたわけです。いま内閣府は、ほとんど全部経産省の人たちが支配しています。だから大学の設置認可を、専門の文科省は全然口も出さないで、全然専門ではない内閣府の人が「総理のご意向だから通せ」と言ったら通ってしまうような状況にまで墮落してしまっているわけです。

それはみなさん方も文科省はあまり好きではないでしょうし、お役所など好きではないでしょう。私は文部省愛があっても、みなさんはそんなのないでしょうけど。でも私たちは役人をやってきて、特に省庁再編までの私が役所に入ってから25年間、それはもう自分が教育の行政を背負っていくという責任感とプロフェッショナル意識を持っていました。それは私だけではありません。厚生省の役人は福祉をどうしていくのか、老人のみなさんに幸せな老後を過ごしてもらうためにはどうするか、本当にみんな真剣に考えていたのですが、それが裏で全部通産省が支配して、「おまえたちは黙ってろ」という話じゃないですか。大変申し訳ないけど、獣医学部の例の問題にして

も、農林水産省の役人だって悔しい思いをしているのです。獣医の需要供給って、「そういう問題じゃないよ、そんなことじゃないよ」って思っているけれども、「黙れ、黙れ」と言われてしまう。厚労省の防疫の担当の人たちも、「いや、そういうことじゃないんだよ」と思っているけれども、「いや、官邸のご意向です」。そして文科省の大学設置審査をする人たちだって、もう最初から「これは合格って決まっているようなものだよね」というようなことを言われてやってしまっているわけですから、専門家集団の専門性が全く生かされない状態になってきて、素人の、「素人の」と言うけれども、経済の専門家、特に新自由主義経済の専門家、先ほど話の出た竹中平蔵さんなどに心服している役人がたくさんいるわけです。主に経済産業省、一部財務省にいたりして、その人たちが全部官邸の周りにいます。首相の秘書官、首席秘書官だって通産省だし、首相秘書官の中で一番重用されているのも通産省出身の秘書官だし、内閣広報官も通産省の人だし、外交、すべてが通産省の総理の周りにいる人たちが仕切り、そして内閣府がその手足になって動いている状態が、この20年の間にできてしまったのですね。

橋本行革は、大蔵省をたたかなければいけないというので、大蔵省をつぶしてしまい、財務省と金融庁に分けている。その一方で、通商産業省だった通産省は、悲願の経済産業省になりたかったのです。日本経済を俺たちが全部仕切れるという状態を、財務省にはもう口を出させない。「あいつらはどうせ赤字財政を回復しなければいけないから、財政を緊縮しなければいけないと言うだろうけれども、こちらは何とか緩和で、バンバカ、バンバカお札を刷ってやるような経済政策でもいいのだよ」というようなことでやってきて、経済産業省を誕生させたのですね。

これは別に科学技術庁が悪いと言っているのではないですが、科学技術庁と文部省を一緒にさせろと言ったのも、そのときの話であり、科学技術庁は、もともと通産省から分かれた官庁ですから、通産省側から見ると、科学技術庁は自分たちの領土だぐらいのずうずうしいことを思っていますので、文部省とくっつけるともっと経済界とこういうことができるのではないかという

話です。原子力とか、宇宙とか、ものすごい巨大産業と関連しているところがあるわけです。文部省のときは、そんな大企業と付き合うなんていうことは全くありませんでした。でも文部科学省になると、それはもう東芝とか何とかというようなすごいところと付き合うような感じになりましたので、文部省が三流と言われるゆえんは、うぶで、とにかく「お金のことなんかよりもこっちです」というようなことを言っている、経済のことがわからないやつの集団だと思われていますから、それを変えていかなければいけないということで、文部科学省が発足したのが 2001 年です。

小渕政権、小泉政権の大学政策

橋 本総理の後の小渕総理は、それに歯止めをかけようとして、ずいぶん頑張ってくださったのです。小渕総理のときには、橋本さんの路線ではいかん、そんなに新自由主義なんていうのはよくない。小渕さんは新自由主義には全く反対の考え方の方でしたから、「もっと一人一人の人間の尊厳を大事にする」なんて言った総理大臣は、近年では小渕さんしかいません。小渕さんは、私たち文部省を非常に大事にしてくれて、教育はとにかく大事だからというので、その独法論理も小渕内閣のときには消え去っていたのです。「やはり国立でいこう。独法などしなくてもいいよ」的な流れになっていました。

ところが、誠に残念なことに、いい人は早く亡くなってしまうので、小渕総理が任期途中に倒れてしまいました。そして、次は森総理です。これなら自分たちの思いどおりにできると、またそういう勢力の人たちが思って蠢動し、小泉総理になっていきます。小泉政権は完全に「竹中政権」と言われているぐらいですから、一気に加速することになります。そのときは民営化議論だったわけですが、民営化を何とか切り抜けるために、文部省側の妥協案で、独法は文部省側から言った話になっています。「独法というところで手

を打ってもらえないだろうか。民営化論はとにかくやめてください」という中で、小泉内閣のときの文部科学大臣が遠山敦子大臣でしたので「遠山プラン」で独法化、そして大学の統合は進んでいきました。

統合論だって、もっと議論しなければいけなかったのですが、とにかく全てが外からやらされていたということです。私は医学教育課長をしていた関係上、単科の医科大学を単純に総合大学と結びつけるのはおかしいじゃないかと思っていました。それは、こうしたら便利だろうって、「便利だろう」ということではないのです。仮に独法になるのだったら、単科の医科大学同士で独法を組むような考え方もあっていいかもしれない。どういう医学教育政策を立てていかなければいけないかということです。

加計の問題で私がムッとくるのは、医学部もその問題があるわけですからね。医学部と歯学部と獣医学部は計画的に人を育てていかなければなりませんから、入学定員をどうするという問題があります。厚生省は、どうしても日本医師会から圧力をかけられていますので、医師会が増やさないでくれと言ったら、そちらのほうに行かざるを得ないのですが、文部省としては、そんな簡単に減らしていいものだろうかというので、だからあれはご記憶にあるかと思いますが、97年の閣議決定で医学部の入学定員を減らしました。岡山大学もたぶん減らしたと思います。機械的にすべての医科大学の定員を減らすことをやりました。医学教育課長時代、私はあれに大抵抗していましたが、もう自分が代わったら口は出せませんから、そういうことになってしまいました。すると、結局10年後に医者が足りなくなったという話になり、また定員を増やそうなんていう話になりました。そんなのはおかしいです。しっかりと10年、20年先を見越してものと考えていかなければいけないはずの中央官庁が、厚生省にしても文部省にしても、だらしないといったらありやしません。医師会が「医者が多すぎる」と言ったら、「はい、減らしましょう」と減らし、今度は足りなくなり現場が大変なことになってしまったら、「では、増やしましょう」というのでは絶対ダメです。特に教育は人間を育成していくわけですから、医者を1人誕生させたら、例えば6年やり24歳、

それで医師免許を取ったとして、そこから50年、60年働くわけです。その人が医者として50年、60年やっていく。それをどうしていくのかということを考えていき、その時代に日本の人口がどのくらいになり、高齢者率がこのくらいになり、医療がこのくらい必要だろうということを考え、計画養成は本当はそうしなければいけないのに、「計画養成」と銘打っておき、10年たったなら、「あれ、失敗でした」と言うのでは、本当に何をやっているのだろうということなんです。そういう流れができてしまってきています。だからこの度の獣医学部のことは、非常にひどい理屈でやったりするようなことになってしまっているわけです。

文科省と科学技術庁の総合の弊害

仕 方がありません。私が文部省愛でずっと生きてきたように、科学技術庁の人たちも科学技術庁愛でずっとやっています。原子力は大事だ、宇宙は大事だという気持ちでやっています。その純粋さは私たちも共有するものを持っているのですが、こと一緒にやることになると、「えっ？」というようなことが起こってしまいます。

例えば、某文部科学事務次官が次官を辞めたら、ある国立大学の学長にいきなりなってしまう、しかもそれは学長選挙では負けていたのに何かやることになってしまった。某大学はその人が来ると交付金が増えるという打算で、その人を呼んだというような話が出てきてしまう。そういうことになってしまうこと自体が、そういう打算になってしまうこと自体が考えられないですし、それより何より、生え抜きの文部省の役人が、役人を辞めてすぐに国立大学の学長になろうなんて思ったこともありません。

ちなみに、私は一度、福岡教育大学の学長選挙に担ぎ出されたことがあります。まだ40そこそこぐらいのときですか、お隣の広島県の教育長をしている人に言われたのです。あのころの学長選挙って、本人の承諾とかは関係

なく出してしまうのですね。だから広中平祐先生なんか、ちっとも知らないうちに出ていたなんていう話がありました。私も出てしまいました。勘弁してくださいよ。いやいや、本人と関係なく推薦人で出せるのですからというので出て、危うくなってしまうところでした。2人の決選投票までいってしまったんですから。もちろん、そういうとき私は選ばれても「とんでもないです、私はこちらの仕事をするのだから辞退します」ということになります。が、文部省の役人がいきなり国立大学の学長になどということは、もう恐れを知らない行為です。教育とか学問に対する敬意が。ですから、私は小学校の教員にもなれません。教員免許を持っていませんので。こういう大学だから教授とかになっていますが、学士号しか持っていませんし、素人の役人をやっていたのが、「俺でも学長はできるだろう」なんて、そんなことを思う人がいるだろうかと思っていたのですが、います。「そうか、いるのか、思ってしまうのか」ということです。

最近でいうと、自分の子どもの大学入試を大学に頼むなどというのは、もう文科省、「頭おかしいんじゃないか」という話です。「頼めるから頼もう」というように思う人が、下手すれば2年後ぐらいに事務次官になるところまでいっていたのだと思うと……。彼らの合理的思考からいえば、相手に対し利益を与えないで、頼むだけならいいんじゃないかと思ったのでしょうね。東京医大との宴席で録音されたあのテープを聞いていると、そう思います。そんなことになってしまっています。誰が悪い、悪いよね、その人が悪いのだけど、要するに文化が違う、やってきたことが違うのに、無理くり一緒にしてしまっているからつらいのです。

あのときが一番つらかったでしょう。福島で原発事故が起きました。旧文部省は、ものすごく敏感ですから、あんないい加減に福島に子どもたちを滞在させるなどということは、昔の文部省だったら絶対にあり得ないことです。例えば、旧文部省時代、私が医学教育課長だったときに、O-157があり、大阪で子どもが死んでしまったことがありました。あのとき、文部省が何をしたか。それこそ「文部省の珍通達」と言われましたが、とにかく衛生を徹

底しなさい！これは大事なことです！「バナナもミカンも洗いなさい」と言ったのですね。もちろん皮をむく前のものです。バナナやミカンの皮をむく前のものを徹底的に洗淨しなさいと、ここまで言うのか、ばかじゃないの。ばか正直。それはもう完璧を期してそう言っているぐらいのことです。それでO-157のときに、バナナとミカンを皮をむく前に「洗え」と言っていたところが、あれだけの放射能が出ているところに子どもがいても「大丈夫」というようなことを言ってしまう。それは原子力政策におもんぱからなければいけない立場になってしまったからでしょう。つらかったはずです。担当の課長は私と一緒に仕事をしていた旧文部の人間です。本当につらかったと言っていました。親御さんたちが押しかけてきて、これで本当に安全なのかと言うのだけれども、「安全です」と言うけれども、自分に子どもがいて、それが言えるだろうかとか、そんなことを思うぐらい、本当に万全を期してやっていくというから、愚直だとか、三流官庁だとか言われていたのが、あんなものを平気で「大丈夫ですよ」なんていうことを言ってしまうようなことになってしまう。これもすべて原発をなくしてしまったら経済が駄目になるよというのが、また根底にあったりするようなことでできているわけです。

小泉政権以降の政権による教育統制

小 泉内閣以降はあれよあれよという間にこんなことになってしまいました。独法になり、運営費交付金も減らせという話になり、そして行き着くところは、もういま着々と進んでいるのは民営化です。あと3年の間にはそれが出てくるかもしれないですね。もう出てくる寸前までできているでしょう。今はまだ総裁選もあるからこうしていますけれども、もう少しこれで万全になってしまったら出てくると思います。それぐらい緊迫した状況にあることを考えていかなければなりません。

言うまでもありませんが、すでに学問の自由などというのは踏みにじられ

ています。今日ここに私が立っているのは、京都大学職員組合の方に推薦いただいたようでたいへん言いにくいのですが、京大ではタテカンを外さなければいけないという話になっていますが、私は異なるコメントを持っています。タテカンぐらいで目くじらを立てるなど。言うとおりののですが、そんな問題どころの話ではないことが起きているわけですよ。だからいいですよ、タテカンも。そのぐらいのことを学生が大目に見てくれよと言うのも、あってもいいと思います。私に言わせれば、京大がまず塀をなくし、京大の内側、京大の敷地内で外から見えるところに立てるようにすればいいと思いますけど、どうですかね。広島大学なんか、あれは塀がないでしょう。移転したときからないですし、この大学も塀はないですね。うちの大学はもう本当に、猫の額のようなところでやっています。山を切り開いてつくっています。もう全部山です。階段を上がらないと、どこの教室にも行けないようになっています。大階段が入り口のところに、路面から立っています。でも、その大階段はわが大学の敷地ですから、学生はそこにいっぱい作品を飾っております。

なぜ、わざわざ塀の外に立てなければいけないのかということの議論をすべきだよねとは思いますが、そういうことに目くじらを立てるのが、もっと大学はおおらかに見られてもいいというのがあるのはわかります。でも、そんなことより、安倍総理と下村大臣のときでしょう。卒業式・入学式に国旗・国歌を、「国立大学は税金を使っているのだからやれ」という話じゃないですか。そう言われたら、やるところが増えたという話じゃないですか。「え、どうして抵抗しないの?」と思います。私は小・中・高等学校の国旗・国歌の問題にずっと取り組んできていたので、その問題は広島県の教育長をしているときも深刻な問題でしたし、福岡県の課長に行ったときも深刻な問題でした。そして、それは自殺する校長まで出てしまうような問題でもありました。それはやはり学習指導要領に書いてあるのだから、あるいは国旗国歌法ができてしまったのだから、仕方がない部分はあります。だから「それはやるのはやってくれ。でも、内心の自由まで束縛するのはおかしいぞ」と

いう立場です。特に子どもたちが国歌を斉唱する必要なんか全然ないという立場ですが、それは法的にそうになっています。大学には、そんな法的縛りなど全然ありません。これは小・中・高等学校でもそうですが、入学式・卒業式は教育課程の一環で、大学の教学部分ですよ。あんなことを文部大臣や総理大臣が言うのに、どうして国大協は何も反対しないのかと、私はびっくりしました。昔はだいたいあれでデモぐらいやらなければいけないところです。「何とか粉碎！」とか言ってやっておかなければいけないぐらいの大変なことです。学生の間で本来、議論をすべきです。

私は京都造形芸術大学というちっぽけな大学が大好きなのは、東日本大震災が起こったときに、むやみに自粛する大学がたくさんあったわけですが、うちは自粛はしませんでした。卒業式は、芸術大学ですので自分が学んできたことをパフォーマンスします。それはまじめなパフォーマンスです。学生には「自分で考えろ」と伝え、その中で考えた末にやめる学科もありました。考えた末に、こういう形でなら自分たちの意志も通せるし、被災地の方々にも嫌な思いをさせないだろうということで行っているところもありました。それはあのときだって、確かに大学側が一律に「こうだ」というような話はありませんでした。最近、来年のオリンピックのボランティアに大学から「行け」と言わんばかりのことがあるような大学も出てきています。いったいどうなっているのかと思います。立て看板どころの話ではないということです。

最近で言えば、医学部の入試のやり方について、文科省にいちいち報告しなければいけないのですか。「うちの大学は適正に行っています」と言えいいじゃないですか。女子が何パーセント、女子の合格率と男子の合格率を比べ、男子の合格率が高いところは悪い大学のように言われ、女子の合格率が高いところはいい大学、そういうことではないでしょう。もちろん、入試にあんなとんでもない不正を行っていた大学があることは事実だけれども、私の知る限り、私立大学の入試に関して、医科大学の入試に関しては、確かに昔からいろいろな問題が指摘されていまして、私立だけ調べたのは過去に

もあります。国公立にまでこれがいったのは、私の記憶では初めてのことです。でも、みんなおとなしく出しています。それぞれの数値が出ていました。あれも結局、国立大学はああやって分断されてしまうのですね。女子の比率が高かった大学は、「普通にやればこうなるのですよ」というコメントを出していると、男子の比率が高くなっている国立大学は普通にやっていないかのよう聞こえてしまいます。

それはそんな単純に全部試験の点数だけでやっているわけではないですから。医学教育は面接なども取り入れたり、実技というか、ディスカッションとか、そういうものも取り入れたりしているわけだし、それぞれの大学がアドミッションポリシーを持っています。もちろん、それは文科省の局長の子どもだから入れてしまおうとか、そんなのは論外ですが、そんなことを国立がやっているわけではないじゃないですか、いくらなんだって。それを調べにいくという、私だったらできないです。わが信頼する国立大学で、「そんなことは起こっているはずはないですね」ぐらいは言うかもしれないけれども、それを調べて出せとは。でも、それも結局パフォーマンスです。今の林大臣がマスコミにいいかっこをしたいために、あるいは自分のところの局長が、そしてあれは事務次官もそのブローカーの接待にあずかっていたらしいなんという体たらくになっているときに、目をそらすために、「やはり大学の側が悪いのではないですか」的な話にいつていると言っても過言ではありません。

ちなみに、みなさんとは関係ないかもしれませんが、あの舞台になった私立大学ブランディング事業、これは非常に重要な事業でした。なぜかという、経常費助成がどんどん減り、先ほど言った9%台になってしまい、何とか知恵を絞り、財務省と掛け合い、「ブランディング事業」という名の下に、もちろんそのブランド事業があれば、経常費と同じように自由に使っているという使途のお金をもらえるということです。だから、面倒くさいいろいろな書類とかを出さなくても、もらったら、これは大学の経常費の中で使ったらしいのですよという非常に貴重な予算であったのに、あれを急に「やめる」と言い出した。何でやめるのか。全然理屈がわからない。「やめる」というの

は、不正していたからやめるということなのか。要するに、ブランディング事業には何の罪もないはずで、そのブランディング事業の代わりに「子どもを入れてね」と言った人がいたとしたら、その人が大問題なのです。ところが、その事業はもう来年度からやめますと。「はあ?」。私立大学がどれだけあると思っているのですか。あれは初年度に40校、今は100校ぐらいがもらっています。順番にいくと、「頑張っている大学から先にあげますよ」的な話になっているから、自分のところも頑張っていけば次はもらえるな、来年はもらえるなと思っていたところが、来年からやりませんと言われているのです。それも結局は自分たちの恥になることをごまかすためにやるような話になってしまっているのです。こんなことはとんでもないことです。あり得ないです。センター試験で不正があったら、センター試験をやめてしまいますというような話です。そんなばかな行政がどうして行われているのですか。そして私立大学は、東京医科大学以外は何も悪いことをしていないのに、「もうおまえたちには金を出さないよ」という話になってしまうのですか。そんなの、もう行政でも何でもありませんよ。むちゃくちゃです。

実際のところ、この国は無政府状態に近いのですよ。独裁政権ですから。独裁政権と、それに付度する人とこびる人の集団ですから、それはもうそういうことになってしまうのは当然です。私たちが持っていたような民主的な運営が行われていると思っていますか? 私はもう全然思いません。全く信用できないです。司法だって、何だかわからないような判決が出るようになってきてしまっています。そして、司法も全部いま官邸が人事権を持っていますから、官邸の気に入らないような裁判官は絶対に最高裁の判事にかなれません。最高裁だけではなく検察庁の偉い人にもかなれません。森友学園問題なんて、あんなのは立件されて当たり前ですが、なんと大阪地検特捜部は立件を見送りました。それではかっこつかないから、いま東京地検特捜部が頑張って文部科学省の汚職事件をすすめています。あれは政治家ととりあえず、少なくとも政権側と全く関係ない話だから、こういうときはきっちりやらなければならないような話です。もちろん、それはやるのが当たり前の

ですが。

だから、タテカンはもちろんのこととして、国立大学をどうするかなどということ以前に、この社会はいったいどうなってしまうのか。大学の予算など減らす一方で、軍事予算はバカバカ増えているわけです。ミサイルが飛んでくるかもしれないとか言って、イージス・アショアとか何とかいうのをこうやっていき、危ないからといって、アメリカから兵器を買ってきています。買ってくるだけではなく、兵器の輸出もやろうなんていう話にもなっていますし、大学に軍事研究をさせようなどという話も、さすがに国立はそこまではいかないでしょうが、そういうのがいずれ出てきます。つまり「金のために何でもやればいいんじゃないの」という発想です。

経済産業省の支配と国立大学民営化

私 は通産省の人たちと、そのころずっと議論をしていて、本当に考え方が全然違うと思っていました。水と油、南極と北極のようなものです。向こうは金のことしか考えていません。「金」というのは、この社会が好景気になり、大企業がもうかるようにということです。経済産業省って、大企業省ですからね。中小企業は中小企業庁という、あの中の外局のようなのがありますので、本体のほうは大企業省です。だから、企業の法人税だって、こんなに低い法人税すら払っていないようなところもあったりするような税制上の優遇をがばがばかけ、大企業にとって都合のよい政策ばかり行っているわけです。その理屈から言えば、そういうことになるのは私だって理解できます。そうしたほうがいいのだろうね。国立大学を民営化すると、お金に困ってくるだろうから、そこでこんなドカンと出すから、こういう研究をなさいと言われたら、ふらふらっとくるのではないかな。本当にそう言っていましたもの。そう言っていた経産省の課長、残念ながら、かわいそうだけれども早く亡くなってしまいました。いい人ではなかったと思うけれども。そ

の人、言っていましたもの。「文部省なんかに大学のことが……」と。

本当に、教育って総合的に考えなければいけないのですが、私が役所にいられなくなった大きな原因である「ゆとり教育」という話、あれも全部経産省の仕掛けです。経産省がはっきり言っていました。文科省をたたけば、大学はこちらへ転がり込んでくるから、文科省がダメだということをアピールしなければいけない。文科省のやっている教育政策はダメだ、だからこんなに学力が低下していると、一部の学者たちに、通産省ががばっとお金を出し、「学力が低下している」という研究をしてくれというのです。とにかく「文科省の政策をそのままやっていると、この国は亡びるぞ」というような研究をしてくれ」と言われたのが、「分数のできない大学生」という話です。京都大学の経済学部の学生が $1/2+1/3$ という計算ができないのだという大論文が、京都大学の教授によって書かれ、お金は全部経産省からその人に流れました。そのお金は大した額ではなかったと思いますが、彼に対する研究費が経産省からぐっと出ていました。それは実は、その経産省の申し出を断った学者がいて、その人がはっきりと告白しています。そういうことをして、文科省のブランドを、文科省の言うことを聞いていたら、ゆとりでみんな学力低下でダメになってしまっているのだ。京都大学の学生が $1/2+1/3$ という問いに、その瞬間はできないかもしれないけれども、過去にできなかったわけはありませんよね。むしろ、そんなものはまじめに解いたら、そちらのほうが気持ち悪くなりますよ。京都大学の学生が、教授から「この問題を解いてくれ」と言われ真剣に解いたら、そのほうが心配になってしまいます。「こんなばかばかしいことをするために京大に来たわけではないですよ」と言ってもらわなければ、これは困る。「なぜ、こんなことを私が解かなければいけないのですか」ぐらいのことは聞いてもらわないと困ります。そんなことをやり、それは全部戦略です。それで、あのゆとり教育、文科省はよくないぞ、こうなっているぞ、だから大学だって文科省なんかに預けてはいけないうぞ、独法にすれば、と。独法にすればなびいてくると思ったら、独法になってもなびいてこないから、今度は民営化と言っているのです。独法にしておけばお金

欲しさに経済産業省や大企業の言う方向に大学が来てくれるのではないかと
思っていたのでしょう。国立大学はそこまであれではないということです。
つまり彼らの目的は、高等教育機関を大企業や日本経済のためのものにしよ
うとしています。それが目的ですので、手段をいろいろ考えています。その
大目的に向かって進んでいることだけは確かですから、それをどうやって止
めるかという、小淵総理のような人に総理になってもらうしかないのです
ね。

みなさんが思っているよりも状況はかなり悪くなってきています。意味が
わかっていません。大学に「国旗・国歌を揚げろ」ということがどんなにむ
ちゃくちゃなことかがわかっていない。「だって、税金、使っているんでしょ、
揚げたらいいじゃないか」。私はそのときに書きました。そんなことを言っ
たら、税金の恩恵を受けている人はみんな国旗・国歌を揚げなければいけな
くなるのかと。例えば政府は、生活保護を受けている人はみんな国旗・国歌
をやれとかいう話になるのか。あるいは政府から助成金をもらっている企業
や団体も全部そうしなさいということではないはずです。

国立大学だって、100%もらっているならまだしも、100%なんかくれても
いないのに、それで「税金が入っているから」なんていう、めちゃくちゃ乱
暴な議論です。つまり大学の自治、学問の自由などということを全然わかつ
ていない人たちが、そういうことを言っています。私たちは専門家だから、
高校以下は悪いけれども学問の自由はないのだよ。だから学習指導要領とか、
そういう法規に従ってもわらなければならない。でも大学は違うのだよとい
うことで、そんなのイロハのイの字というようなことでやってきているのだ
けれども、そうでない人たちが支配するようになってきたら、「どこが悪いの
だ」という話になってしまいます。だから本当に経済産業省支配の世の中にな
っていったときは、その論理で大学も運営されることになると考えていか
なければいけないと思います。むしろ私立のほうは自分たちで、別に経済産
業省と関係ないよと思ってやっているわけですよ。学生にはバイトさせて
いるのはつらいですし、申し訳ないのですが。

教育のグランドデザイン

この問題も結局、トータルな日本の高等教育議論をこの20年ぐらい全然していません。外から言われることにあたふた、あたふたしているだけで、落ち着いて日本の高等教育を国立、公立、私立というのがどのように分担していくのかとか、そういう考え方は全然できていません。

例えば、芸術大学は、国立は東京藝術大学しかありません。つまり、ほとんど私立が請け負わなければいけないわけです。国立に行けなかった人たちは、その3倍の授業料を払うようなことになってしまっているけれども、それでいいのかという議論があるべきですよ。まだしもそうやって頑張って国立に入れと言うのなら、国立の芸術大学をもっと、3つか4つつくるという考え方もあっていいでしょう。今までの考え方は、「芸術のような金にならないものは私立でやっておけよ」というような、金にならないというか、「世間の役に立たないものは私立でやっておけよ」的な発想だったのかもしれませんが。東京藝大は授業料は安いけれども、そこに入るためのお金はまたものすごくかかり、何年も浪人したりして、経済的負担はそれなりに大きいと思うのですが、芸術をやる者は、「お前たちは遊んでいるのだから」と思われているのでしょうか。

いま私たち大学人は全体のグランドデザインを、役所が全然お手上げだから、自分たちで考えなければなりません。それは、大学をどうするかというのは部分の話であり、小・中・高・大学を通じてどうするかということを、どう考えていくのかという問題です。ゆとり教育は、実はそこを目指していたのです。ゆとり教育は小学校・中学校のことだろうかということ、そうではない。小・中・高・大学、すべてのことを考え、小・中学校にこういうことを導入するのですという考え方だったはずです。

それはなぜかということ、それまでの日本のグランドデザイン論議って何度か行っていますが、私も若いころからどうも変だと思っていたところがありまして、グランドデザイン議論をするときに必ず大学入試のところから話が始まるのです。大学入試を変えればこうなるとか、私が入ったときの大臣は永井道雄さんでしたが、富士山型をやめ八ヶ岳型にすればいいのだとか、

いろいろなことを言い、大学を変える、あるいは大学入試を変えると高校もよくなり、今までのような1点刻みをやらなくなり、高校もよくなり、そうすると中学校もよくなり、小学校もよくなり、これで全部うまくいくだろうと、そういう考え方です。それは私が役所に入ったときから、全然腑に落ちなかったのですね。なぜかという、大学は国家統制できないのですから。それで「大学を変えます」と文部省が言っていたって、「変えたらおかしいでしょ」と私は思っていました。共通一次試験を導入するときだって、「え、そんなことしていいのか」と実は思っていました。大学入試は大学が決めて自分でやるはずのことで、私立大学は、今だってみんなそうしています。うちはセンター試験は、どうしてもセンター試験の点数を見てくれと言う人がいたら見てあげるという仕組みで、あとは実技やディスカッション、授業を受ける試験を行っています。模擬授業試験のようなものをしたり、いろいろなやり方をして、何とかそれだけの高い授業料を払ってでもここに来て頑張ろうという子は本当にいるのか。それを何とかと思ったりしています。いろいろなことを考えます。

それであのときに初めて、2002年にゆとり教育と言われ、つぶされかかり、でも結局つぶれずに、まだ脈々とやってきているわけですが、あれをやりようと思ったのは、小学校・中学校からアクティブな学びというものをつくってこう。こういう戦略です。子どもが最初に入るのは小学校です。実は1992年に小学校1・2年生に生活科という科目を入れた。これは反対の方も、大学の先生方の中には多かったと思います。何せ、理科と社会をやめてしまうのですから。理科と社会は3年生からやる。1・2年生の理科と社会はやめる。その代わり「生活科」といって、生活の中に根ざして、社会科的なこと、理科的なこと、さらには科学的に他の科目のことも入れ、自分と自分の生活の中から何かを学んでいくのを初めて導入したのですね。これは評判がよかった。ゆとり教育とかも言われなかった。子どもたちの間でも、ものすごく評判がよかった。導入したときに上級生たちが、「何で僕たちが1・2年生のときにはこれがなかったの」と文句を言っているという話が出るぐらいよかった。その結果を踏まえ、2002年からは小学校3年生以上も総合的な学習

の時間を取り入れていきたいと思いますということです。そのときに私たちが取っていた戦略は、小学校は1・2年生で生活科をやっているの、3年生からのすっと入っていける。中学校はなかなかすぐにはいかないでしょう。高校入試というネックがあるので、なかなか総合的な学習などというところに踏み込めないだろう。でも、小学校をそうしておけば、あらゆる中学生は小学校で6年間やってきているわけですから、「何で中学になったらあれがないの?」というような問題が出てくる。これは全く思ったとおりになりました。

2002年から最初の2～3年で、小学校はだいたい総合学習が定着していき、中学校はすぐはいかなかったですが、小学校で6年間やってきた子たちが中学校に入ってくるようになってくると、中学校も彼らのニーズに応えなければいけなくなってくるということです。9年間そうしてきた子たちが高校に入ってくると、センター試験の1点刻みなんていっていると、生徒のほうで反乱を起こすぞというところまで狙っていたのですが、そこまではうまくいかなかったようです。高校は変わりませんでした。やはりセンター試験ということで授業を行っています。ただし、高校生たちは、かなりの度合いで反乱を起こし始めていたのですね。こんなつまらない授業、小・中学校であんなおもしろい学習があったのに、高校に入ったら、もう「試験にこれが出るぞ」ということばかり言われている。「こんな高校生活はいやだ」という声がだんだん上がってくるようになりました。

そういうことが出てくる中で、東大が推薦入試を入れるようになったのは、東大に入れるけれども行かないという学生が出てきたからです。東大に入れるけれども、もう日本の大学なんかどうしようもないからハーバードへ行ってしまうなどという子もいれば、上智大学がいいとか、国際基督教大学がいいとか、慶應のSFCがいいとか言って、公然とやる人がいました。私の知っている元高校生ですが、灘校の生徒で、ブログでそれを宣言して大炎上して、大変なことになってしまいました。私も彼に会ってみたら、「東大は点数でしか僕を判断してくれないからいやだ。大学なんか、もう行く必要もないぐらい学んできたし、実際にもう会社も興してやっているから行かなくていい

のだけど、親が泣いて『大学だけは行ってくれ』と言うから、それなら SFC に行きます』と言った。彼はすごいですね。「本当は行けなかったのだろう」とか言う人たちがいるわけです。ネットで書かれる。それで翌年のセンター試験を映像で、ネット公開で、その場でその問題を解いて、1年後ですよ。大学にすでに入ってからそれを受け、ほぼ満点に近い成績を取ったことをそこに示すぐらいのことをしたわけです。つまり、その人間は東大を拒否しましたということが満天下に示されてしまった。東大も考え直してくれて、推薦入試という形だけれども、そういうものを入れるようにして変わってくるじゃないですか。だから、私はついに大学入試を子どもの側から変えてきていると思ったのです。いま、『サンデー毎日』とか『週刊朝日』に載っている大学ランキング、東大に何人入ったとかいうのをダーッと、だいたい難関大学から順に書いてあるけれども、一番右のところに「海外」があり、そこが年々増えていきます。海外の大学にダイレクトに進学した生徒。そういう状態になってくる中で、少しずつではあるけれども、高校生たちが大学入試を変えることが出てきています。これが正常な姿で、大学入試を変えたら逆算でこういくというのは難しいと思います。

文部科学省は平成 20 年度から大学入試を変えると盛んにいっていますが、あれは政治的発言です。私はたぶんブラフだと思います。大学の入試を強権的に変えることはできないのですから。民間の英語テストを使えといって必ず使わなければいけないというと、大学の自治はおかしな話になってしまいます。できっこない話をいって、高校に対するアナウンス効果がすごいので、いま高校は入試が変わるらしいというので探究的学習を先取りして流行り始めてやっていますが、そのようにして変わってきています。

いずれにしても、教育の内容について私の専門は実は生涯学習です。生涯学習って、本当は学校だけではなく、生まれてから死ぬまでの学習の問題です。だから、中学生のときにこの漢字を知っていなかったらいけないという話ではないのではないのか。何を知る、知らないということは、人によって違っていいのではないかという考え方です。生涯の中でどういう学びを獲

得していくかが、何よりの話ではないでしょうか。ゆとり教育論争のときは散々いいました。「こんなに算数の時間を減らしてどうする」「算数の時間がたくさんあっても、学校を卒業してから算数を趣味にする人など、ほとんどいないじゃないですか」。数学専門家のみなさんとかいう議論をしていたわけです。こちらが言いたいのは、授業時間の多寡ではなく、数学のおもしろさをきちんとわかれば趣味が数学だという人だって出てくるはずなのに、どうしてそうならないのですか。歴史だって、あんなに年号を暗記して何とかではなくたって、「歴史っておもしろいな」と思えばいいわけです。このごろ『応仁の乱』なんて、あんな難しい本だって20万人ぐらいが読んでいるわけでしょう。本当にそれに興味があれば、どんなに難しい内容でも読めるわけですよ。それが知る喜び、学ぶ喜び、それは当然、自分がよく変わっていく喜びというものをご持たせていくのかということを考えていく。これも第一次安倍政権のときに「ゆとり教育、けしからん」と安倍さんがいって、「脱ゆとり」なんかやらせて、2011年の学習指導要領改訂ではあたかもゆとり教育を取り下げたように見えます。これは前川さんたちの面従腹背戦術で、「はい、はい、『脱ゆとり』にしますよ」といいながら、「探究的な学び」というものをそこでも追求していくことをやり続けていてくれました。

2020年の学習指導要領

今度の2020年の学習指導要領は安倍政権が決めました。前の「脱ゆとり」も安倍総理とその側近の下村さんが急先鋒でした。けしからん、ゆとり教育なんか、と。ちなみに、私は第一次安倍政権成立とともに役所を追い出されたのですが、そういう形で行いました。でも、その全く同じ安倍さんと下村さんが、全くぬけぬけと「やはり学ぶ力が大事だ」というような話になってしまい、アクティブ・ラーニング、「主体的で対話的で深い学び」とかっていますが、それは2002年に僕らがいていたことと同じだけどな

と思います。しかし、さすがに体面上同じことは言えないので、ゆとり教育を復活するといえばわかりやすいのですがそういわずに、こうっています。でもそれは、安倍さんたちが豹変したのではなく、安倍さんたちですら、従来型の詰め込んだり、たくさん学んでたくさん授業時間があればいいということでは対応できない未来が来るのだということが見えてきたということでしょう。職業の2/3はなくなってしまうとか、人工知能が人類を支配するかもしれないというような話が出てきたときにどうするのか。そこはこれから本当に議論しなければいけないところだと思います。今回の学習指導要領は、アクティブ・ラーニングを掲げたぐらいでは、私は安心はしていません。むしろ、人間にしかできないことが大事なのだと言うのだったら、「人間にしかできないこと」を、子どもたちにどうチャンスを与えていくかという問題があるのではないですか。計算なんか、機械でもできるのではないですかというような気持ちになってしまいます。それをいうと、また物議を醸しますが、小学校から英語をやらせなくたって、全部翻訳してくれるようになるのではないですかというようなことはあります。それはあえて言いませんが、今まで軽視してきたことは何かというと、何が美しく、何が醜いかということです。我田引水でいわせてもらえば、主要教科は英語・数学・国語・理科・社会、主要5教科、あるいはセンター科目などといわれて行われてきました。しかし、それ以外にも学校でやっていたことがありますよね。美術、音楽、書道、家庭科、体育もその一つでしょう。そういう部分をどう考えていくのかということをやっていかなければいけない。芸術教育を「芸術家を育てるための教育」と狭く捉えるのではなく、「感性教育」という言い方をする人たちもいますが、感性に訴える部分というものをどうしていくのかということです。

それから、今の道徳批判を私はやっていますが、倫理的な考え方は、やはり子どもたちに身につけておいて欲しいです。例えば、ネットがこれだけ便利になり、倫理は乱れきり、人の悪口とか何とか、フェイクニュースとか、バンバン流し放題というようなことになってきてしまっています。安倍政権が考えているような道徳は全く必要ないと思うのですが、人間が内なる規範

というものを自分なりに考えていくことは必要ではないかと思います。そういう教育はどこで、どの段階でやるのだろうかというようなことの議論もしていかなければいけないところにきているのではないのでしょうか。それは小学校・中学校・高校・大学の中で、どこをどうしていくのか。例えば、一時は教養教育というものが要らないかのように言われてきました。では、それをどうするのか。人間に教養は必要、ではそれをどこでやっていくのか。ご存じですか、次の学習指導要領では、高校で日本史や世界史が必修ではなくなります。「歴史総合」といって、世界史と日本史を一緒にくたにして、近代以降の世界と日本を学んでいくという必修科目になります。それはそれでいいことだと私も思います。世界史と日本史を一緒にやるとか、近代以降がおろそかにされてきて、明治までしかやらなかったような話になってきているから、それはいいのですが、それならば、近代以前の日本史と近代以前の世界史はどこでやるのという話になります。いったいどこで学ぶのでしょうか。中学校では、もちろん日本史が必修ですからそこでやるかもしれない。では、高校でやらないのだったら中学でどこまでやるのか。中学レベルでやることはどうなの。それって、もしかすると大学で日本史や世界史を必修科目にすることも考えてもいいのかもしれない。

そういう議論を1人の人間の時系列の中で、この子の学び、この人間の学びが小学校・中学校・高校・大学、そして卒業後の生涯学習のようなことも含めてどうなるのか。大きな議論をしなければいけないのに、残念ながら文部科学省は機能停止状態です。別に彼らがサボっているわけではなく、できない、やらせてもらえないだけです。やりたいのにやらせてもらえない状態になってしまい、誰がグランドデザインを議論しているかということ、教育再生実行会議という、全部総理のお友達だけが集まっているところで「こうすればいい」「道徳を教科化しろ」というような話が出てきてしまっているということです。

では、だいたい所要の時間ですね。まとまりがなかったかもしれませんが、すみません、あまりにも危機感を持っているので、おろおろして今の思いをぶつけたので、言葉が過ぎたところがありましたらおわびを申し上げます。(拍手)

【質疑応答】

司会 寺脇先生、熱のこもったご講演をありがとうございました。

われわれ組合の中でも、「敵か味方か、文科省」というようなことはよく話題になるところです。そこへさらにインサイドからの視点も含め、今後議論していくための視点を提供していただいたご講演だったと思います。最近「敵か味方か」以前に、何を考えているのかわからないというようなところを感じるところも増えてきていたのですが、最近の文科省をめぐる内情もいろいろ教えていただきました。

そこで若干お時間を取っていただき、フロアの皆さまからご質問があれば頂戴したいと思います。いかがでしょうか。挙手をお願いします。

質問者 A 心にしみる話でした。どうもありがとうございました。

ただ、現場では、いま寺脇さんがおっしゃったこととは全く逆のことが動いています。「大学とは」なんて、そんなものはかなぐり捨ててというか、むしろ驚いたのは、文部科学省ではなく経済産業省的な考え方というのは、あれはやばいのだと言われたこと自体が非常にびっくり仰天しました。

現場ではどうなっているかということ、「こうすればうまく金が取ってこれますよ」というような、そういうものが横行しているわけです。例えば、三重大学ですが、地域貢献といっても、地域の中身はだいたい中部電力と百五銀行と県庁と市役所と決まっています。そこで金をいかに取ってくるかという発想しかありません。そこで、中部電力に付度して銭を引っ張ってくるしかない。そういう金の取り方がうまい者がもてはやされる、この文化は、果たしてどうなのでしょう。

寺脇 それはすでに兵糧攻めに遭っているから、そんなことをやらなければいけないわけでしょう。ただ、大学側も、あるいは文科省側も、国民に対する説明がうまくできていない面はあると思います。つまり、「もうこんなの、大学、わかり切っているだろう」というようなことになっています。

大学の自治への介入といえば、「文系の学部は何とかしろ」というような話がいわれていますよね。それはとんでもない、ということで、かなり反発が出ました。でも、「地方創生系の学部をつくりなさい」的な誘導には、かなり乗っているところがあります。消滅する市町村が出てくるという話です。実は、わが大学は山形に東北芸術工科大学という姉妹校を持っているのですが、あの騒ぎになる前にコミュニティデザイン学科をつくったのはこの大学だけです。私立大学、これからコミュニティデザインというものを考えていかないとダメなのだとということで、学科をつくりました。ですから、地域貢献は、いわれたから地域貢献するのか。自分のこれからは、こちらはそれをやることがいわれたからやるのではなく、いわれなくてもやり、そのこと自体が大学の活力に結びついていくという考え方はあると思います。

正直、実は大学当局は青ざめたのですよ。2014年4月から学科をつくり「さあ、これからいこう」といったら、その2カ月後に「増田レポート」が出て、地方が減びるといわれた。そうしたら政府がいきなり地方創生担当大臣とかいうのを任命してあの石破茂さんが大臣になってしまい、そして文科省からは、「文系を改組して地域創生をつくるのだったら応援するぞ」というような話がきて、もちろん、その前から考えていらしたところもあるとは思いますが、くるわけです。

そうすると、授業料が何しろ違いますから、「どうするのだ、国立にできてしまったら、みんなそちらにいつてしまう」と議論になり、私が理事会で、そんなことはない、国立がやることと私立がやることはまた違うし、国立は芸術大学ではないから、うちは「芸術」ということをやり、アートで地域貢献をするというやり方はできるといって、幸い4年間、国立の勝負に全然負けずに学生がきちんと来てくれるようになっています。

そういう個別の議論があると同時に、実はこの間、いま申し上げたようなことを言うのなら、地方国立大学をどうするのかということについて、ローカル大学にしろとかいう、また外部の人たちが言っているようなことに振り回されているようなことになっているのですが、文部科学省として、いったいどう思っているの。文部科学省の役人が決めるのではないので、そこ

に本当に専門家が集まり、徹底的に議論しますよという話、どうしてそうならないのかというと、政治家が「そんなことをするな」と言っているからです。

だから、これはどう変えていくのかというときに、このように国立だけで集まるのもよいのですが、もっと国公私立全体でフラットに議論できるようなことがあってもいいのではないかと思います。実は、私は最後に文化庁にいったときに河合隼雄さんが文化庁長官だったので、河合先生はもちろん大学人ですから、そのときに今までそんなことを全然やっていなかったのですが、芸術系の国公私立の大学に全部集まってもらい、文化庁とお互いに対等に議論しましょうという場をつくろうといってつくったのです。そうしたら、全国の国公私立の、ほとんど私立が多いですが、芸術大学がきて、国の文化政策はどうなっているの。これはきちんとお互いに意思疎通して、お金を渡すなんていうことは、文化庁の乏しい予算ではできないけれども、お互いに情報交換や意見交換をしていくところから始めようじゃないかと、それは大変うまくいったのですが、河合先生が途中で倒れ長官を退かれたら、また元に戻ってしまったようなところがあります。例えばそういうこともあっていいじゃないか。

でも、漏れ聞くところによると、そのことを、あとまた若い官僚たちが受け継いでくれて、例えば「体育系の大学だけで集まろう」というようなことをスポーツ庁が考えたりもしています。大学といっても、すごく大きい大学から崖っぷちに立っている大学まであります。あるいは、狭き門で定員何倍というところから定員割れしている私立大学もある中で、「大学とは」という議論というのはもう難しくなっているのではないか。だから、地方における大学はどうだろうとか、単科の何かを極めていく大学はどうあるべきだろうというようなことを議論していくことが必要で、それを文部科学省がしないのだったら、外からやっていくこともあっていいと思います。幸い私たちの時代と違い、文部科学省の人間が外の研究会に出るのは、わりと今は緩やかになっているというか、「勝手にしている。どうせお前たちには決めさせないからね」と政治家は思っているからできると思うので、そういう研究会の

ようなものがいろいろな形でできていくのが一つ、方向性としてはあるのではないかと思います。お答えになったかどうかわかりませんが。

司会 他にご質問のある方は。

質問者 B ありがとうございます。先生は前に「三流官庁」の文科省で働いておられたのですが、中教審が非常に形骸化し始めているということで、いま作業部会になっていて、政治改革以降、官邸の力を強めてリーダーシップが取れるようにしてきたのですが、逆に言うとチェックする機関がなくなってきているのが問題。それをいかに専門家がチェックするような機構をどうつくるかが一つの課題だと思います。

先生は中教審が作業部会になっているので、教育委員会の全国版の国民教育委員会のようなものをいわれていましたが、私もそれは教育の中央統制、大学の中央統制につながるのではないかとという危惧もあったりします。その点と、文科省、全体的闘争をどう考えるかということと、政府がそういうことを全くやらない場合、先ほどの話で、もっと大学がいろいろなことを自主的にいろいろな改革をすればいいのではないかとか、集まって政策を立てるしかないという話をされたのだと思いますが、なかなかそれも難しい。国大協とか学術会議をどう評価されるかも含め、グランドデザインというか見解を聞かせていただければと思います。

寺脇 おっしゃるのはよくわかります。中央教育委員会という考え方は、どちらかというと小・中・高等学校の教育に政治が介入できないようにしていく。教育委員会制度は、地方にはあるけれども国にはない。でも、地方の教育委員会制度も、このごろはめっちゃくちゃな首長が出てきて、ずいぶん介入をしてしまっています。

ただ、今まであった国大協とか……。先ほどいい忘れたけれども、あの某学園の獣医学部ができる、あのプロセスについて、どこの大学も抗議をしないのは何だろう。少なくとも大学団体はすべきだと思いました。私大連とか、

私大協とか、うちはそれに入っていないのですが、団体がそこはいうべきで、国大協だっていうべきでしょう。国立だって設置審査は受けるわけですから、設置審査がこんな、どうも不透明な中で行われることは、「私たちは文部科学省を信頼できませんよ」といわなければいけない。これが何か、もういっても仕方がない感じになっているのですね。

先ほどの教育委員会で言うなら、前川さんが名古屋の中学校で講演したときには、それはむちゃくちゃです。そのときの前川さんが行った授業の画像と録音テープを出せとまで文科省はいつているわけで、これは教育委員会に対する非常にたいへんな国家介入です。それで名古屋市教育委員会はそれを突っぱね、「いや、そんなものは出せない」といったのはあっぱれというけれども、あっぱれでは済まないのです。本当は全国の教育委員会が立ち上がり、「文科省は教育委員会を全然信頼してないのね。では、私たちも文科省を信頼しませんよ」と言うぐらいのすごみを効かせなければなりません。それすらないのです。

つまり、政治家に何か、例えば政治家が来て、前川がどこかに行ったので、あれ、調べてこいといわれたときに、断れないから調べるわけだけでも、「ちょっと待ってくださいよ。全国の教育委員会からブーブーいつてきていて、私たちはどうしようもなくなっているのですよ」といえば、「そうか、しょうがないな」というような話になる。それすらないです。「国大協はこれだけ怒っているよ」というようなことが出てくればどうなのか。あるいは学術会議が言えば、もっと影響力があるでしょうね。

いま中教審って、方々へ行くと「私、中教審をやっています」と言う人がいて、もう200人ぐらいはいるのでないですか。昔の中教審は20何人かのすごい方々がやっていたけれども、もう作業部会的になってしまっているから、誰が中教審の本当のグランドデザインを議論している人なのかもわからなくなっているような状態なので、1回これをご破算にしなければいけないだろう。いま中教審よりも官邸の教育再生実行会議のほうが上位に置かれてしまっているわけだから、いくらここでいいことを言ったってダメな状態になっているわけです。

おっしゃるとおり、だいたい大学に介入するのはそもそもおかしいのです。何かそんなことを言われる筋合いじゃないよという話は、これは私立だってそうです。そんなことを言われる筋合いはない。9%ぐらいよこしておき、本当は50%やるといっていたくせに、9%ぐらいで文句をいうんじゃないよと、いま私学の理事としてはそう思います。そのぐらいの強い発信というものをしないと、「そんなの常識だろう」と思っていると、向こうは常識ではない人たちがやっているので、「大学の自治なんて常識でしょ」「え？ 大学に自治などあったのか」という人と相対してやっていなければいけないような状態になっていると、かなりの非常手段を取っていかなければいけないということではないかと思います。それは、例えば国大協が音頭を取ってくれば、私学も乗りましょうというような話にもなると思います。ときどき私は国大協の関係者に大変失礼なことをいったりしています。「よく国大協、こんなの黙っていますね」というようなことを、つい言ってしまったりします。いわないと、「これ、やっていいのだな」と思ってしまいます、政治の場合は。「何も文句出ないな。大臣が『入試を全部調べろ』」といったら、みんな『はい』『はい』と持ってきました。では、何でも『調べろ』」といったら調べられるのだ」と思ってしまったりするわけです。

つまり聖域、教育の聖域性というものが理解できていない人たちと、いま教育をどうするか議論を、議論をしているどころか「問答無用」で、向こうから「やれ」と言われている状態。文部科学省は敵とか味方とか言っているような段階ではなく、もう機能停止状態になっているとするならば、文部科学省に代わることを外でやっていかなければいけないということだと思えます。もちろん、この教職員団体からの意見なども出てきていいです。でも、みなさんはいいいけれども、小・中・高等学校など、免許更新制になりひどい目に遭っています。あれは10年たったら免許更新しなければいけない。そんな国家資格がどこにあるのですか。あれも第一次安倍内閣のときに免許更新制を入れるとなったときに、反対する団体がなかった。日本の教員のユニオンはないから、小・中・高等学校の。つまり日教組しかない。日教組及びそこから派生したようなところぐらいしかない。その人たちが代表なんて到

底いえないですね。2割ぐらいの組織率しかないから、それで更新制といっているだけだろう。医師の国家資格を免許更新制にすると言ったら、日本医師会が絶対反対して、そんなことはできないし、看護師会だってやらせないでしょう。他の団体だったら一切やれないのに、小・中・高等学校などはそのユニオンすらない状態で好き放題。あの免許更新制など憲法違反じゃないかと思うぐらいだけれども、そういうことが起こってきています。とにかく私が文部省でずっと仕事をしてきた常識とは全然違う話が、免許更新制、あるいは全国一斉学力テスト、こんな素人の考えるようなことを何でやらせられなければいけないのかと思います。

今日は大学の話ですが、小・中・高等学校は小・中・高等学校で、本当にひどい介入が起こってきてしまっている状態です。本当に起こっているのですが、末期の状態といわざるを得ません。でもこれは末期にしてはいけないので、末期的状況だったのを切り抜けたというように、どうしていくかを考えていかなければいけないと思います。

質問者 B ありがとうございます。

司会 ありがとうございます。時間の関係で、あと1問ぐらいしかお受けできません。

質問者 C いつも教研の記念講演は、私、睡眠聴講をするのが普通だったのですが、今回は非常にリアルな話で寝る暇もありませんでした。

一つ、文科省として国立大学法人にいわゆる幹部職員を派遣しているというか、体面上は事務局長などは大学から要請され、北海道大学で言えばいたい中央の課長級以上が文科省から来る方たちが多いのですが、そういうことに対しての先生のお考えをぜひ聞きたいと思いました。いいにくいことがあるかと思いますが、よろしくお願いします。

寺脇 それは、私は役所を追い出されたわけではなく、今から12年前、ま

だ私は54歳でしたから、本来、公務員は60までは自分が「辞めたくない」といえば辞めずに済むわけです。だからもし私がそこで「いや、辞めたくありません」と言ったら、もしかしたら「北海道大学に行きなさい」といわれていたかもしれません。私、個人としては、そういうことはおかしいと思っているので、事前に私はそういうことに、もしそういうオファーをいただいても受けられませんから、最初から「そういうことで大学にご迷惑をかけてはいけないので、そういう話は私は要りません。私は辞めて独立しますから」というていたから、私個人としてはそうです。

去年は、公務員の「天下り問題」がありました。あの天下り問題が極めて厳しくなっている中、そして60歳までは保っていかなければ、雇用を保障していかなければいけないということの中で、「文部省で高等教育政策などをやっていたのだったら、そちらに行っても役に立つのではないのでしょうか」的な人もいるのかもしれませんが。しかし、あれはもうご存じのように、独法になる前は人事は全部文部省がしていたわけで、みなさん方も辞令は文部省からもらっていたわけです。文部省の職員。同じ文部省の職員でやっていたのが、独法になったので、違うところの職員になったことの中で違和感が出てきています。だから櫻井よしこさんなどは、あれは天下りだと最初から決めつけ、要するに、独法にしたというのは天下りポスト確保のために独法にしたのではないか。「いや、それまでだって行っていたのですから、そうじゃありません」と反論していたぐらいです。

つまり、早い話が、ありていにいえば、大学側にとって役に立つ人材だったら、どこからだって連れてくるわけでしょうし、大学に行ったら自分が力を発揮できるぞと思っている人は行けばいいわけでしょう。私は京都造形芸術大学には公募で入っています。面接を受け、理事長からめっちゃくちゃ厳しい面接を受け、文部科学省から人など採る気は毛頭なかったのに、「河合先生が言うから、まあ、お前と会ってやっているのだ」というようなことを言われつつ、何とか合格させていただいて行っています。本来はそのように大学、これは全体の天下り問題、私立に再就職する場合だってそうだと思うけれども、本当に大学側が欲しているのかという問題と、それにふさわしい人材な

のかということがあり、大学側もこういう人間が欲しい、そして自分はそこでやりたいという人がいるのだったら、それはあると思いますが、おっしゃるとおり、何か自動的にそこに来ているかのような状態はおかしなことです。ね、独立行政法人なわけですから。ただ、建前ではお互いの理解の下でやっていることになってしまっているところがどうかなのというのはありますが、その辺のところは、今まで私のいた時代というのはだいたい文部省が人事をしていた時代なものですから、そこはずいぶん変わってきているとは思いますが。

ただ逆に、文科省の中には、例えばもっと若くから。実は、もう今の文科省にはいても仕方がないと思っている職員も結構います。ここにいても政治家にあごで使われ、1日の大半は政治家のご機嫌伺いをしていなければいけなくなったりしていたら、もうここではない。むしろ現場に出て政策を、この大学をどうするかという政策をやりたいと思っている職員もいると思うので、そこはケース・バイ・ケースできちんと見ていただき、オープンな形で採用することはあり得る話ではないかと思います。もっと若いときから、こちらで上がりになったから行くというのではなく、若いうちから大学に行くとか、逆にいま地方に行ってしまうのもいます。もう国でやっていたって全部いいなりだから、まともな首長のいるところの教育委員会に勤めれば、そこではまだ教育のことがきちんと議論できるというので行く人間などもいます。もう少し幅広く、文部省からあてがわれるのではなく、大学側から「こんな人間はいないか」と言って文部省に公募をかけるぐらいのことがあってもいいのではないのでしょうか。

司会 ありがとうございます。もっと話をお伺いしたいことは尽きないところですが、時間の関係もあるので、これで終わりにしたいと思います。寺脇先生、講演ありがとうございます。(拍手)

基調報告

全国大学高専教職員組合 教文部長

岡田 健一郎



大学・高等教育の未来 —加速する政府主導の 大学改革を超えて—

1. はじめに¹

みなさん、こんにちは。配布資料の中に全大教第29回教研集会の基調報告原稿（後掲）を入れています。順調に時間が押していますので（笑）、適宜かいつまんでお話しさせていただきます。

先ほどの基調講演で寺脇さんがお話しされていた、政治の内部の動き、とりわけ大学政策がどのようにして決められていったのかという話については——寺脇さんと私どもで申し合わせたわけではないのですが、ほぼ重なっていますので——少し省略して話をしていきたいと思います。

前回、前々回の教研集会では格差社会や貧困化がテーマでしたが、今回は「大学・高等教育の未来～加速する政府主導の大学改革を超えて～」という、やや大きな話に焦点を当てたものになっています。それは普段、私たちの現場にいろいろな仕事が続々とやってきて、それに対応したり反対するだけで精

¹ 本稿は、全大教第29回教研集会における基調報告（2018年9月14日）のテープ起こしに加筆修正を加え、脚注を追加したものである。また、会場で当日配布した原稿も本誌に掲載しているのでご参照頂きたい（当日は時間の都合上、原稿をかなり省略して報告を行った）。

一杯になっていて、もう少しマクロ的な、あるいは歴史的な視点が必要ではないか²。今回はそういうことを考える場にしたいという思いを込めています。

今日の A 分科会は課題別、明日・明後日の B 分科会は職種別、そして今回たくさんご応募を頂いた C 分科会は憲法問題や災害の問題など、いろいろな意欲的なテーマの分科会があります。ぜひ、そちらにも参加して活発な議論をして頂きたいと思います。

この基調報告では三つの柱を立てています。一つは、先ほど寺脇さんからもお話があった、大学・高等教育政策の決定プロセスがかなり変わってきて、私たちが思っているよりも変化してきている。特に内閣府や経産省の力がだいぶ強くなってきたという点。二つ目が、「選択と集中」というスローガンの下で、いろいろな現場で分断が起こっているのではないかということを確認したいという話。最後に、それではその上で私たちがどういうことに取り組んでいくべきかという話をしたいと思います。

2. 高等教育政策の変化——「緊縮財政」と「権力集中」

今回は年表を作りました（後掲の当日配布原稿を参照）。私どもが大事だと思ったものをかいつまんで入っただけなので、網羅的ではないし、大事なものが漏れているかもしれませんが、これを使いながら話をしていきたいと思います。

年表を作りながら、この間、本当にいろいろなことが起こってきたのだな……と改めて感じました。とにかく 2000 年以降、国立大の法人化以降にいろいろなことが起こっていて、しかもだんだんカタカナの政策（「イノベー

² この点については、金子元久「高等教育政策の動向～国立大学法人の経営統合など政府の大学政策と今後の高等教育」『全大教時報』42 巻 3 号（2018 年）を参照。

ション」だとか「スーパーグローバル」だとか)が多くなったり、アルファベットのSIP(戦略的イノベーション創造プログラム)とかImPACT(革新的研究開発推進プログラム)とかCOCなどのように、かなり怪しげなものがだんだん増えてきている。中身もかなり問題のあるものが増えてきているように思われます。

一方で、寺脇さんのお話でも橋本六大改革における中央省庁再編の話が出ましたが、現在の高等教育政策の状況はその場その場で出来てきたものではなく、かなり経済界、政治家、財務省、経産省などが長い時間をかけてコツコツとつくり上げてきた結果なのだとすることを改めて感じます。そこには二つの背景があり、一つは緊縮財政というか、お金の問題。もう一つが権力の集中です。内閣府や経産省に政治の決定権がかなり握られてきていることを感じています。

(1) 緊縮財政

——「政府への従属」の加速と長期的ビジョンの喪失

まず「緊縮財政」の方から見ていくと、寺脇講演の中でも新自由主義という話がありましたが、90年代後半ぐらいから特に、「グローバル企業の競争力の回復のため、それを妨害する既存の政治制度の全面的改変をめざす運動と体制であり、市場優位の制度を導入するために強力な国家介入をいとわない」³ という意味での新自由主義(ネオリベリズム)が強まってきています。それは単に「小さな政府」とか、政府の予算を減らすということではなく、場合によってはむしろ国家が積極的に経済・社会に介入していく、そういう動きです。

その中で公務員の削減がテーマになり、国立大の法人化なども進んでいくわけですが、それに加え運営費交付金が効率化係数で毎年1%ずつ減って

3 渡辺治「日本の新自由主義——ハーヴェイ『新自由主義』に寄せて」デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』(作品社、2007年)294頁。

いったことが大学に深刻なダメージを与えてきたことはみなさんご承知だと思います。その中で起こってきたことは次のような事態です。すなわち素直に考えれば、大学は予算が減ればその金の出し手である政府から離れていく、言うことを聞かなくなるように思われます。しかし大学は税金、交付金以外にはなかなか財源を持ちにくいいため、むしろその少ないパイ、お金を奪い合うために、今までに増して政府への従属を深めていくことが、この間起こってきたのだと思われます。そのために、COE、GP、COC など、いろいろな競争的プログラムのようなものが出てきた際、これらは強制ではないのですが、各大学が競って手を挙げざるを得ない状況が生まれているわけです。

なおかつ同時に、法人化の中で「ガバナンス改革」ということで、特に学長や執行部に権力を集中することが起こってきました。その中で、学内にいろいろな抵抗があったとしても、それを押しのけ、政府の望む改革を貫徹していく仕組みがガッチリできてきた。まさにこの十数年は、学長や執行部が文科省・政府の忠実かつ強力な「下請け」機関化する過程だったのかなと思います。その中で大学は安定的・長期的なビジョンで研究教育を考えることはできなくなってきたのが現状ではないでしょうか。

（２）内閣府・経産省への権力集中

——産業競争力のための「選択と集中」

もう一つの論点である「権力の集中」は政府内部の問題です。寺脇さんが先ほどおっしゃっていたこととほぼかぶってくるのですが、私たちは「敵」というものをやや見誤っていたところがあるのかなという気がします。全大教は特に文科省と直接交渉・対峙することが多いので、文科省を「諸悪の根源」と見る傾向が結構あると思います。必ずしも文科省が「味方」というわけでもないと思うのですが、それ以上に、財務省、そして経産省や内閣府な

4 『毎日新聞』ウェブサイト (<https://mainichi.jp/ch180409438i/> 幻の科学技術立国)。なお、本稿の脚注に掲載したウェブサイトの閲覧日は全て2018年11月4日である。

どの影響力が実はかなり強くなっていることがこの間だীব指摘されるようになってきたところです。

最近（2018年4月～10月）、毎日新聞が「幻の科学技術立国」という連載⁴をしていましたが、その中でもかなり内閣府の「活躍」が報道されています⁵。その背景ですが、以前は首相を補佐する総理府という機関があったのですが、先ほどお話しした橋本改革の中央省庁再編の中で、それが強化されました。従来は他の省庁と同格だった総理府が、内閣府に再編されることで他の省庁より1段階上になったのです⁶。さらに、内閣府や内閣官房には様々な省庁から官僚が出向しているのですが、その中で経産省が力を持ち、内閣府などの中で影響力を拡大している様子が最近目につくようになってきています⁷。それまでも旧通産省などは大学にいろいろ口を出そうとしていたけれど⁸、なかなか上手くいかなかったのが、内閣府や内閣官房などを経

5 「第2部 源流を探る（4）アベノミクスで成長重視 官邸主導で内閣府機能強化 巨大大事業チェック不全」『毎日新聞』ウェブサイト（2018年8月16日付）。<https://mainichi.jp/articles/20180816/ddm/016/040/007000c>

6 佐々木憲昭「財界支配の研究（上）（下）」『経済』2018年8月号、9月号。近年では、内閣府や内閣官房に属する官僚は「官邸官僚」と呼ばれることがあり、その影響力の拡大が指摘されるようになっていく。例えば日本経済新聞の連載「政と官 ゆがむ統治」（2018年6月25～28日、7月4日付朝刊）、朝日新聞の連載「自民党総裁選2018 安倍政権と官僚」（2018年7月31日～8月4日付朝刊）など。これらの報道の問題意識はいわゆる「安倍一強」下における官邸・内閣人事局による官僚支配や、「森友事件」「加計学園事件」などを一つの契機としているように思われる。ただし「官邸官僚」という言葉は旧民主党政権下の2008年からすでに使われている。例えば「（山田厚史の特ダネ記者魂：7）国民の名が泣く国民会議 官邸官僚が運営する民主主義」『AERA』2008年2月18日号、「（山田厚史の特ダネ記者魂：27）福田首相も自民党をぶっ壊す人」『AERA』2008年7月7日号、「鳩山首相の裏切り 官邸という「監獄」の裸の王様」『週刊朝日』2010年6月11日号、「「官邸官僚」走る秋」『日本経済新聞』2011年10月20日付朝刊など。

7 「1強 第1部 平成の楼閣（2）経産省で固めた側近」『朝日新聞』2017年2月28日付朝刊、特集「相場を動かすアベマフィア」『週刊ダイヤモンド』2017年7月26日号、「「官僚たちの残暑」座談会」『週刊朝日』2018年9月14日号など。

8 例えば、中井浩一『徹底検証 大学法人化』中公新書ラクレ、2004年。特に第8章「経産省 VS 文科省」という底流」では、国立大学法人化以前から通産省が高等教育政策に関心を持ち、介入を試みてきたことが指摘されている。

9 科学技術政策に関し特に重要なものとして、総合科学技術会議・イノベーション会議（CSTI）や、統合イノベーション戦略推進会議などが挙げられる。「幻の科学技術立国 第2部 源流を探る（4）アベノミクスで成長重視」『毎日新聞』ウェブサイト（2018年8月16日付）
<https://mainichi.jp/articles/20180816/ddm/016/040/007000c>。

10 例えば、近年科学技術政策に関してメディアなどで積極的に発言している赤石浩一・内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）は経産省出身である。赤石浩一「異見交論 53（上）」『国立大学よ、世界を見てくれ』『読売教育ネットワーク』（2018年8月17日付）

由することにより——すなわち、内閣府などの中に「未来投資会議」や「人生 100 時代構想会議」などといった(謎の)様々な会議が設置されるなどし⁹、会議の事務・運営を経産省から出向してきた官僚が担うことなどにより——その意向が高等教育政策を動かせるようになっている可能性があります¹⁰。もちろん、文科省が全て正しいとは思いませんが、経産省・内閣府（もちろん財務省も¹¹）がどういう動きをしているかということも、気をつけて見ておかなければいけないと思います¹²。

もう一つは、これも寺脇さんがおっしゃっていた、文部省と科学技術庁が合併して文科省ができたことの意味も、もう少し真剣に考えておく必要があると思います。今回、日本の公的な科学技術予算、それ自体はそんなに減っておらずむしろ増えているとさえいわれることがあります¹³、そこで SIP、ImPACT などの競争的資金——どれもかなり問題含みのものですが¹⁴——

<http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/jitsuryoku/iken/contents/53.php>、同「異見交論 53(下)「国立大学よ、世界を見てくれ」読売教育ネットワーク」(2018 年 8 月 17 日付)

<http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/jitsuryoku/iken/contents/53-1.php>。また、政策研究大学院大学「平成 30 年度「大学トップマネジメント研修」第 1 回 国内プログラム 大学改革シンポジウム「研究大学の再々定義」」(<http://ttm.grips.ac.jp/?p=709>)における赤石氏の報告資料も参照。

- ¹¹ 基調報告では経産省や内閣府の影響力を強調したが、それらと同様に財務省の影響力にも注意が必要と思われる。例えば、神田真人(財務省主計局次長)「異見交論 44(上) 国立大学は納税者への責務を果たせ」『読売教育ネットワーク』(2018 年 4 月 13 日付)

<http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/jitsuryoku/iken/contents/44.php>、同「異見交論 44(下) 国立大学は納税者への責務を果たせ」『読売教育ネットワーク』(2018 年 4 月 13 日付)

<http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/jitsuryoku/iken/contents/44-1.php>。

また、政策研究大学院大学「平成 30 年度「大学トップマネジメント研修」第 1 回 国内プログラム 大学改革シンポジウム「研究大学の再々定義」」(<http://ttm.grips.ac.jp/?p=709>)における神田氏の報告資料や、2018 年 10 月 24 日開催の財政等審議会財政制度分科会に提出された財務省作成の「文教・科学技術」資料も参照(https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/subof_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia301024.html)。

- ¹² ただし、近年では経産省自体も官邸の「下請け」化し、それほど自律的に動けてはいないという指摘もある。参照「自民党総裁選 2018 安倍政権と官僚(2) 経産省「下請け」化」『朝日新聞』2018 年 8 月 1 日付朝刊。高等教育・科学技術政策にどこまで経産省本省の意向が反映されているかについては、今後詳しい検証が必要と思われる。

- ¹³ 例えば、「教えて日本の「科学力」(4) 研究費増えたイノベーション 現状は?」『朝日新聞』2018 年 9 月 29 日付朝刊。なお、大学の「基礎的研究費」の増減については、特集「基礎的研究費は足りていない! 河野太郎議員ブログへの教職員からのアンサー」『全大教時報』41 巻 2 号(2017 年)を参照。

- ¹⁴ 例えば、公募制のはずの SIP で候補者が事前に内定していたことが判明したり、ImPACT では根拠が不十分な研究成果が公表され、実験をやり直すことになった。「幻の科学技術立国 第 1 部「改革」の果てに(6) トップダウンの大型研究」『毎日新聞』ウェブサイト(2018 年 5 月 10 日付)
<https://mainichi.jp/articles/20180510/ddm/016/040/039000c>。

がすごく増えている。

一方で、基盤的な経費がどんどん削られていて、そのような競争的資金を取っていかざるを得ない。それを取るためには、内閣府などに従属をしていく。産業界に受けるような、言い換えれば「成長戦略」や「産業競争力」に直接結びつくようなものにシフトせざるを得ない状況に置かれているように思われます。そこには従来の科学技術庁的な政策が入っている可能性があり、文部省と科学技術庁が合併したことの意味・影響というものを、もう少し真剣に検討する必要があるのではないかと感じています。その中で、近年話題になった防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」¹⁵のようなものが従来より受け入れられやすくなっているのではないか。お金がなければ研究できないので、そういうところに応募したくなる気持ちはわからなくありません。そういう状況が広がっているのかなという気がしています。

もう一つ、この歴史を整理して感じたのは、個人的な話で恐縮ですが、私は1980年生まれで、大学に1999年に入り、大学4年生のころに法人化されたわけですが、当時は何が起きているのか全然わかりませんでした。いま大学教員になって初めて、法人化がどういうことだったのか少しずつ分かり始めてきた感じがします。恐らく各大学レベルでもいろいろなことが起こっていたし、全国レベルでもいろいろなことが起こっていたはずなので、それを若手の研究者の世代に記録を残して伝えていくことはとても大事ではないかとの間感じています。

¹⁵ 参照、防衛装備庁ウェブサイト「安全保障技術研究推進制度」
<http://www.mod.go.jp/atla/funding.html>。

3. 高等教育における「分断」の発生・深刻化 ——「選択と集中」の帰結

このような「緊縮財政」プラス「選択と集中」という政策がとられてきた結果、いろいろな分断が起こっています。いろいろな分断が顕在化、あるいはますます大きくなってきています。

一つは、寺脇講演でもありましたが、国公立、それらの大学間の分断です。特に私立大学に対する補助金の少なさは、やはり深刻だと思います。国公立大学に入学しなかった学生は私立大に入学することになるわけですが、そこでは大きな学費負担がある。先ほども話がありましたが、この辺りの話で国立大、公立大、私立大がきちんと連帯できてきたかという、そこはまだまだ不十分ではないかと考えています。さらに一法人複数大学制度のような大学間連携の話がだんだん出てきています。国交私立を超えた「連携」「統合」などが上から打ち出されてくるときに、しっかりとした国公立間の共同の取り組みが必要になってくるのではないかと思います。

また国立大学の中でも分断が起こっていて、典型的には世界的研究タイプ、高度な専門的人材養成タイプ、地域貢献タイプの三つに分けられて評価などが行われている。この辺りに関しては国大協できちんと連帯・対応していくことができているように思われます。ここにも注意、取り組みが必要ではないかと思われます。

さらに大学内部の分断では、学長・執行部と各部局間の分断が大きくなってきています。学長などに権力が集中することにより、様々な部局の専門的な見地からの声が通らなくなっている感じがします。あるいは、教員養成系学部や人文社会系に対する圧力があり、その一方で理系や医学系が安泰かというとそういうことは全くなく、部局間でのいろいろな悩み、問題がある中、それが共有できていないような状況があるのではないかと推察されます。

そして労働者、すなわち教員と職員の間で分断が起こり、さらに職員の間でも常勤職員と非常勤職員などの間で分断が起きてきています（教員でも、専任教員、任期付教員、非常勤講師の間で分断があります）。無期転換問題は

まさにその象徴ではないでしょうか。このように労働者間の格差が大きい状況下ではハラスメントなどが生じやすくなっているのです、この辺もちゃんと見なくてはならないと思います。

最後に、大学と学生の分断というか、私たちがちゃんと学生のことを見えているかという問題で、寺脇講演では学生のアルバイトの話がありましたが、この間、教育などをしていても、学費が払えないという学生が増えてきているように思います。その中で政府は学費無償化などを言い始め、外部理事や実務家教員を入れようというような話を打ち出していて——無論そこは的外れなので反対すべきだと思いますが——、一方でちゃんとした給付型奨学金や大学無償化のようなものを、こちらからしっかりと打ち出していくことが大事ではないかと考えます。東工大は学費を年間10万円増額するという話が昨日出てきて、この辺もすごく深刻だと思います。

それでは私たちは何ができるか、何をすべきかという話です。その答えがあるわけではなく、まさにこの3日間の集会の中で活発な議論をして頂きたいのですが、三つほど漠然とした方向性を提案させて頂きたいと思います。

第一に、高等教育の味方を増やす努力が必要ではないかと思っています。もちろん、選挙で政府が交代すれば話は早いかもしれませんが、そこまでいかないとしても、地域の住民や労働組合、市民運動のようなものが、大学が変わっていく、減らされていくことに対して反対の声を上げてくれば、政府による一方的な大学再編は難しいと思うのです。その意味で、高等教育を「自分たちのもの」だ、大学を「社会全体のシンクタンク」のようなものだと感じてくれるような市民を増やし、高等教育の政治的、社会的な意味での「パトロン」や「サポーター」を獲得していくことが大事ではないかと考えます¹⁶。

第二に、メディアの問題ですが、高等教育をもっとよく知り、理解してくれるメディアを増やすことが大事かと思っています。先に述べた毎日新聞の連載

¹⁶ また、国立大学協会（国大協）、大学改革支援・学位授与機構、文科省の国立教育政策研究所（NIER）、科学技術・学術政策研究所（NISTEP）などとの情報交換や連携を試みることも重要と思われる。

「幻の科学技術立国」は優れていると思いますし、話題となった『週刊東洋経済』の特集「大学が壊れる」¹⁷などが出てきている¹⁸一方で、まだまだ大学の実情は市民に知られていないと感じます。読売新聞がこの間ネット上で財務省、内閣府、経済界などの関係者インタビューを載せていますが¹⁹、率直にいった外れな意見がしばしば見られます。大学のことを私たちもきちんと発信して、良いところも悪いところもメディアに伝え、それを市民に知ってもらうことが大事かと思います。

第三に、これが最も重要だと思っていますが、自分の職場の他の人々の話をちゃんと聞くことを提案したいと思います。私の個人的な経験ですが、他の部局の方や事務職員の方はどういう働き方をしているのかとか、どういう問題を抱えているのか、ということを自分は全然わかっていなかったと最近痛感しています。それは実は「自分たちの大学のことを、自分たちはよく知らない」ということだと思います。その意味で、情報を発信するだけではなく、組合に入っている人も入っていない人も、どういうことを考えているかを聞く、知ることが大事かと思います。

いろいろ話をしてきました。分断を乗り越え、ちゃんとしたビジョンを持ち、政府や財界主導の大学改革に対抗していく。自分たちの大学改革というものをやっていくためには、ここからスタートして、何回でもここに立ち戻っていくことが大事ではないかという提案をさせて頂きたいと思います。

これから3日間、活発な討論、議論を期待しています。私からの報告は以上です。ご清聴ありがとうございました。

17 特集「大学が壊れる」『週刊東洋経済』2018年2月10日号。

18 その他には、朝日新聞の連載「教えて!日本の「科学力」(1)～(8)」2018年9月26～29日、10月3～6日付朝刊などが注目される。また、日本経済新聞の連載「論文はだれのものか(上)(中)(下)」2018年10月1、8、15日付朝刊では電子ジャーナルの高騰問題を取り上げている。このような記事を掲載したメディアや記者に対して激励や感想を伝え、なお一層の報道を促すことも大切と思われる。

19 「異見交論 大学の實力」『読売教育ネットワーク』
(<http://kyoiku.yomiuri.co.jp/torikumi/jitsuryoku/iken/>)。

基調報告（冊子配布）

1. はじめに

前回の教研集会のテーマは「深刻化・固定化する階層格差」、前々回は「広がる格差・進む貧困化の中での高等教育の展望」でした。これらは社会の貧困・格差問題を踏まえて高等教育に何ができるかを考えようとするものでした。それに対して今回のテーマには、高等教育政策そのものに焦点を当てたいという意図を込めています。近年の高等教育政策において次々と大きな変化が起こっています。そのため私たちは目の前の課題に対応することで精一杯になり、マクロ的な視点や歴史的な視点から物事を考えることが難しくなっているのではないのでしょうか。よって、今回の教研集会が高等教育政策の現状や今後の方向性についてじっくり考える場になれば幸いです。

今日・明日の A 分科会は主に課題別、明日・明後日の B 分科会は主に職種別、また明日の C 分科会は各組合員や単組からご提案のあった特別テーマ別で議論を行います。

この基調報告では全体テーマを踏まえ、各分科会で議論を行って頂く際の、一つの補助線となるようなお話をさせて頂きたいと思います。

第一に、近年の日本の高等教育政策の決定プロセスにおいて、そこに登場するプレイヤーの力関係に変化が起きているのではないかという問題です。具体的にいえば、高等教育政策の決定において、従来は文科省や中教審が主導権を握っていたと思われていますが、そこに内閣府や経産省が介入し、急激に影響力を増しつつあるのではないかということをお話しします。

第二に、「選択と集中」のスローガンの下で高等教育政策が進められた結果、高等教育の現場において、様々な「分断」が生じ、深刻化しているのではないか、という問題です。

最後に、私たちがこれからどのようなことに取り組んでいくべきか、ということを考えてみたいと思います。

※ 本稿は、全大教第 29 回教研集会で当日配布された原稿に、誤字の訂正および最小限の修正を加えたものである。

2. 高等教育政策の変化——「緊縮財政」と「権力集中」

まず、近年の高等教育政策に関する主な出来事を取り上げた年表をつくってみました。あまり網羅的になっておらず、重要な出来事が多々抜け落れているかと思いますが、ご容赦下さい。

<日本の高等教育「改革」年表>

- 1959 年 総理府に科学技術会議が発足
- 1991 年 大学審議会「大学教育の改善について」（設置基準の大綱化・自由化、教養部の解体へ）。東大が大学院重点化を開始し、2000 年までに 12 校が実施。
- 1995 年 科学技術振興法
- 1996 年 行政改革会議が発足し、国立大の独法化の議論開始。第 1 期科学技術基本計画（～ 2000 年）（「ポストドクター等一万人支援計画」（～ 2000 年）を含む）。大学審議会、大学教員の任期制について答申（1997 年に大学教員等の任期に関する法律が成立）
- 1997 年 橋本政権が 6 大改革（行政、財政、社会保障、経済、金融システム、教育）を提唱
- 1999 年 日本育英会「きぼう 21 プラン」で有利子奨学金を拡大
- 2001 年 小泉政権が発足（～ 2006 年）。中央省庁再編で内閣府、文科省、総合科学技術会議が発足。経済財政諮問会議に「遠山プラン」提出。第 2 期科学技術基本計画（～ 2005 年）。21 世紀 COE プログラム（～ 2009 年）
- 2002 年 国立大の法人化を盛り込んだ「骨太の方針 2002」閣議決定
- 2003 年 国立大の運営費交付金の削減案が財務省から示される。GP（Good Practice）事業開始
- 2004 年 国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、大学共同利用機関法人が発足。第 1 期国立大学中期目標（～ 2009 年）。
- 2005 年 中教審「我が国の高等教育の将来像」。運営費交付金の効率化係数（～ 2016 年）

- 2007 年 グローバル COE プログラム（～ 2014 年）
- 2008 年 中教審大学分科会「学士課程教育の構築に向けて」（「学士の質保証」「学士力」、GPA、選抜・教育・学位授与ポリシーの設定など）
- 2009 年 民主党政権。FIRST（最先端研究開発支援プログラム。総額 1,000 億円）（～ 2013 年）（総合科学技術会議が選定し、日本学術振興会が資金を拠出）
- 2010 年 第 2 期国立大学中期目標（～ 2015 年）。日本学生支援機構が奨学金滞納情報を金融機関に通知開始。「高校無償化」開始
- 2012 年 文科省「大学改革実行プラン」。ミッションの再定義（～ 2013 年）。労働契約法の改正（有期労働者の無期転換）。第 2 次安倍政権発足、アベノミクス「3 本の矢」公表
- 2013 年 産業競争力会議が発足。文科省「国立大学改革プラン」（大学の 3 類型化や年俸制導入など）。大学 COC（「地（知）の拠点整備事業」）。
- 2014 年 総合科学技術会議が総合科学技術会議・イノベーション会議（CSTI）へ。内閣府設置法改正。第 1 期 SIP（戦略的イノベーション創造プログラム。総額 1,580 億円。～ 2018 年）と ImPACT（革新的研究開発推進プログラム。総額 550 億円。～ 2018 年）が開始（CSTI が予算配分と評価を実施）。「STAP 細胞」問題。学校教育法・国立大学法人法が改正され、教授会の権限が縮小へ。スーパーグローバル大学を指定（～ 2024 年）。文科省「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」。大学教育再生加速プログラム（AP）
- 2015 年 大学 COC +（「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」）。文科省「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」（ゼロ免課程の廃止、教員養成系の縮小、人文・社会科学系の「廃止」騒動）。防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」開始。アベノミクス「新・3 本の矢」。「国立大学経営力戦略」
- 2016 年 第 3 期国立大学中期目標（～ 2021 年）。第 5 期科学技術基本計画で「Society 5.0」が提唱。国立大学法人法改正（指定国立大学法人制度の導入）

2017 年 文科省「大学入学共通テスト実施方針」(2020 年度からの実施を予定)
2018 年 総合イノベーション戦略推進会議が発足し、「統合イノベーション戦略」を公表。PRISM(官民研究開発投資拡大プログラム)が開始(～ 2022 年)。
第 2 期 SIP(～ 2022 年)が開始したが、事前に候補を内定していたことが判明。改正労働契約法に基づく有期労働者の無期転換の開始。安倍政権が「大学無償化」を提唱(2020 年～)

今回年表をつくってみて感じたことは、現在の高等教育政策の変化は、政府や経済界が実に長い時間と労力をかけて積み重ねてきた政策の結果である、ということです。したがって、今後の高等教育政策のあり方を考えるには、少し長いスパンで歴史的に物事を見ることが大事だと思われます。ここでは近年の高等教育政策に大きな影響を与えた 2 つの政治状況として、「緊縮財政」と政府における「権力集中」を挙げたいと思います。

(1) 緊縮財政——「政府への従属」の加速と長期的ビジョンの喪失

まず「緊縮財政」についていうと、財界からの圧力などにより 1990 年代後半から新自由主義的な構造改革の流れが強まりました（ここでは新自由主義を「グローバル企業の競争力の回復のため、それを妨害する既存の政治制度の全面的改変をめざす運動と体制であり、市場優位の制度を導入するために強力な国家介入をいとわない」ものと定義する〔渡辺治「日本の新自由主義」デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義』作品社、294 頁〕）。国立大学、高専、共同利用機関の法人化、および教職員の非公務員化はその目玉の一つとなったのです。当時は「法人化によって大学の自由度が高まる」という主張もありました。しかしその後、財務省などからの圧力により、運営費交付金は効率化係数によって（2009 年度まで）毎年 1 % ずつ削減されていき、大学は安定的な基盤的経費を失っていきました。その結果、近年では教員の採用・昇任の停止などの深刻な事態が起り、それが全国的に広がっています。他方、喧伝されていた民間企業や市民からの寄附などは削減分を穴埋めするには至っていません。そうして起こったのは「限られた財源を獲得するため

に、大学が政府（特に文科省）にますます従属していく」という事態だったと思われます。一例を挙げると、各大学は少しでも予算を獲得すべく、COE、GP、COC、スーパーグローバル大学、AP、指定国立大学・・・などといった競争的プログラムや新しい制度へ競って手を挙げていきました。あるいは年俸制の導入や「法人統合」などについても同様です。形式上、これらは文科省の強制によるものではありませんが、基盤的経費が厳しい中で各大学がこれらを無視することは実質上困難です。各部局や個々人で疑問の声が上がっても、いわゆる「ガバナンス改革」によって学長や執行部へ急激に権限が集中していった結果、政府・文科省による政策誘導は着実に進んでいきました。しかしながら、そこで獲得できる資金は短期的なものに限られるため、安定的な雇用や、教育研究・地域貢献等の持続的な取組にはつながりにくくなっていますし、また、競争的プログラムへの応募のために教職員が疲弊する結果となっています。こうして大学は長期的な視点でビジョンを描くことが難しくなり、短期的・場当たりの対応に終始しているのが現状と思われます。

(2)内閣府・経産省への権力集中 -- 産業競争力のための「選択と集中」

続いて「権力集中」についてです。こちらも1990年代後半以降の構造改革、とりわけ「橋本6大改革」の中の行政改革（中央省庁再編）により日本の政府構造は大きな変化を遂げました。すなわち「日本では各省庁が業界団体などと結びついて『既得権益』を守っている。今後は首相に強いリーダーシップを与えて『タテ割り行政』を打破し、迅速に改革を進めていかなくてはならない」というわけです。当時、一般には各省庁の合併などが注目されましたが、見逃してはならないのが内閣府の誕生です。従来の総理府から人員や権限を大幅に拡大した内閣府は、小泉首相などの強いリーダーシップの実行役として、経済財政諮問会議といった省庁横断的な会議を企画し、強い影響力を獲得するに至りました。また、内閣府には各省庁から官僚が出向していますが、第2次安倍政権においては経済産業省出身者が活躍しているとされ、「産業競争力」を重視するような圧力が高等教育政策に加わりやすく

なっているように思われます。そして第2次安倍政権では経済財政諮問会議だけでなく、「産業競争力会議」、「未来投資会議」、「人生100時代構想会議」などといった多数の有識者会議が乱立し、そこで次々に高等教育政策に関して、一貫して産業競争力を重視し競争的環境を創出する方向性を維持しつつ、しかし個々の政策は非常に場当たりの・近視眼的な提言が打ち出されています。このような圧力に対しては、従来であれば文科省や中教審で一定の抵抗ができたと思われますが、政府部内での権力構造が変化し、また財政誘導などで高等教育の基盤が揺らぎ、分断がもたらされている現状ではそれも難しく、以前よりもダイレクトに高等教育政策が影響を受ける傾向があります。残念ながら、国大協や日本学術会議などがこれらの介入に対し必要かつ有効な反論と対抗策を展開できているようには思えません（参照、金子元久「高等教育政策の動向～国立大学法人の経営統合など政府の大学政策と今後の高等教育」『全大教時報』42巻3号、2018年）。

さらに見逃せないのが、科学技術政策の変化です。2014年に内閣府の下で総合科学技術会議が総合科学技術会議・イノベーション会議（CSTI）に改編され、そこで戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）や革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）などといった数百億円規模の大型競争的資金が次々スタートしていきます。ここにも内閣府や経産省の意向が強く反映され、高等教育機関をアベノミクスの成長戦略や産業競争力強化のための手段として活用することが目指されており、なおかつそこでは「選択と集中」の原理が支配しています。実は近年の日本で公的な科学技術予算自体が大きく減っているわけではありません。しかしその中でこれらの競争的資金の比重が高くなっており、長期的・安定的な研究教育を実施することが難しくなっているのです。このような状況ゆえに防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」のような仕組みが高等教育機関へ浸透していく危険性があります（また、自民党の杉田水脈議員らによる科研費批判に対しても警戒が必要と思われる）。

このように緊縮財政によって高等教育の財政基盤が弱くなっていたところへ、内閣府や経産省が産業競争力強化のための手段として高等教育に目を付

けて様々な介入を行い、高等教育機関がそれに翻弄されているのが現状と思われます。すなわち、高等教育政策において統一的な司令塔が失われ、経済政策の中に組み込まれる構造が強まり、中教審が存在感を低下させていく中で、従来の文科省や財務省に加え、内閣府や経産省などが場当たりの政策を打ち出し、それが実施されていると考えるのが現状と考えられます。

3. 高等教育における「分断」の発生・深刻化

-- 「選択と集中」の帰結

それでは、このような高等教育政策の変化が現場にどのような影響を与えているのでしょうか。この点に関しては教研集会参加者のみなさんが様々な経験をされていると思います。それらはぜひ分科会で積極的に議論して頂きたいと思いますが、この基調報告では高等教育政策における「選択と集中」が生み出した「分断」をキーワードに整理としてみたいと思います。とりわけここでは国公私立の大学間、国立大学の間、学長・執行部と各部局の間、教員と職員の間、教員の間、職員の間、大学と学生の間、それぞれにおける「分断」について考えてみたいと思います。すなわち、これまでお話ししてきたことが原因で高等教育の現場に新たな分断が生まれたり、これまでも存在してきた分断が顕在化ないし深刻化して、高等教育に悪影響を与えているのではないかということをお話ししたいと思います。

まず国公私立の大学間について見ると、ここでは従来から財政基盤に関する著しい不平等が存在してきました。海外と比べた日本の高等教育の特徴の一つは、私立大学の多さであり、日本の高等教育の大部分は私立大学によって支えられてきました。しかし私立大学への公的補助は極めて少なく、結果として学生と保護者が高額な学費を支払うことでその不足分が穴埋めされてきました。日本の高等教育への公的支出が少ないことの影響がここにあらわれています。地方の私立大学の公立大学化（多くは公立大学法人化）が進んでいます。これは、公的補助の格差は埋まらず、少子化などもあって、これらの大学で経営が悪化していることが要因となっています。また、国公立大に入学しなかった学生は私立大に入学することになりますが、そこで学生に

大きな学費負担を強いることは経済的・社会的な格差の拡大へつながりかねません。しかしこの点で（政府から押し付けられようとしているアンブレラ方式や大学等連携推進法人（仮称）とは違う形で）国公立大と私立大が連携・共闘し、政府や社会に対して現状を訴え、事態を打開することができていないのが現状です。

続いて国立大学間の分断です。ご承知の通り、文科省によって国立大学は「世界的研究タイプ」「高度な専門的人材養成タイプ」「地域貢献タイプ」という3類型に選別され、それに沿った取り組みが求められ、評価が行われ始めています。従来から大学間格差は存在してきましたが、3類型化によってその格差は正当化・固定化されようとしています。地方大学は財政的に疲弊していますが、このような状況下で各大学は自立的な形で連携できず、国大協もなかなか統一した対抗ビジョンを打ち出せずにいるようです。経営的側面から制度改革が予定され実施が見込まれている「アンブレラ方式」を既定のものとするのではなく、国立大学間で力を合わせ何をすべきかを考え直さねばなりません。

また2014年の学校教育法・国立大学法人法の改正に代表される法制度の改変等により、いわゆる「ガバナンス改革」の一環で大学内部では学長や執行部への権限集中が進んでいきました。教授会の権限は縮小され、学長選考においても意向投票の形骸化や廃止が全国的に進んでいます。これは大学でトップダウン的な改革を実行できるようにという政府の意向に沿ったものです。こうした制度改革と、財政誘導によって学長は政府・文科省の指示を従来にも増して忠実に実行する「下請け機関」化したり、一部の大学では学長や執行部が暴走しても周囲がそれを止められないというガバナンスの劣化をもたらしています。

また、部局間でも分断が進んでいるように思われます。教員養成系学部は強烈な改編圧力を受けていますし、人文社会科学系も廃止・縮小の方針が打ち出されました。実際に、全学的な組織再編の中で人文社会科学系の学科等の縮小が行われ、残された教育課程等も従来の学問領域にもとづくものから「実践的」「地域貢献」の色合いを強く打ち出すものへの改編が進められた例

があります。他方、自然科学系なども様々な困難に晒されていますが、部局間でそのような情報はあまり共有されず、結果として学長・執行部の意思が一方向的に貫徹されてしまっているのではないのでしょうか。

また、近年明らかになってきたのは、教員・研究者と職員の間、さらに常勤教職員と非常勤・任期付き教職員の間でも分断が発生・悪化してきたという事実です。恐らく従来から教職員の間での分断は存在してきたと思います。しかし人員削減や業務量の増加などにより、教職員間のコミュニケーションが減り、お互いが抱える困難などが一層見えなくなっているのではないのでしょうか。また財政難に伴い、雇用形態が多様化・不安定化しています。この間問題となっている有期雇用職員の無期転換・雇止め問題はその典型例でしょう。大学教員への任期制は1997年に導入され、その後任期付き教員は若手を中心に拡大しています。このような将来の見通しの不安から研究者への道を断念する人は少なくありません。また、非常勤講師の雇止めや待遇の悪化も深刻です。さらには、こうした職場環境の悪化はハラスメントの温床となっています。このような教職員間の分断は教育研究に悪影響をもたらしますが、残念ながら全大教や各単組は効果的に対応できていないと思われます。

最後に大学と学生の分断です。分断という表現は適切ではないかもしれませんが。ここで話したいのは、教職員は学生が抱える困難を理解できているのか、という問題です。近年、高等教育ではヨリ丁寧な学生対応が政府から要請されており、学生相談室やカウンセリング、学生面談などが実施されていると思われます。その一方、特に学生の経済的な困難さは深刻化しているように思われます。奨学金を借りて進学する学生は多いですが、その多くは貸与制のため、返済が大きな負担になっています。保護者の失業などが原因で退学する学生や、そもそも進学を断念する学生は少なくありません。このような中、政府が大学無償化を打ち出しています。その条件として挙げられている外部理事や実務家教員の採用などは無意味かつ非合理であり、拒否すべきと思われます。しかし、給付制奨学金の拡大や大学無償化それ自体は、大学からもっと大きな声で主張されるべきテーマではないのでしょうか。

4. 私たちに何ができるか——いくつかの方向性の提案

ここまで日本の高等教育の現状や問題点について見てきました。これらの問題に関して、私たち教職員組合にはまだまだやれること、やるべきことがたくさんあると思います。国大協などが十分に機能できていない現在、組合運動の重要性はかつてなく高まっているといえるでしょう。他方、ここで組合がきちんとした取り組みを残せなければ、高等教育も組合運動も、その見通しは暗いと思われます。

それでは今後私たちはどのような取り組みを行っていくべきでしょうか。残念ながらこの問題に関してもクリアな解決策があるわけではありません。むしろ、ぜひこの教研集会において、みなさんで情報を交換し、議論して頂きたいと思います。ただ、基調報告を締めくくるにあたり、最後にいくつかの漠然とした方向性を提案させて頂きたいと思います。

第一に、高等教育への「味方」を増やす努力が必要ではないでしょうか。国立大学、高専、共同利用機関は基本的に公費によって支えられています。民間企業などからの資金などは今後もあまり期待できないでしょう。従来、高等教育機関は予算獲得のため、基本的には文科省との関係を重視してきたと思われます。しかし近年、文科省は地位や影響力を低下させ、財務省や内閣府、経産省、そしてその背後にいる経済界の影響力が強まっています。これらの圧力に対抗するためには、従来よりも広い対象に働きかけを行う必要があるのではないのでしょうか。具体的には、大学周辺の地域の市民、労働運動、市民運動、そして学生などが対象として考えられます。もちろん予算配分権を握っているのは政府ですが、いざというときに大学周辺の人々が声を上げてくれるならば、政府も一方的に高等教育へ介入することは難しいと思われます。いわば高等教育機関を「自分たちのもの」だと感じてくれる市民を増やし、「高等教育の応援団」、ないし政治的・社会的な意味での「パトロン」を獲得することは重要ではないのでしょうか。

例えば近年、海外の労働運動では「コミュニティ・オーガナイズング」という手法が注目されています。これは狭い意味での労働問題だけでなく、地域

の問題に関しても労働組合が関与することによって、労働運動を活性化する取り組みです。むしろこのような取り組みは容易ではありませんが、選択肢の一つとして考慮されてよいと思われます。また、従来の文科省や財務省に対する働きかけに加え、内閣府、経産省、各種有識者会議などに対する行動も必要かもしれません。

第一の課題とも関連しますが、第二に、高等教育をよく知るメディアを増やすことが大切だと思います。近年ようやく大学の切実な状況に関する報道が増えてきました。近年では毎日新聞の連載「幻の科学技術立国」（2018年）や週刊東洋経済の特集「大学が壊れる」（2018年2月10日号）などが注目されます。しかし一般的には質的にも量的にもまだまだ不十分だと思います。また、一部のメディアでは高等教育の現場を無視した新自由主義的な報道が依然まかり通っています。このような状況を改善するためにも、高等教育の現状と課題をしっかりと報道してくれるジャーナリストを増やしていくことが重要ではないでしょうか。そのためには、私たちもメディアに対し高等教育の良い面も悪い面も積極的に発信していくことが必要と思われます。

第三に提案したいのは、単純ですが、他の人々の話をきちんと「聞く」ことです。この間組合で非常勤職員の無期転換問題などに取り組む中で痛感するのは「自分は他の部署で働く人々のことを全然知らなかったし、そもそも知ろうとしてこなかった」ということではないでしょうか。これは言い換えれば、実は「自分たちは自分たちのことをよく知らない」ということなのだと思います。日々の業務に忙しいあまり、お互いが無関心になって大学内で深い分断が生まれていないでしょうか。先ほどは課題として情報発信を提案しましたが、しかしそれと同時に、あるいはそれ以上に、まずは同僚や他の部署の人々に関心を持ち、その人たちが何を考え、悩みながら働いているのか、聞こうと努力することが大事なのではないかと思います。そして、このような取り組みを通じて「自分たちを知る」努力を続けていきましょう。分断を乗り越え、明確なビジョンを持って新自由主義的な「大学改革」に対抗するためにも、まずはここからスタートし、何度でもここに立ち返ることが必要ではないでしょうか。

A 分科会報告

【A1】高等教育政策

-- 政府主導の大学改革を超えるために--

31 単組 50 人 <司会：中嶋哲彦（名古屋大学）、光本滋（北海道大学）
文責：岩崎寛希（中央執行副委員長、大潟商船高専）>

A1 分科会として「高等教育政策-- 政府主導の大学改革を超えるために--」を開いた。

運営費交付金が毎年削減され、競争的資金を求めるがあまり、文科行政を付度せざるを得ない状況が作られている。こうして、全国の大学の教員のうち約半数は非常勤で、常勤の専任教員も約4分の1が「特任」「特命」などの形で任期付き雇用という事態に至っている。こうした状況のもとで、大学の現場は残念ながら疲弊してきている。A1 分科会では、今の大学改革のやり方・方向性が本当に大学を発展させることにつながらないことを明らかにし、あらためて大学のあるべき姿、大学を支える社会に求めることは何かを議論し共有したい。議論の柱としては、「若手の成長と育成のために」、「大学改革と組織再編（アンブレラ方式など）」、「大学の財源と財政の在り方（研究費配分や分野間の違い等）」、「高等教育無償化のあるべき姿」、「学問の自由」などを想定して開催した。

1 日目は、全体会で提起された基調報告に対しての意見やコメントを参加者に求めた。そこで議論された内容は、

- ①新自由主義的な大学改革に対抗するための「われわれの持つべき明確なビジョンとは何か」という問題が投げかけられ、「大企業に役立つ研究、役立つ人材の育成」ではなく、「市民・国民に役立つ…」ところからビジョンを構築し、大学側から政策提言を出すべきという議論でスタートした。
- ②さらに、高等教育政策が内閣府や経産省・総務省主導で決まるようになり、司令塔がどこなのかわからなくなっている状況が、いつごろからのよ

うに広がってきたのかの検証について議論し、なぜ独法化されたのかという時点から総括を行うことがそのヒントになる、という意見が出た。

③また、学教法改正に伴い、学長選挙や教授会等において、自らの大学自治を守れなくなってしまった状況について、参加者間で意見交換をした。

続いて私大教連・丹羽委員長による「私立大学のかかえる課題と政策提言」という報告を受けた。その概要を以下、記述する。

安倍政権によって矢継ぎ早に足元が揺らぐような要請が相次いだなか、

①専門職大学が開学する話題、②建学理念に関わらず実践的職業教育に私大を誘導する施策、③定員割れを強調し、私大の選別と撤退を促す話題、④私大の公立化の話題が提供され、私大の文系は研究業績は求められるのか、という質問に対し、「私大の財政は文系は黒字で、理系の赤字を埋めている。文系にはとやかく言われたい」と回答があった。

2日目は、「軍事研究」に関して2件のレポート（岐阜大山口氏・大学自治への影響、三重大前田氏・反対取り組み）があり、持ち込みで首都大東京・小林氏による「校名変更」についてそれぞれ報告がなされた。

岐阜大で2016年に安全保障技術研究（軍事研究）推進制度申請に、職務命令で「経理事務担当者」として参画させられた事例が報告された。「思想信条の自由」に反している業務命令を拒否できるか、という件で防衛当局並びに岐阜大学に情報開示を求めたが、その開示要求は300円の印紙添付で容易に出せるものの、開示された情報はいわゆる「のり弁」状況であったことが紹介された。しかし、その情報を見て懸念される問題が2点。まず、「のり弁」状態であっても、研究者として学生名や住所等が記載されておりそれは開示され、「学生であっても軍事研究に巻き込まれてしまう」ということである。2点目は関西大学等では大学としては「軍事研究に関わらない」と声明しておりながら、研究者レベルではついエントリーしてしまうという点である。

三重大では学内の役員会、教育研究評議会で「軍事研究には応募させない」と早期に確認されたが、この段階で止まっている。出されてきた研究が果た

して軍事研究かどうかの判断については、琉球・名古屋大型と岡山・島根大型に二分されていることが紹介された。本来であれば「科学者コミュニティ内部の自治によって内容が判断され、社会からの負託に応える研究成果である」か否かが判断基準となるべきである。研究資金の出どころによる判断だけではスクリーニングとしては不十分であると提案があった。フロアからは徳島大・今井氏からは、高知大では資金の出どころや協力企業が軍事産業か否か判断している例が紹介された。

首都大からは、「都立大から校名変更され、さらに再変更までの経緯」、「2年ごとに行われてきた学生へのアンケート結果」が紹介された。校名変更については、「公立大でなく私大では?」「専門学校では?」などと世間に対し知名度が低く、学生の就活に不利な状況が重く見られ、教職員についても校名変更は好意的な意見が強いことから、組合としては校名変更を要請した。大学自治という点からは、都知事の判断にゆだね、知事主導と政治介入させたくはなかったが、都立という点からは定款を知事に出させないと話が進まないといった手続き上やむ負えず、知事表明となった。また、校名変更後の移行期の学生ケアや、大学が振り出す書面へのリマーク等きめ細やかな配慮が必要となることが報告された。

この3件について総合的な議論がなされる前に、元宇都宮大学長・田原氏による出版紹介があり、組合・書記長から学長へ就任したという経歴から、組合活動に対し、次のようなアドバイスがあった。「最近、大学関連の案件に対しての閣議決定事項を見た場合、経産省主催の諮問会議の提言を付度ではなく、完全にそのままだが閣議にだされ、決定してしまっている。内閣や経産省主導での教育行政への介入は明らかである。しかし、学長としてやってきた提案と、政府の言う内容はよく似ているが、政府案の根幹は「大企業のための研究、大企業をよくする人材育成」である。その「大企業をよくするため」を「大学をよくするため」と置き換え、言われる前に自主的に改革し、市民や地域と連携することが生き残る道である、という総括的な発言に皆で納得させられた。

A 分科会報告

【A2】教育実践 -- 「上からの（残念な）改革」と 「現場の工夫」をシェアしよう--

8 単組 8 人<司会：御子柴 廣（中央執行委員、国立天文台）
司会 & 文責：岡田 健一郎（中央執行委員、高知大学）>

1、分科会の趣旨

近年、大学では AP 事業など競争的資金をテコにした「教育改革」が広がっている。新しい授業、成績評価、学部の改組など、その内容は様々だが、多くの時間と労力をかけても形だけの実施に終わり、現場が疲弊するケースが散見される。また 4 学期制のように大学へ混乱をもたらしている事例もある。「上からの教育改革」が広がる中、このような「（残念な）教訓」を共有することは各大学・部局の方針を決める上で重要と思われる。

他方で、人員・予算が減るなか、独自に教育を工夫して成果を上げているケースもある。じっくり時間をかけて教育を考える余裕が失われつつある今だからこそ、このような情報を交換することには意義があると考えられる。

このような問題意識を持って本分科会を開催した。

2、分科会での報告

今回は「上からの（残念な）改革」に関する報告はなく、「現場の工夫」に関する 3 件の報告が行われた。

（1）日本福祉大学「2008～2018 年、信州における日本福祉大の高大連携」

まず日本福祉大からは、大学の地方事務所を通じた地域連携と高大接続についての報告があった。通常、地方オフィスによる「高大連携」というと、受験生の獲得が第一義的な目標になりがちである。だが日本福祉大（愛知県）が長野県に設置した松本オフィスでは、それにとどまらないユニークな取り組みが行われてきた。

例えば、長野県からの若者の流出が問題になる中、地域連携に関しては「みんなで長野に帰ろう」というキャッチフレーズを掲げて、卒業生の長野へのUターンを支援している。具体的には、社会福祉実習を愛知県ではなく長野県で実施したり、長野県の卒業生を学内ニュースで取り上げるなどしており、Uターン率も上昇している。

高大接続に関しては、高校と学部による共同の地域調査や、高校の福祉施設実習の支援などを行っている。また、高校での進学では、通常前面に出る大学アピールを控え、各学問分野そのものの紹介を中心に行ったりしている。

単なる大学の宣伝を超えたこのような取り組みは、長期的に見ればその大学の評価を高めることにつながるだろう。現在各地で行われている「見栄えのよい」取り組みとは一線を画しているといえる。

（2）岡山大学「60分4学期制のもとでの現場の工夫」

岡山大からは、60分4学期制のもとで実施された一つの授業を取り上げ、そこで行われた工夫について報告があった。この授業は昼休みを挟んで、週1回、60分間の授業が2コマ連続で行われた。そこで行われた工夫の一部は以下の通りである。

- ・授業テーマは授業日ごとに完結させる
- ・授業開始・終了時刻を厳守する（出欠確認にICカードリーダー利用するなど）
- ・毎授業後にコメントを提出させ、優秀なコメントを次回授業冒頭で紹介する
- ・教養教育であるが、できるだけ最新的话题を取り上げる
- ・ゲストスピーカーの活用

このように細かな工夫が凝らされているが、毎回必ず一つは学生の心を動かすような内容を入れるなど、授業準備に手間暇をかけたことが最大のポイントであると思われる。このような工夫により、難しい時間割であっても緊張感のある授業を展開することができたのではないだろうか。

(3) 愛媛大学「大学教育と平和学」

最後に愛媛大からは、平和学に関する授業の実践報告が行われた。この授業では、学生が高齢者の戦争体験を聞いたりフィールドワークを行ったりした上で、テーマを設定して調査・報告することが主軸となっている。戦争体験者は次第に亡くなっており、その経験を聞く意義は高まっている。学生は戦争や平和に関心がないと思われがちだが、実際には多くの学生がこの授業を受講している。出欠はとらないものの、毎回コメントをとり、時には授業中に歌を歌わせる (!) など、学生を飽きさせない工夫が凝らされている。近年アクティブ・ラーニングが大学でも推奨(強制?)されているが、教員の工夫によってはこのように有意義なものにすることも可能ということがわかる。

3、おわりに

当初は参加予定者が少なめで心配していたが、いずれの報告も充実した内容で、次々に質問が出て時間が全く足りなかった。事前の報告申込みが少なかったこともあり1日目で終了したため、また、司会者の不手際のため、議論が十分に行えなかったことを報告者と参加者のみなさまに深くお詫びしたい。



A 分科会報告

【A3】賃金・労働条件問題

34 単組 46 人 <司会：佐々木康俊（中央執行委員、名古屋大学）
本多将和（中央執行委員、松江高専）
文責：岩崎誠（書記次長、東京海洋大学）>

今回の A 3 分科会では、直近の大きな闘争課題である有期雇用教職員の無期転換を求める取り組みを中心にした教職員の賃金・労働条件にかかわる諸課題について、最新の情勢の共有と、要求実現をはかるための戦術に関する意見交換の両方の面から報告・討論が進められた。

第 1 報告「監事には学長宛の要求書提出とセットで要請書を遠慮なく出そう！」（京都大学 石田氏）では、国立大学法人等の監事の広汎な業務監査権限に着目し、労働契約法の脱法行為である無期転換逃れ目的の雇い止めなど、労働者の要求であると同時に法人の法令遵守の面からも問題のある事案について監事への要請を行うことで、当局への牽制をはかりつつ要求前進につなげる取り組みの有効性が提起された。

無期転換ルール本格発動前に雇用上限（5 年ルール）撤廃へ大きく転換したある国立大学において、直近の監事監査報告書で無期雇用化の適法な運用の観点から他法人でも活用できる重要な指摘（学内での配置転換、無期雇用化に伴う財源の本部による手当など）がなされていること、近年の制度改正で法人役職員には業務に不正行為がある場合報告義務が課されるようになり、違法と考えられる事柄の監事への報告はむしろ教職員として義務と考えられることなど、監事の機能を活用した労働条件改善や組織運営改善の可能性について積極的な意見交換がなされた。

第2 報告「高知県立大学における有期雇用職員雇止め裁判について」（高知県立大学 中桐氏）では、正職員と変わらない業務実態があり、雇用継続の期待をもたせる使用者側の言動もあったにもかかわらず、無期転換逃れを目的としたと思われる当局側の方針変更で2016年に雇い止めが行われ、これを不服とする訴訟を組合支援のもとでたたかっている有期契約職員2人の事例について、集会前日（9月13日）に控訴審判決が出される（結果は雇止めの無効を認めない不当判決）という緊迫した情勢の報告があった。また、同大学では本来5年を超える雇用を予定していたプロジェクト職員に対する2018年4月の雇止めでも裁判が始まっていることの報告があった。

雇い止めから訴訟に至る経緯、他の有期職員に関わる状況、裁判の今後の展望など、質疑では分科会参加者から高い関心が寄せられた。

第3 報告「無期雇用に向けた取り組み」（名古屋大学 杉本氏）では、選考による無期雇用の「限定職員」への転換という形で全学的な無期雇用化を実現した名古屋大学での取り組みの経過と現状について報告があった。2018年4月時点で1175人の契約・パート職員の無期雇用化が実現したが、今後も「限定職員」制度による無期雇用化のハードルを上げさせないこと、「限定職員」制度の導入を理由に既存の正規職員化の制度を後退させないこと、賃金・休暇など引き続き大きい正規職員との格差について待遇改善を求めていくこと、また限定職員が事業縮小などによって整理解雇対象とされた場合の対応など、数多くの運動課題が残っていることが報告された。

東北大学をはじめ、相当数の大学で「無期転換したら、整理解雇はできないので定年まで雇用しなければならない」との理由で雇用更新上限の撤廃を拒んだり、無期雇用化にあたって「定年までの財源の部局における保障」を求めたりするものが今なお多い中で、まず在職者について雇用を打ち切らせず（5年を超える雇用を実現させ）、その上で次の課題（整理解雇の回避、待遇改善の実現など）にあたっていくことの重要性が質疑、討論の中でも確認された。

しかし一方で、名古屋大学においても 2018 年以降の新規採用者について個別に「3 年」の更新上限を採用条件として設けての雇用が公募人事の半数程度を占めている事実が報告され、安定雇用の実現には使用者（監督的立場の教職員を含む）の意識、法人財政、教育研究に係る補助金制度など根本的な課題への取り組みもあわせて必要と考えられる。

第 4 報告「東北大学の雇い止めに関する活動」（東北大学 後藤氏）では、東北大学当局が労働契約法による無期転換は拒んだ上で「別途の無期雇用制度」として導入した限定正職員制度により、恣意的な選別による雇い止めが行われている現状が告発され、こうした現状のもとで「10 年、20 年後も同じ業務があるとは言えない」などと放言するなど不誠実な交渉態度に終始する東北大学当局に対抗するための労働審判、雇止め無効訴訟、不当労働行為救済申し立て、街頭宣伝などの取り組みの状況が報告された。

3 月に雇い止めされた当事者がクーリング期間を経過した 10 月に再採用される際、「再採用の約束をしていない」との念書をとるなど脱法に脱法を塗り重ねるような動きもあり、9 月下旬に第 1 回が開かれる全大教加盟組合と連帯しての新たな団体交渉など、継続的な取り組みでこの問題を終わらせない決意が表明された。

名古屋大学の例では改正労契法施行前から「リセット公募制度」などにより 5 年を超える雇用継続の実態が広汎にみられたことが「限定職員」制度による無期雇用化方針の決定に大きな影響を与えたところ、法改正前には「協議延長」制度によって大部分の有期職員が就業規則上の雇用上限を超えて勤務を継続していた東北大学でのこのような対応は、有期契約労働者の雇用安定を目的とする改正労契法の施行をきっかけに故意に雇用を不安定化させた点で悪質性がきわめて高いもので、質疑・討論でも多くの支援の声が寄せられた。また、初日の全体集會に引き続き、闘争資金カンパの呼びかけが行われた。

第5報告「2014年以降に導入された国立大学法人の年俸制概要」（全大教森戸氏）では、「新たな年俸制」の拡大を文科省が打ち出している情勢を踏まえ、「国立大学改革プラン」の一環として2014年度政府予算で設けられた「年俸制導入促進費」により各大学で導入された年俸制の現状について、基本年俸表や年俸改定（昇給）の仕組みなど各大学の制度を比較分析する上でのポイントと考えられる事項、事例が報告された。

質疑・討論の中では、教員の採用・昇任人事にポイント制を採用している大学で「年俸制にするとポイントに余裕ができる（採用・昇任人事がしやすい）」との認識が広がっているケースがあるなど、年俸制導入が人件費抑制手段として作用しているとみられる事例が紹介された。今後「年俸制導入促進費」と切り離すことで導入規模の拡大がもくろまれている「新しい年俸制」においても、年俸改定や業績給が抑制されるなどして人件費抑制（低賃金化）につながらないよう制度の設計・運用を注視していく必要があると考えられる。

第6報告「退職金引き下げの代償措置として失効年休積立制度を獲得」（山口大学 鴨崎氏）では、これまで55歳昇給停止の代償措置として銀婚式休暇を導入、配偶者扶養手当の引き下げへの代償措置として二次健診の職務専念義務免除を実現するなど、一つ一つの労働条件の不利益変更を見過ごさず、多くの要求事項を挙げて一つでも代償措置を獲得する取り組みを重ねてきた中で、2017年度末に各大学で強行された退職手当引き下げの代償措置として民間企業で導入事例の多い「失効年休積立制度」の導入の方向で合意にこぎつけたこと、具体的な制度内容について案を提示させ現在折衝中であることが報告された。

質疑応答では、多彩な要求事項を挙げる上でのアイデア出しの過程・方法について質問が寄せられたほか、こうした前進例を共有し大いに活用したいとの発言があり、単組間の情報共有・交流の重要性が実感された。

以上の報告に基づく質疑、討論のほか、次のような事項で参加者からの発

言に基づき活発な情報・取り組みの交流が行われ、問題状況と参加者の関心の多様性を反映した幅広い内容の分科会となった。

- ・改正労契法の施行に伴い、従来からの有期雇用職員には無期転換を認めるが、今後の採用者には雇用上限を付け、無期転換は認めないという対応をとる法人への対応（山口大学、高エネ研、電気通信大学）
- ・非常勤講師の無期転換の実現状況と、無期転換回避などを目的とした違法な「委嘱」「業務委託」扱いや、脱法的な「クーリング」の事例（名古屋大学、室蘭工業大学、島根大学、電気通信大学、東京海洋大学、東京大学、横浜国立大学）
- ・改正大学教員任期法による任期制教員への「10年ルール」の適用があるのか、5年で無期転換が可能なのか争いが生じている事例（横浜国立大学）
- ・事務職員、任期制教員・研究員などのメンタルヘルスの悪化と、組合の取り組み（東京大学、山口大学）



A 分科会報告

【A4】男女共同参画

20 単組 25 人 <司会：金重幾久美（女性部常任委員、山口大学）
司会 & 文責：笹原恵（女性部長、静岡大学）>

大学や組合における男女共同参画を進めることを目的とした「男女共同参画分科会」には、14 日、15 日の二日間で 25 人の参加があった。

一日目は、女性部から、例年実施している「男女共同参画基本データ」の報告が行われた。まず藤山女性部委員（京都大学）から、全大教加盟の 106 単組中 31 単組から寄せられたデータを一覧にした資料に基づき、事務職員の女性管理職比率や、産休・配偶者出産休暇・育児休暇の制度および取得状況、また子どもの看護休暇や介護休暇制度などについての説明がなされた。

産前・産後休暇を 8 週・8 週にする大学の増加や非常勤職員の取得者の増加、また代替員制度を活用している大学や配偶者出産休暇制度を活用している大学がみられることなどが報告された。また子どもの看護休暇や介護休暇は回答した全ての大学にあったが、非常勤職員の介護休暇を有給休暇としている大学は少なかった。

女性の事務職員の課長相当職以上の女性比率が高かったのは、国立国語研究所（25%）、山口大（21%）、神戸市外国語大学（17%）、九州工業大学（17%）の順であった。

次に海妻女性部委員（岩手大学）から、当日配付資料（「アンケート調査 2018 集計と分析」と国大協の資料）に基づき、調査の分析について報告があった。

最初に、国大教が現在掲げているアクションプラン（2016 年度～2020 年度）において、達成目標とされているデータの紹介がなされた。それは、

①女性教員の比率を平成 32 年度までに現在の比率よりも 10 ポイントあげ

ること、

②学長や理事、副学長に占める女性比率を12%以上にする(現状は学長4%、理事6%、副学長11%)、

③教授に占める女性比率を15%以上(同10%)、准教授を23%以上(同16%)にすること、

④事務職員では課長相当職以上を17%以上にする(同10%)

などである。

女性部アンケートのデータでは、「課長相当職以上」の女性比率は、国立国語研究所と山口大学で上に挙げた目標値17%を超えるなど、増加傾向が認められるものの、実数をみると、2、3人という回答が多数を占めており、わずか1名の女性管理職の誕生によってでも管理職女性比率は大幅に増加するという、「数字のマジック」が生じている。

また今回の女性部調査には3つの高専から回答を得ているが、いずれも職員数・管理職ポスト数の規模が小さく、管理職女性比率のみならず職員全体の女性比率も低いことが特徴となっている。国大協の調査でも高等専門学校の置かれている状況は把握されておらず、また高等教育機関に対する女性活躍支援は、暗黙裡に大学を想定する傾向があるようである。今後は高専も含めた網羅的な高等教育機関における共同参画の状況の把握が必要であり、そのうえで高専を含めた支援がのぞまれる。

他方で、国大協調査によれば、国からの経費支援が近年、充実したこともあり、女性研究者支援の取り組みを行っている大学が多く、また女性活躍推進法にもとづく一般事業主行動計画策定なども行っているところも多い(86大学中81大学が策定)。いわば各大学が競うように女性研究者支援をしているが、一方で、女性研究者数の増加の裏には非常勤の登用(理事)などがあることもわかっており、その点は注意深く見守る必要がある。

女性部のアンケート調査でも、女性の積極的な登用制度についてさまざまな報告があったが、逆に「後退したこと」「問題点」についてはほとんど回答がなかった。各大学が女性活躍支援を競う状況下で、目新しい支援を次々に

繰り出すことに迫われ、教職員の実態から問題点を洗い出し不満をすくいあげる作業がおろそかになっていることが危惧される。今後の女性部調査は、この「問題点の洗い出し」作業をできないか検討するなど調査の仕方を見直すことなどが総括として示された。

この後、出席者の自己紹介や各人の現況や問題意識などが紹介され、翌日のテーマ（セクシュアル・ハラスメントなど）への期待なども聞かれた。

二日目は、「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークの最近の動向」（岡山大学、笹倉万里子さん）と、「産前産後休暇、育児休暇中の代替職員の確保について」（有明高専、古賀つかささん）の2つの報告がなされ、フロアも交えた活発な意見交換や質疑応答がなされた。

笹倉報告は、キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークの設立経緯やメンバー、活動内容、そして全国集会のテーマの変遷等を紹介するとともに、大学におけるセクシュアル・ハラスメント対応の現状（相談体制や専門の相談員を置いている大学の例など）、そして岡山大学職員組合のハラスメント対策についても触れたものであった。岡山大の職組では、大学の対応窓口を紹介するほか、団交の議題とする、組合主催の学習会を開催し情報提供を行うなどの取り組みがなされているということだった。

古賀報告では、かつての勤務校で経験した妊娠・出産時に代替要員の確保の苦労から、大学や高専で、妊娠や出産に伴う対応マニュアルを整備することや、技術職員の代替者を確保するための人材バンク等の作成などの改善提案がなされた。報告者は代替要員を確保するために、早めに妊娠を職場に報告したものの、早すぎると上司からいわれたことや、公募を依頼しても迅速に対応してもらえず、結果として代替要員も見つからず苦労したこと等が紹介された。

その他、ライフプラン教育やLGBT等の問題についての意見交換や全体の感想などについても話し合い、女性部としての課題を共有することができた。

A 分科会報告

【A5】教員養成系大学・学部問題

10 単組 15 人<司会：村井 淳志（大学・高等教育研究会委員、金沢大学）

長山 泰秀（書記長、全大教）

司会 & 文責：丸山 剛史（大学・高等教育研究会委員、宇都宮大学）>

今回は、分科会開催を待っていたかのように当日発表・持ち込みレポートが多く、時間調整をしなければならないほどであった。この間、教員養成系大学・学部は、国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議「教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて——国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議報告書——」（2017 年 8 月。以下、有識者会議報告書）への対応を迫られている。昨秋、文部科学省は教員養成系大学・学部を個別に呼び出し、有識者会議報告書への対応を確認しており、各大学は有識者会議報告書への応答を考えざるを得ない状況にある。あわせて、2016 年 11 月の教育職員免許法改正や「教職課程コアカリキュラム」（2017 年 11 月）等への対応を求める、教職課程の再課程認定にも応じなければならず、各職場で政策対応に追われてきた。

(1) 岩手大からは「地方国立大学の教育学部が生き残るには——岩手大学教育学部の現状——」という題目で報告があった。内容構成は、「1. 教育学部の現状」、「2. 岩手大学教育学部の特徴」、「3. 教職員の現状」、「4. 教育学部教員に明日はあるのか?」。岩大ではいわゆるゼロ免課程廃止に止まらず、北東北 3 大学におけるクロスアポイントメントで科目を維持することが求められ、これを拒否したところ、地元私立大学との協働が求められたことなど、近年の大学政策の影響を受けていることが報告された。再課程認定対応において、幼稚園教員養成からは「撤退」することにはなったが、「教職大学院の研究・実践の場」として「附属幼稚園は維持」したことは附属幼稚園を存

続させたいと考えている大学には示唆を与えてくれるものと思われる。

(2) 岡山大からは「教育の未来をグローバル経済戦略の餌食にするな！——教員養成系大学・学部、大学院の現況と今後について——」と題する報告があった。内容構成は次のとおり。「はじめに」、「未来を見据えた改革になっているか」、「教員養成系大学・学部の統廃合を許してはならない」、「岡山大学教育学部の課題と展望」。報告では教職大学院一本化の流れのなかで文科省との粘り強い折衝により「教育科学専攻（修士課程）」新設に成功するなど、着目すべき取り組みがあったことが報告された。これは岡山大が兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科（博士後期課程）の構成大学であったことも幸いしたようであるが、教職大学院以外で「教育」と名の付く専攻・コースが消滅しつつある状況のなかでは着目すべき動きであると思われる。しかし、岡山大では90分*16回（2単位）の2学期制から60分*16回（1単位）の4学期制へと移行し、この対応に苦慮していることなど、課題が少なくないことが報告された。また、報告では「全大教として教員養成系大学・学部、大学院の今後について積極的に提言していく必要がある」という提言があり、分科会として政策提言ができていない現状において、この問題提起は重く受け止める必要がある。

(3) 宇都宮大からは「宇都宮大学・附属幼稚園廃止問題と群馬大学との共同教育学部設置協議」と題する報告があった。内容構成は次のとおり。「1. 附属幼稚園廃止問題」、「2. 群馬大学との共同教育学部設置協議」。宇大では教員数削減を附属学校園にも一律に適用する動きがあり、この動きのなかで附属幼稚園縮小・廃止が検討され、「廃止」だけがマスコミ報道で伝わったことが説明された。最終的に幼稚園廃止は免れたが、その後、群馬大学との間で共同教育学部設置に向けた協議が始まり、現在も検討中であることが報告された。一連の問題は、国立大学の経費削減、特に人件費削減が主な原因であり、学長の判断も事態や状況を左右すること、教員養成系大学・学部の存

統に関しては教育学部と教員養成・教員需給とを結びつけて考えていることが問題であることが指摘された。しかし、教育学部と教員養成・教員需給とを結びつけることが問題であるとの指摘に関しては大学・学部が存在意義ともかわり、見解が分かれた。

(4) 愛知教育大からは「愛知教育大学の状況から教員養成系の「大学」としての理念確立と運動の方向性について」と題する報告があった。内容構成は次のとおり。1) 「大学自治の問題」、2) 「学部」、3) 「大学院改革」、4) 「財政問題」、5) 「「有識者会議報告」批判がもっとも重要?!」、6) 「その他」、7) 「まとめにかえて」。愛教大では、大学憲章を制定するなどした前学長の民主的運営に対して反動とも思える動きがあること、特に職員組合経験をもつ理事であっても組合軽視の傾向にあること、組合員減少もあり、教授会等でも反対意見が出にくい状況にあること、等の現状が報告された。また、大学院改革では教職大学院への一本化に困惑しつつ、教職大学院に重点化する方向で検討が進んでおり、そのなかで「教科専門も現場実績義務付」、「教職大学院講座解体を学長専断」するなどの事態が起きていることが報告された。こうした状況に対して、報告者は「大学における教育と研究の統一理念（「フンボルト理念」）を改めて確認することが重要」であり、教員養成系大学・学部では「教科専門研究（卒論・修論含め）の、教員養成と教材開発への本質的意義の学問的確認」が必要であることを強調した。さもなければ、「研究位置付け無し」の「人材養成」の場と化すとの懸念も示された。

2日間の分科会では、種々の「改革」に際して「いろいろな意見を出し合ったり、話し合う場はなかったのか」といった大学の民主的な運営に対する疑問が出されるとともに、有識者会議報告書に対して全大教が積極的に提言を行うべきという発言もあり、全大教及び教員養成系大学・学部問題分科会の存在意義が改めて問われ、協議を通じて全大教及び本分科会の活動の重要性が確認された。

B 分科会報告

【B1】組合の拡大と強化

-- 大きく、強く、楽しい組合をめざして--

19 単組 23 人＜司会：栗山敦（中央執行委員、京都大学）
文責：森戸文男（中央執行委員、全大教）＞

この分科会には4つのレポートが発表され、その概要は以下の通り。

①組合活動の理解を深める「組合だより」岡山大学職員組合

ー 50 回を超えた旅行記の連載とともに振り返ってー

「組合だより」は未組合員を含めて教職員全体に2100部をカラー印刷して配布している。組合として「組合だより」の作成に大きな力を入れている。「組合だより」は、組合の取り組みの成果を伝え「頼りになる組合」の雰囲気を醸成する役割を果たしている。また情報を伝える重要なツールとして組合ホームページにも「組合だより」を公開している。その中で私は、2012年10月発行の「組合だより」から6年間「ローカル線で行く、フーテン旅行記」を連載してきた。旅行記を連載する意義は、写真やグルメ記事によって「組合だより」を手にとって読んでもらうことであり、この記事は評判も良く手ごたえを感じている。

②岡山大学の職員組合の考え方と組織

2002年の組合大会で「人権を基軸にした参加型の組合」づくりを基本方針として決め、それまでの「労使対峙型」（要求実現型）に加えて「労使共同型」（参加型）に転換した。組合の7つの柱は、1. 大学の自治の一員 2. 「学問の自由」の擁護者として研究・教育環境づくり 3. 「働く者の権利」擁護者として労働条件改善 4. 「人権委員会」を組織 5. 学習会や文化サークルを組織・支援 6. 憲法を学内で活かす 7. 以上の立場から新しい大学づくりに積極的に参加すること。その課題を行うため、運動の継続のため

任期を終えた委員長、書記長を副委員長として留まってもらい副委員長を6人体制にした。成果を上げた取り組みを挙げると、学長選での組合主催の立会演説会、大学に「パワハラ委員会」を設置させる、有期雇用職員の無期雇用転換などがある。組合は、広報活動とアンケート活動に力を入れ大学構成員と大学執行部の意思疎通を図る架け橋となっている。

③九州工業大学教職員組合活動報告レポート

組合役員のなり手がなく、役員の多くが一斉に交替するため活動の継続性を保つことがうまくいかない。役員の負担軽減、役員のローテーション化を検討している。また、組合員同士の繋がりをつくるため気軽に参加できる交流会などを行う予定である。

④京都大学職員組合の取り組み紹介

組合員の拡大と京大職組特有の福利厚生活動の紹介があった。この間の福利厚生活動で分かったことは、そもそも組合費と等価の経済的サービスは提供できないし、組合員拡大につながるような過大な期待はしない方が良いということ。そもそも組合はサービス業ではなく消防団のようなものであると理解している。組合自体が独自に提供できるものは少なく、外部の事業者（ろうきん、教職員共済、法律相談など）と提携して行う必要がある。

⑤レポート報告に関わって次の内容の意見交換をおこなった。

○組合役員をローテーションによって全員が入れ替わると、組合活動の継続性が保てないため活動が停滞する。そのため一定数の経験豊かな役員を残すことが大事であり、そうした役員を育成する組織方針を持つことが組合の強化につながる。

○組合新聞（ニュース）は、文字数は少なく問題を解りやすく説明することによって多く教職員に読んでもらえる。文字数の多いニュースは読まれないので、如何に読みやすくするか創意・工夫が求められている。

B 分科会報告

【B2】教員の待遇・労働条件と教育研究環境

20 単組 25 人 <司会：笹倉 万里子（前中央執行委員、岡山大学）
司会 & 文責：奥 浩昭（前中央執行委員、電気通信大学）>

充実からはほど遠い教育研究費措置へのノーベル賞受賞日本人科学者からの相次ぐ懸念の表明に対する国家（文部科学省）の黙殺は、沖縄県民の意志への国家（防衛省）の対応と軌を一にしているように思われます。やせ細り続ける高等教育研究機関の教育・研究環境の改善のために私たちは何をなすべきでしょうか。

隔年開催の全大教教研集会で私たちは、4 年に一度実施している「教員アンケート」のデータや、集会に参加した教員の勤める大学の現状報告を基に、人事不補充と基盤の研究費削減、有期雇用教員の実態把握とそれに抗する行動等について議論しました。その中からいくつか報告します。

不補充が教育と研究に及ぼす影響や、退職した教員のポストがなくなるケースについて報告がありました。このような事例がありました。定年退職した教員の補充人事に際し、「卓越研究員事業」（40 歳未満の研究者を採用）に応募していることを条件と課しましたが、人文社会科学系の人事ということもあり、この事業に応募する若手研究員は極めて限られており、結局応募者は出ませんでした。それを受けて人事手続きを再度行うという無駄な労力を注ぐことになりました。ただ、この件に関し大学執行部を一方向的に責めることはできません。中期計画が終了する 3 年後までに教授の占める割合の大幅削減を義務付けられており、その達成（に近づくため）には、「ほぼ不可能」の現実を承知しつつなお「卓越研究員事業」への応募を採用の条件としたのです。卓越研究員が採用されれば、一定の（大学から見れば決して小さくない）予算が追加措置されるのですから。

一方で、教授のポストを削減し続け、学科の運営に支障を来し、慌てて教

授採用に踏み切ったという大学の報告もありました。

科研費他の外部資金を獲得できる教員の比率は限られており、減少一途の基盤的研究費で研究室の運営に深刻な影響が出ていることや、基盤的教育費減少による教育活動の質の低下や文化財の保護活動制約などの現実が報告されました。「地方」の大学は深刻さの度合いを強めています。全国各地に残された貴重な文化財を保護しようにも、貧弱な予算やスペースの確保困難からその文化財を守れない現実も知らされました。

孤立する有期雇用教員の実態も報告されました。これらの教員は学内の各種センターに分散して配置されており、その地位の安定に学部や学科といった組織が関与できず、また教職員組合でもうまく対応できていない現実があります。

大学執行部主導の教育改革（例えば「4 学期制」）が効果を上げていない実態も紹介されました。大学執行部と教員組織の距離はどんどん広がっています。政財界や財務省の意向を受け、文部科学省は教授会その他教員組織の発言権をほぼ剥奪し、学長や理事会による強力な経営の一層の強化を大学に迫っています。その結果、教員集団には無力感や孤立主義（身を置いている大学という組織への愛着のない）に陥っているように思います。

この窮状をどう打開するか。教研集会基調報告の「提案 1」にあった、「大学周辺の地域の市民、労働運動、市民運動、学生など」への働きかけが重要ではないでしょうか。教研集会後、メーリングリストを通じて、「それぞれの大学の現状を広く地域に発進しよう」との呼びかけがあり、それに呼応する教員の輪ができつつあります。このような地道な活動、ゆるやかな連携活動が、いつか大学外の人々の心をとらえ、高等教育研究機関の教育研究充実につながることを念じます。

B 分科会報告

【B3】 事務職員（全大教事務職員交流集会）

14 単組 18 人 <司会：高島悟史（事務職員部委員、東京大学）
荒井竜一（事務職員部委員、東京芸術大学）
文責：辻英佑（事務職員部委員、京都大学）>

事務職員分科会は、

- (1) 事務職員の労働条件、
- (2) 「機能強化」「再編」の中での事務職員のあり方、
- (3) 事務職員を組合に組織するにはどうすれば？

を主なテーマとして、参加者の職場で起こっていることや感じていることを交流しながら、事務職員に共通する課題について理解や議論を深め、職場での取り組みに活かすことを目的に開催した。

現役事務職員の参加者 10 名の他に、教員、定年退職後の再雇用事務職員、組合の書記、図書系職員、事務補佐員の参加者構成となっており、多様な職種による事務職員交流集会であったが、各単組における事務職員の組織率の低さを反映した参加状況となった。

分科会では、最初に自己紹介を行い、参加の目的について紹介してもらった。

自己紹介後、レポート報告と、それに対する質疑応答の形式で進められた。最初のレポートは、岐阜大学から、軍事研究に関して反対の立場から職制上の係長としてどのように携わったか、とのレポート報告だった。仕事の手法として基本（法令、根拠）を踏まえてからではなく、すぐに答えを求める傾向にあること。教育、研究現場の末端ではあるが、誇りをもって仕事をしたいことが報告された。

次に京都大学から要求事項における監事監査の活用が報告された。監事監査を活用して一歩でも要求項目の実現を図ることで組合運動の可視化、ひい

ては拡大の成功を導くことができるのでは、との提案だった。公益通報者保護法により内部告発者は権利保護されること、2014 年～15 年に監査規程の改正で、不正については教職員には報告義務があるとの意見が出た。

引き続き、京都大学から「事務職員の職場の状況（派遣職員の増大等）」のレポート報告があった。現場では派遣職員の増大が続いている、との報告に対し、派遣者労働者数の把握、事務職員の職名別、年齢別の男女構成比について質疑応答があった。

この後、参加者の各大学における事務職場について報告、意見交換が行われた。

職場環境や雰囲気が悪いにも関わらず、組合員の拡大に結びつかないこと、超過勤務は早出出勤にも適用されることといった意見が交換された。

山口大学からは持参資料に基づき、直近の状況について報告があった。事務職員の組合員の減少によって、事務職員の要求に関するとりまとめが行いにくい状況となっていると報告があった。

2 日目は、大規模大学における新たなキャリアパス制度の導入について報告があった。事務職員に母校出身者が採用されており、若手への処遇改善と併せて検討されている一方、旧来の役職者の処遇を検討しているかは不透明である。この報告を受けて、各大学でも母校出身採用者がいるとの情報提供があった。

最後に、事務職員のやりがいと拡大について意見交換が行われた。

大学の運営に携わるやりがいもある一方、時代の変遷にともなって職場の未組合員、特に若手職員の要求も変わってきており、拡大の特効薬は見出しにくい現況である。事務職員アンケートについては法人化時の質問項目を削除しつつ、回収方法も含め、拡大につながるようなアンケートとするよう意見があった。

B 分科会報告

【B4】技術職員 -- 昇格改善実現に向けて--

20 単組 25 人 <司会：本多将和（中央執行委員、松江工業高専）
荒岡修（技術職員部常任委員、高エネ研）
文責：中田淳一（技術職員部常任委員、大阪大学）>

今回の技術職員を対象とした B 4 分科会の主なテーマは前回（2016 年）と同様「技術職員の昇格改善」とし、技術職員の待遇に大きな影響を及ぼすと思われる技術職員の組織化ならびに全学一元化組織の動向も併せ、それぞれの単組が持ち寄った情報交換を行い、それを元に活発な議論が行われた。分科会 1 日目は冒頭に技術職員部会の服部部長から挨拶の後、2 大学よりレポート報告が行われました。2 日目は 1 大学よりレポート報告ならびに毎年実施している「技術組織・職員昇格・資格手当支給等実態調査」に関する調査結果の報告が行われました。

1 日目まず名古屋大学からは「技術職員に関わる労働環境の変化」と題して、技術職員組織の改編（組織改革）、技術職員の職階の改編ならびに技術職員のキャリアパスプランについて報告がありました。技術職員組織の改編では、これまで学部毎の組織の集まりであったものが、技術分野毎の組織に改編され、新たな組織ではこれまでに比べ人事異動も容易に可能となることから、コスト削減を見据えた改編ではないかとの意見が出されました。また現行 3 段階であった技術職員の職階（技術職員・技術専門職員・技術専門員）を 5 段階（技術職員・副技師・技師・主任技師・主席技師）へと改編され、これまで 6 級まで 2 回の選考であったのが 3 回の選考が必要となることから、将来的にコスト削減を図ったものとの分析が示されました。名古屋大学で現在検討中のキャリアパスプランでは、将来的に技術部長（7 級）を見据えたプランとなっているが、若手は人事交流により外部への出向が予定されるな

ど、現状に合っていないとの報告がありました。

次に電気通信大学からは「一般職の事務職・技術職の待遇、50歳以上の上位級に2倍以上の格差 ―業務評価・組合役員・賃金、技術者への3つの差別―」と題して、同じ一般職である教室系技術職員と事務職員の上位級数の格差ならびに技術職員の業務評価に関する問題点について報告がありました。

教室系技術職員の上位級（ここでは5・6級を示す）は2017年では事務職員の約17%が上位級であったのに対して技術職員は約14%であり、以前に比べ改善されたが、17%の約8割にとどまり、特に50歳以上では2倍以上の格差があり、早急な改善が必要であると報告されました。技術職員の業務評価においては評価者が技術職員の安全衛生業務を組合の活動の一環であると誤解したり、そのほかにも認識の違いがあり、公正な業務評価が行われずに、その結果賃金に反映されないとの分析が示されました。また技術職員採用時の格付けの問題について、改善状況の報告がありました。

2日目、静岡大学からは「技術部の人事事項の公平化を求める取り組み」と題して、静岡大学技術部における不公正な・不透明な人事に関する問題が報告されました。技術専門員の人事選考においては、本来の技術専門員選考（推薦）基準のルールに従わない不公正な推薦が技術部発足以降行われ、「技術専門員は教育研究支援への貢献が顕著であり、学内規定に定める職務を行うもの」とされ技術部運営委員会で決定もない状態で、技術部の部門長＝技術専門員と勝手に解釈し、職階を元にした推薦が行われていることから、不公平感・不信感を抱き、技術職員のモチベーションが低下しているとの報告がありました。また技術部における技術長・部門長の人事において、人事に関して影響を持つ委員会が特定の組織の技術職員に占められ、そのグループに属していれば昇任・昇格に有利となるような状況が発生しているとの問題が示されました。

これら各単組からのレポートから、職階・昇任と組織体制の問題や人事の不公平性、上位級確保、事務職員との格差や組織化・組織を実際に運用する

際の問題点等が実例とともに明らかとなりました。

2日目最後に全大教技術職員部会が毎年実施している「技術組織・職員昇格・資格手当支給等実態調査」のアンケートの集計結果の報告ならびに討論が行われました。30単組から回答の提出があり、分科会においても当日口頭でのアンケートの回答の追加がありました。実態調査からは、技術職員の昇格・昇級に各単組間で差はありますが、いくつかの大学では、暫定目標の高専並みに近付いているケースもありました。

あわせて1日目分科会終了後には、更なる意見交換を図るべく懇親会を行い、多くの方の参加をいただき、より深い情報交換や「技術職員」とは、など様々な話題で非常に盛り上がりました。

技術職員部では、今後も実態調査や交流ルーム、教研集会・技術職員交流集会を通じて、意見交換や情報交流を深めていきます。来年度は、技術職員交流集会を開催する予定です。皆様の参加をお待ちしております。



B 分科会報告

【B5】 非常勤職員

20 単組 30 人 <司会：小野和泉（非常勤職員部委員、佐賀大学）
朝火里津子（非常勤職員部委員、東京大学）
文責：飯田浩美（非常勤職員部委員、名古屋工業大学）>

非正規職員は、社会全体で4割を超える状況にあり、無期転換ルールの法制化や正規と非正規との不合理な格差の是正など、非正規職員の労働条件改善は社会的なテーマとも言える。それは大学の職場も同じく、教育・研究を支える欠かせない存在となっている非正規職員の労働条件改善は重要な課題となっている。今回は、①雇用期限撤廃・無期転換の促進、②正規職員化、③賃金・諸手当や休暇等の労働条件改善の課題、④仲間づくりの4つの柱で展開することとした。

4つの課題毎に分かれ、レポート報告後に質疑応答、各職場の課題等をお互いが傾聴し合い、解決に向けて討論する形で進行した。信州大学の学長と非常勤職員との懇談、東京大学は雇用上限とクーリングを撤廃（首都圏非常勤講師組合との共闘等々の成果）、名古屋大学からは、1000人以上の署名を2回集め、試験選考によらず、1175名の非常勤が無期契約を勝ち取る等の報告があった。三重大の「研究開発力強化法」、「大学教員任期法」は非常勤研究員にとって、10年雇用という枠から変わらず、複雑で大きな課題となっている。一方、東北大学や北海道大学からは非常勤職員の大量解雇により、大変な混乱を招き、その後の厳しい対応については多くの参加者から関心が寄せられ、無謀な大学当局に対して今も力強く闘い続けているという報告に、参加者全員が心打たれる思いであった。正規職員化、労働条件については、改善の報告は聞かれなかった。仲間づくりについては、無期転換されたことで、組合を出られる方や逆に組合に入られる方がいると報告があった。最後に、全大教として今後も、改正労働契約法の趣旨に反する有期雇用のあり方又は問題点を洗い出し、改善に向けて取り組んでいくことを意思統一した。

B 分科会報告

【B6】 大学共同利用機関

3 単組 5 人 <司会：御子柴廣（中央執行委員、国立天文台）
文責：青木 和光（国立天文台）>

大学共同利用機関法人は、全国に 4 機構（人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構）あり、そのもとに 19 の研究所、博物館等が設置されている。

大学共同利用機関法人の目的は、「全国の大学の関連研究者（研究者コミュニティ）のニーズに応え、また、広く海外の研究者とも連携を図りながら、学術研究を推進する中核的研究拠点（大学共同利用機関法人ホームページより）」とされている。国立大学法人と同じく、教員は教授・准教授・助教等の職種が置かれているが、大学と違い原則的に教育の義務はない。主に共同利用のための施設整備や運用等のサービス業務と研究業務に従事している。国立大学と共通の課題のほかに、大学共同利用機関法人に特有の課題（実験・観測シフトや、海外勤務に関わる課題等）があり、それらの課題を把握し、各単組の取り組みや成果を共有するため、全大教では大学共同利用機関部会が置かれている。残念ながら、19 の研究所等より全大教に加盟している単組は自然科学研究機構の国立天文台、人間文化研究機構の国立国語研究所、そして高エネルギー加速器研究機構（4 研究所・施設を含む）であり、今後、他の研究所等に広がっていくことが課題の一つとなっている。教研集会では、毎回分科会を設けて情報共有と議論を行ってきた。

今回の教研集会における大学共同利用機関分科会では、加盟 3 単組から 5 名が参加し、主に（１）労働条件、（２）職場環境の改善、（３）組合員拡大について情報交換を行った。以下に、議論の内容を紹介する。

1) 労働条件について

労働条件については、有期雇用職員の無期化、賃金・手当関係について報告された。

a. 有期雇用職員の無期化

各機関とも今年3月末での不当な雇止めをある程度食い止め、無期転換への道を開いたものの、原則5年の契約更新の上限が設けられており、また6年目の更新に特別なハードルを設ける等、新労契法の趣旨に反する運用が行われている現状が報告された。

国立天文台では、以前から有期雇用契約は5年を限度とするとの方針があり（自然科学研究機構で共通）、無期化するには所属長からの推薦と、天文台（または機構）の審査が必要となる。昨年度末で5年を超えて長期に雇用されてきた職員の多くが定年制職員に移行できたが、来年度の契約から無期転換権を得る職員が十数名おり、労使双方への注意喚起を図るとともに、職員からの質問に応じている。

国立国語研究所では、規程によりプロジェクト非常勤研究員の任期は5年であり、10年を超えない範囲での職種への公募による移行が可能である。しかし、事務補佐員・技術補佐員の雇用期間は、最長5年に据え置かれている。2015年から内部登用試験により一般職に移行する道が開かれた。国語研からも1名が採用されたが、試験に合格したにもかかわらず採用に至らなかったケースもあり、狭き門となっている。

高エネルギー加速器研究機構では、昨年度末で5年以上の雇用実績のある有期職員の無期化が行われた。しかし、2013年4月以降に採用された有期職員に関しては、最大5年の更新の上限（特例として延長あり）を設ける新たな規程が制定された。組合は、上限の撤廃を求めて機構と交渉を続けている。

b. 賃金・手当関係

国立天文台では、チリ、ハワイ、パサデナ（カリフォルニア）における在

外勤務があり、在外勤務手当に関する問題点が報告された。在外勤務手当の基準は、公務員に準じて定められているが、公務員の基準より 15% 減額されている。また、基準額は現地の物価上昇を反映したものでない等の問題がある。組合では、手当の在り方について問題提起する予定である。退職手当については、昨年度の規程の一部未改訂により不整合が発生し、組合の指摘により追加支給が行われた。今年度に入り、退職手当規程の不利益変更が行われたことから、組合ではこの問題に関して交渉を申し入れている。

国立国語研究所では、非常勤職員給与の硬直的運用の改善を求めている。非常勤職員給与は、勤務経験に応じた段階的なものとなっており、職務経験による昇給は行われていない。また、勤勉手当はフルタイム職員にしか支給されていない。組合は、これらの問題の改善を求めて活動している。

高エネルギー加速器研究機構では、基本的に給与は人事院勧告による公務員の給与に従うことについて、機構と組合で労働協約を結んでいる。国家公務員の給与法が国会で可決された後、機構の規程が改正され 4 月に遡って実施されるのが通例である。今年の勧告は僅かながらも健全勧告なので、これの完全実施と更なる上積み交渉を行う予定である。退職手当の切り下げは国家公務員に準じて行われており、就業規則の不利益変更にあたることから、代償措置の実行を求めて交渉を続けている。

2) 職場環境の改善について

国立天文台では、観測所やプロジェクトの改廃・縮小に伴う雇用と労働環境の確保・維持が問題となっている。野辺山の宇宙電波観測所の閉鎖は、新聞でも取り上げられた。岡山天体物理観測所の京都大学への移管等、一部の設備について大学への運用の移管が進んでおり、組合では、職員の雇用の確保や労働環境の維持・改善等の課題に取り組んでいる。また、長時間勤務に関して、労使による毎月のチェックを行っており、超過勤務の状況は、以前より改善されてきている。

国立国語研では、VDT (digital display terminal) 健診の再開、防災訓練の

実施、産業医の相談日の柔軟な対応等、職場環境の改善が行われた。

3) 組合員拡大について

国立天文台では、年度初めの職員オリエンテーションの終了後に組合の紹介を行ったり、学習会やイベントを通して組合への勧誘を行っている。組織改組や観測所の改廃・縮小等の続くなか、職員の組合への理解や期待が広がっている。

国立国語研では、組合総会への未組合員のオブザーバー参加（お弁当付き）を呼びかけ、6名が新たに組合に加入した。また、新人歓迎ランチ会を行った。組合活動を認知してもらうために、「業務環境に関するアンケート」を実施し、職員約140名のうち、81名からの回答を得た。アンケート直後には、アンケート結果を検討する昼食会を一週間実施し、多くのかたの参加の機会を確保した。

高エネルギー加速器研究機構では、新人研修の機会に組合紹介を行うほか、毎年5月頃に、「組合員拡大月間」として、組合委員が組合の勧誘資料を持って職場の未組合員に声かけを行っている。また、Jリーグの試合観戦ツアーに、未組合員には無料でチケットを配布する企画を検討している。しかし、退職による組合員減を補うのが精いっぱい、組合員の純増には至っていない。

さらに、全国の大学共同利用機関法人の組合で、全大教に加盟していない組合について、参加を呼び掛けることを検討した。組合のない法人も多いが、組合のある法人について心当たりのあるところから、声かけをしていきたい。

最後に、今後も情報交換や共同の取り組みを続けていくことを確認した。

B 分科会報告

【B7】 附属学校

56 単組 16 人<司会：飯島徹（附属学校部委員、筑波大学附属大塚特別支援学校）
小野はぎ（附属学校部委員、奈良教育大学付属小学校）
文責：黒川陽司（附属学校部長、神戸大学附属特別支援学校）>

【基調提案】「労働条件の改善と教育実践を踏まえた附属学校の意義」

附属学校部部長 神戸大学附属特別支援学校 黒川陽司

昨今の国立大学改革の中で附属学校の在り方が非常に厳しく問われるようになってきた。用途に制限のない純粋な運営費交付金の減額が止まらず、規模の小さな大学をはじめほとんどの大学で運営が非常に厳しくなっており、生き残りをかけてやむなく大学法人統合を進める動きが活発化してきた（名古屋大＋岐阜大）（北見工業大＋帯広畜産大＋小樽商科大）（奈良教育大＋奈良女子大）。予算がかかる附属学校運営に「附属学校が大学にとってどんな有益をもたらすのか示すべき」と大学からの圧力に附属学校がさらされている状況は少なくないはずである。とりわけ第3期中期目標下の取り組み内容の総括によって、2022年以降の第4期中期目標で附属学校の存続が問われる事態が迫ってきており、大学自治の下で豊かな教育実践を深められる附属学校の意義を社会、そして大学内に強く発信していくことが今、求められているのではないだろうか。

附属学校部ではここ数年、次のことを柱として論議を進めている。

- ①労働条件に関する公立学校との不均衡を改善する
- ②教職員や予算削減による労働過重をくい止める
- ③公教育の発展や国民のための学校園づくりをめざした実践的研究をすすめる
- ④多くの附属学校園職場が全大教に結集することをめざす
- ⑤附属学校間および附属学校と大学組織との連携を強める

そして、附属学校園の教育をより発展させるために3つの方向性を確認した。

- (1) 大学・学部との連携のもと、公立学校にない先導的・実験的などとりくみを中長期的視点から実施し、関連する調査研究を推進する附属学校ならではの運動の方向・方策を見つけていく
- (2) 人事交流をもとにした地域の教員の資質・能力の向上に寄与し、保護者とともに地域の教育活動の推進にとりくむ
- (3) 教育を取り巻く情勢の動向を注視し、課題や問題点を探りながら子どもたちにとっての教育とは何か、絶えず議論を教員集団で重ねていくこと

これらの課題にそって、附属学校園をとりまく情勢が提起された。

[教育環境]

◆新学習指導要領の中身をどう読み取るか

○10 大特徴

1. とにかくガラが大きい。初発の1947年以来最も重大かつ構造的な縛りの強い改訂である。

2. **教育目標**（資質・能力＝キーコンピテンシー）—**教育内容**（指導項目）—**教育方法**（主体的・対話的で深い学び←旧アクティブラーニング）—**教育評価**（パフォーマンス評価）—**教育課程管理**（カリキュラムマネジメント）が示されて、教育全体への拘束的構造を作り出している。

3. **幼児教育**（幼稚園、保育、子ども園）→新たに「育ってほしい10の姿」（・健康な心と体・自立心・協同性・道徳性、規範意識の芽生え・社会生活との関わり・思考力の芽生え・事前との関わり、生命尊重・数量や図形、標識や文字などへの関心、感覚・言葉による伝え合い・豊かな感性と表現）を示す。幼児期にふさわしい独自の教育よりも、小学校教育への連結・従属が強調されている。

4. **小学校教育**→各教科等の特質に応じて、プログラミング教育の導入。英語教育の本格導入。週あたり授業時数増による時間割の過密化（小1から6時間授業）と編成上の困難を招いている。

5. **中学校教育**→保健体育武道9種目の中に新たに銃剣道の導入。英語による英語授業。英単語数の増大。

6. **高等学校教育**→18年度より通級指導開始。新科目再編に見られる教育内容の変化：情報ツールとしての日本語、英語教育、地理総合・歴史総合にみる「総合の見方」のいびつさ、公民として自国を愛する公共／総合的な学習から総合的な探求へ。

7. **特別支援教育**→幼・小・中・高と系統的なキャリア発達を促すキャリア教育の構築。一般就労（障害者雇用で企業に勤める）＝タックスペイヤーを目指し、育てることを目的とした画一的な教育になる懸念。

8. **英語教育**→コミュニケーションスキル面の英語：乳幼児早期塾、小学校1年生からの英語活動、中学校での単語数や文法の過密化／4技能(listening,speaking,reading,writing) 5スキル(聞くこと、話すこと[やりとり]、話すこと[発表]、読むこと、書くこと)/大学共通入試での民間資格試験の利用。

9. **道徳教育**→幼から高までの一貫性：道徳性・規範意識（幼保）、新設「特別の教科：道徳」（小・中）、公共・倫理・特別活動で中核的な指導を（高）

10. **高等学校段階での二大外部テスト導入で、高等学校教育内部を変質させる恐れが強い。**

①高校生のための学びの基礎診断→民間産業がテストし、結果を学校内教育に反映

②大学入学共通テスト→記述式問題を民間産業が採点。英語の4技能5スキルを民間資格試験に丸投げ

どの校種にも共通することは、グローバル社会の中で競い勝ちぬける「人材」を養成することであり、子どもの内面を育て、人格の発達を目指す教育としての捉えにはなっていない。いわば経済発展のための手段に教育が利用される懸念がある。教育現場では「○○スタンダード」（○○は地名などが入る）といった指導方法の枠組みが“スタンダード化”してしまい、教師の

創造性を発揮する機会を奪う状況が浸透しつつある。子どもたちにとっての教育内容とは何か、それが今鋭く問われているのではないだろうか。

◆ 2021 年まで（第 3 期中期目標最終年度）に・・・

1. 「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の
改革に関する取り組み状況について」 文部科学省 2018.7
2. 「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の
改革に関する有識者会議報告書」 文部科学省 2017
3. 「問われる国立大学附属学校の存在意義」 有識者会議

全て文部科学省 HP に議事録等が公開されている。いずれも非常に現場への要求水準が高く、現状の教員規模ではとても対応しきれない。すでに勤務内容の精選や見直しなどにとりかかっている学校が多いが、附属学校の問題は研究校であるがゆえに研究会議を丁寧に進める必要があったり、子どもたちにとっての豊かな教育実践を作り出すための準備や片付け、教材研究に大変な時間がかかったりしているのである。附属校が地域から求められるものが高い分、現場の教員はよりよい教育内容を作り出すことに必死である。しかもその教育内容を作り出す人員規模が公立学校と比べて圧倒的に少ないことが問題なのである。（例えば神戸大附属特別支援学校では、正規教員数が教員定数法に則った規模によりやく回復した・・・＋4 名が、その分非常勤講師枠は削減された。）附属校から働き方改革を発信するならば、①教員定数法の改正によって正規教員を国公立関係なく増やすことができるようにすること②50 年前の水準のままになっている教職調整額の見直し、そして勤務時間外労働に対する正当な賃金報酬体系の確立（→文科省が進める勤務時間管理は「在校時間の管理」。やむをえず自宅でこなした仕事は認められていない。）③業務内容の見直しこの 3 点を附属から発信していくことが何よりも必要ではないだろうか。

◆専門職大学＝就職予備校？

学校教育法が改正されたことで、2019 年 4 月に大学制度の中で新たに設置される“学校”。すでに全国 13 校の専門学校が鞍替えをして専門職大学に移行申請しており、19 年 4 月に開学予定になっている。しかしながら肝心の実務家教員の確保に課題を抱えている状況であることがわかった。

[労働環境]

◆小中学校教員不足で授業ができないケースが全国で続出

～正規雇用の教員増を～

国公立関係なく、学校で教師の数が足りず、授業に支障が出るという非常事態が各地で起きている。兵庫県を含む 26 都道府県と 9 政令指定として、児童生徒の数を基に決める教職定数法の水準に対して少なくとも計 600 人の不足が生じていることが判明した。宝塚市の中学校では家庭科の正規教員が足りず、5 月末に臨時講師が決まるまで授業ができず、ほかの授業に振り替えた。島根県でも同様に中学校で英語の教員が確保できず 1 ヶ月授業ができなかった。広島県の中学校でも理科と国語の教員が確保できず、授業が滞ったそう。教員が足りない根本的原因是、少子化を見越して教員定数を減らしてきたことをにある。加えて小泉内閣の「三位一体改革」の影響も大きく、公立小中学校の教員給与を国が半分負担していたのを 3 分の 1 の負担に減らした。その結果全国の自治体は正規採用を抑え、給与の低い非正規雇用の教員枠を増やすようになったそう。

・教員のなり手が少なくなった主な要因

- 教員免許更新制を導入して約 10 年、教員免許保持者の中で学校現場で働いていない人は失効している。
- 大量に教員採用数を増やしたことで臨時講師として働いていた人が正規採用された。
- 「学校はブラックで過酷な労働環境」という情報が溢れ、教職に魅力を感じて目指す人が減っている。

◆防衛装備庁「タイプC」

防衛省傘下の防衛装備庁が募集する研究費助成“安全保障技術研究推進制度”（防衛用途として将来有望な先進的な研究に関する防衛省によるファウンディング制度）。これには15年度 3 億円→16年度 6 億円→17年度 110 億円→18年度 300 億円もの予算が組まれた。この額は神戸大学＋横浜国立大学＋奈良教育大学の 16 年度運営費交付金とほぼ同じ金額。18 年度の防衛装備庁の公募は大学が応募しやすい内容になり、小口タイプ（タイプ C 上限 1000 万円単年度）が新設された。他の外部資金制度（科研費など）よりはるかに助成金額が大きく、研究費減に悩む大学研究者にとっては魅力的にとられやすい。簡単な内容記載で申請が通るので、若手研究者の取り込みを狙っていると考えられる。一定の歯止めをかける日本学術会議が軍事研究に一切関わらない、といった声明を出したばかりだが、岡山・大分・桐蔭横浜大学の研究者が申請した研究テーマがタイプ C のカテゴリーで新規採択された。直接的に軍事研究には結びつかないと防衛装備庁はアピールしているが、公募元が防衛省管轄である以上基礎研究であっても研究技術が防衛省側に流れることは否定できない。

2018 年 3 月に明治大学で開催された「大学での軍事研究に反対し、学問の自由を考える集い」（全大教後援）では、明治大学、北海道大学、立命館大学、龍谷大学など多くの大学関係者が参加し、政府主導の大学改革の下で大学の自治や学問の自由が国家統制によってないがしろにされかねない現状について活発な論議を深めた。この集いでも話題に上がったのは、大学は研究機関であるとともに高等教育機関であるからいずれこの問題が教育に多大な影響を及ぼす可能性があること。附属学校にとっても問題意識を持っておかねばならない。

○最近の学生の特徴

・考えない学生が増えてきている。

→歴史的背景や真実を知らないまま「なぜ反対するの？みんなやっているのに」

→それがいずれ高校以下の教育にも影響を及ぼす。

→負の教育連鎖に陥ってしまい、問題の本質が埋もれてしまう。

◆今夏の人事院勧告の分析

国家公務員及び地方公務員（公立学校教員も含む）は人事院勧告でプラス勧告になると追加予算が組まれて 100% 実施になるが、国立大学法人は年度予算からやりくりして上乗せ分を確保しなければならない。追加予算措置がないのである。運営費交付金年間が約 200 億規模の総合大学で例えるとボーナス 0.1 ヶ月分の引き上げに約 1 億円必要になるそうだ。追加予算措置を国及び財務省に強く求める必要がある。

また、今回の勧告では 65 歳定年延長の話題が含まれた。今後制度設計が進むと見られているが、61 歳になった途端に給与が 7 割になり、総人件費抑制のために 60 歳で一旦退職手当を支給し、あとは支給しないといった構造にする可能性が高い。今後学校教員にはどう適用されていくのか注視する必要がある。

〈参加者から〉

- ・学校の教員の仕事内容から時間管理はしにくい。
- ・全体としても教育を豊かにしていこう、という動きにはなっていない。
- ・各大学に要求を上げて限界がある。大卒の運営費交付金そのものの引き上げ要求をみんなであげていくべき。

基調提案後、附属学校部で全国の附属学校の教育環境・労働環境の実態を共有する手がかりとするために今年度実施した「**附属学校教員勤務実態調査**」結果をもとにしながら附属学校の労働条件の実態・課題を共有する討議をすすめた。

- ・附属学校教員勤務実態調査について

調査方法：全大教 HP で呼びかけ

期 間：2018 年 6 月～8 月

調査項目：

- 1 労使協定（時間外労働および休日労働に関する協定書・・・いわゆる 36 協

定)は大学と締結していますか？締結している場合、「教員の時間外労働を命じる場合の項目」について教えてください。

2. 勤務時間の記録を行っていますか？行っているならばその方法を教えてください。(タイムカード、自己記録など)
3. 時間外手当は支給されていますか？教職調整額 4 % 以外で支給されているならば、その内容を詳しく教えてください。手当額 や上限時間、支給基準など・・・
4. 教員特殊業務手当 (特に泊を伴う行事にかかる業務手当の額、休日部活指導にかかる業務手当の額、それらや他も含めて最近組合の団体交渉等で支給額の変更があれば詳しく教えてください。)
5. 特別休暇制度について、法定休暇 (介護や子の看護の特別休暇など)、法定外休暇 (リフレッシュ休暇など) 含めて、最近組合の団体交渉等で制度の見直しがあれば詳しく教えてください。
6. 病気休暇制度について、教員がなんらかの事情で病気休暇 (最大で 90 日、それ以上は病気休職となります。) を取得した際、代替教員を配置する制度はありますか？
(例えば神戸大学は 90 日までは常勤教員はつかず、非常勤教員を配置していたり、奈良教育大学なら 30 日以上の診断書が下りれば、常勤教員の配置が認められていたりします。)
7. 教員の勤務状況について、悩んでいることなど自由記述でご意見をください。
(例えば毎日夜遅くまで残っている。業務が多忙すぎる。労基署が是正指

導をした。など)

回答結果：附属を有する 56 大学中 11 大学の附属学校から回答を得ることができた。

[調査結果の分析]

※回答一覧表はすでに全大教 HP「単組交流広場」「附属学校交流ルーム」で公開しています。ご覧ください。

・回答していただいた附属校の実態はどこも大変厳しい。回答を得られなかった附属でも同様と思われる。附属は限られた人員で運営しているので公立学校のように手当や人員を十分に確保できないことが多い。

・附属学校での組合組織率の低下が気になる。人事交流主体の附属学校であれば人事交流者が組合員でないと、必然的に組織率は下がってしまう。また独自採用をすすめている学校でも組合員組織率が下がる可能性もある。

・組合を通じてよりよい職場環境をつくっていくことは大切である。労働条件を知り、各大学執行部に対して、大学の組合組織と連携しながら団体交渉の場で附属学校の労働条件整備の要求を上げていかなければならない。

○「附属学校教員勤務実態調査」は今後も継続的に調査していきたい。

・労使協定の問題点について

分科会でも話題に上げたのが各附属校（事業場ごとに）が締結している労使協定について。変形労働時間制についてはすでにどの大学附属校でも導入されて問題にはなっているが、今回は「時間外労働及び休日労働に関する協定書」→36 協定について神戸大学附属で結んでいる協定書を参考にしながら学びを深めた。

※（時間外労働及び休日労働を必要とする場合）

第2条の2 大学は、次の各号のいずれかに該当する場合は、附属学校教員に時間外労働及び休日労働を行わせることがある。

- （1）生徒の実習に関する業務のため必要あるとき
- （2）学校行事に関する業務のため必要あるとき
- （3）学生の教育実習の指導に関する業務のため必要あるとき
- （4）教職員会議に関する業務のため必要あるとき
- （5）災害その他避けられない事由による緊急の業務処理のため必要あるとき

第2条の2が形骸化している。超勤4項目にプラス教育実習指導に関する項目が追加されているが、あくまでも「大学は、～行わせることがある。」とあり、教員が日々勤務時間外に残って仕事をしても管理職が命じない限り第2条の2に該当しない。

現行の超勤5項目については昭和46年の[教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合に関する規定]が根拠となっている。それによると、「原則として勤務時間の割り振りを適正に行い、時間外勤務は命じない。」（3条）とあり、さらに「例外として、残業を命じ得るのは、生徒の実習、学校行事、教育実習の指導、教職員会議、非常災害等やむを得ない場合の5項目のいずれかに該当する場合。」（4条）と規定している。労使協定にある時間外勤務の項目はほぼそれを踏襲していることがわかる。

仮に超過勤務手当が創設されたとしてもあくまで学校で勤務時間外に働いたものにしか対象にならない。事情で平日の夜、土日など自宅等学校外で仕事をすることには手当が存在しない。

（包括的に教職調整額4％で補填しているがそれでも十分な額ではない）

※第2条の2をより勤務実態に即した内容にした場合の修正素案（労使が合意すれば修正可能）

- （1）施設実習その他生徒の実習に関する業務のため必要あるとき

- (2) 修学旅行・合宿・運動会・学習発表会その他学校の行事に関する業務のため必要あるとき
- (3) 学生の教育実習の指導に関する業務のため必要あるとき
- (4) 教職員会議に関する業務のため必要あるとき
- (5) 非常災害その他緊急の措置を必要とする業務のため必要あるとき
- (6) 児童生徒の指導・授業の諸準備・成績処理その他やむを得ない業務処理のため必要あるとき

○過去に公立学校で時間外手当問題で裁判になった判例

そもそも教員が自発的自主的に行ったものは「労働ではない」。

(名古屋地裁判決 1999)

〈参加者からの意見〉

・労働基準監督署に通報すれば今の附属学校の労働状況を改善できるのか？
→この意見に関しては確実な方向性を見出すことはできなかったが、事実労働基準監督署に通報して臨時検査（臨検）が入って是正勧告を受けた附属校がある。是正勧告を受けた大学は何らかの形で対応策を打ち出している。例えば勤務時間管理を進めるために勤務時間管理簿を導入した附属校や、残業代未払いとして億単位の未払金を支払った大学もある。さらに教職調整額4%に付加する形の時間外勤務手当を創設した大学もあることも話題に上がった。しかしここで問題として提起したのは、是正勧告を受けた各附属校で組合が組織されていなかったことで、組合に労働相談をかけるのではなくいきなり労働基準監督署に通報したことである。大学本部との関係性を保つためにも附属学校で組合がない場合であっても大学本体の組合組織にまず相談をかけて対応策を練ることが必要ではないだろうか。また労働基準監督署に是正勧告を受けた場合、勤務時間管理の問題は大きく、勤怠管理システムなどIT化をすすめて管理強化されると教員の研修権がないがしろにされてしまう可能性もあり、管理のあり方は慎重に検討する必要があることも確認

した。

・教員一人一人が自分の働きぶりを把握するためにも、勤務時間の記録は必要。何かあった時に客観的な記録がないと立証できない。

◇職場の情報交換

一日目の分科会の最後に職場の情報交換を行った。内容は以下のとおり。

1. 法人統合問題
2. 非常勤職員 5 年雇用期限問題
3. 部活動について
4. 職場復帰支援プログラムについて
5. 教員特殊業務手当、特別休暇制度問題について
6. その他

十分な時間が取れなかったが、法人統合問題では名古屋大学や奈良教育大学からの情報提供をえた。名古屋大学や奈良教育大学では肅々と 1 法人複数大学構想実現に向けた動きが進んでいる。附属学校がどのような影響を今後受けるのかかなり気がかかりである。特に附属学校を有する大学同士の統合となると、同一校種で重複がある場合はどうなるのか。今後の動向を注視することを確認した。5 年雇用期限問題では、神戸大学から給食調理員の雇用期限問題や福岡教育大学から給食調理員の待遇改善について意見を交わした。また今回は紹介程度で終わってしまったが、教員特殊業務手当および特別休暇制度問題に関係する一覧表を配布した。全国規模で集約したものであり、今後附属学校部に情報提供があった場合随時改定してそれぞれの大学での団体交渉で待遇改善につながる客観的資料として活用してほしいことを参加者に呼びかけた。

◎二日目は教育実践レポートが2本報告された。

【レポート①】「新学習指導要領を『考えて』すすめたい実践」

(奈良教育大学附属小学校 小野はぎ)

- ・ こどもの実態に合わせた教育課程づくりを目指す小学校図工の実践。児童たちが図画工作の描画活動を通して変容していく姿がわかった。
- ・ 報告者から「図工科で培う力」について提起された。

→図工科で培う学力を、「自分と対象を結び合わせる造形的な力」だと考えてきた。子どもたちの暮らしにつながる物事を題材に選び、自分自身と向き合ってとりくむことを大事にしている。それが、新たなねがいをもち、なかまとともに暮らしをつくることにつながると考えている。

一部のエリートを育てるのではないので、様々なニーズをもつ子どもたちを含めて本校のどの子にも学力をつけることが大切だと考えている。どの子にもという視点を常にもちながら授業づくりをすすめている。

- ・ 実際の作品をレポート報告の中で紹介しながらすすめたことでどう変わったのかがわかりやすく、生活に即した題材を提示する大切さを共通確認できた。

- ・ 新学習指導要領が持つ教育全体の拘束性の問題が提起され、現場の切実な声も紹介された。

→「教員減。時数減。中学校で美術の先生が美術の授業をしない。」
「造形遊びは物理的な難しさがあり、現実的ではなく、やりきれない。」
「造形遊びで心と体を開放することも大切。それだけに偏ってはいけ
ないが…」

「ICT化がすすみ、電子教科書はパッパッと画面が変わる。考える『間』を与えない。」

「『いい!』という一瞬の感性はすぐに『飽きた!』につながる。愛着を持てる作品を生みだせない。」

- ・「造形遊び」として図画工作の中で展開される方向性には討議の中で様々な意見が交わされた。一種のハプニングアートの要素が教育の現場に入ってきていることで、児童たちは衝動的な表現活動に出会い、楽しむ姿も見られる。しかしそれだけが図画工作の教科でねらう目的ではない。道具や素材に出会いながら、技法も作品制作活動を通して磨ていき、「前よりも上手くなった自分」を感じながら「また次も描きたい」と思える内容作りもまた大切なのではないかと、といった意見も交わされた。

【レポート②】「学校時代に大切にしたいこと～高等部生産学習（陶工班）の実践から～」 （神戸大学附属特別支援学校 黒川陽司）

- ・仲間との学び合いのなかで人格形成を目指す特別支援学校での高等部生産学習の実践報告。個々の自分づくりを促し集団づくりをすすめることの大切さが討議された。
- ・陶工班の皿づくりを通して、何のために作る皿なのか目的意識を持ちながら進めたことで、はじめは「自分のために」であったのが、身近な「お母さん、〇〇先生のために」と広がり、友だちの作風の良さを認め合いながら新しい価値ある皿をつくり出していく生徒たちの誇らしい姿が読み取れた。
- ・報告者からは進路指導にも関係する高等部教育のあり方についても提起された。

→生産学習は、「生徒自らが外界（この場合各班の素材→土、食材、粘土、木材）に働きかけて新しいものを作り出す過程を仲間の中で繰り返しながら、自分自身を作りかえていく」ことを大切にしている教育活動であると捉えている。生産学習は教育課程上、公立特別支援学校の作業学習の取り組みと比較することもあるが、卒業後に社会に出て、仕事で役に立つ力をつける職業準備教育という側面ではなく、労働教育として、働く意味・目的を仲間の中で学びながら人格形成、発達をすすめる取り組みであると考えている。近年兵庫県下では就労率向上を目的とした技能検定の取り組みが作業学習の中に入り込み、教育現場での課題も多い。ある地方の特別支援学校の進路指導部長は、県教委に「地域の特性を考慮しない全県一律の検定は生徒たち、そして現場の教員の負担を増やしているからやめて欲しい。」と要望するほど。また神戸市立学校、国立附属の本校では技能検定は導入していない。同一県下で出身学校によって認定された資格（技能検定）があるかないのかで進路が決定してしまうのは公平感がない。さらに技能検定を通して労働を学ぶことは生徒たちにとって深まるものなのか、議論の余地は大いにあると思われる。生徒たちにとっての青年期の豊かな教育とは何か、考える機会だろう。

[卒業後に進路をとる福祉事業所や企業の声]

- ・「先生、やっぱりね、なんぼ手先が器用で作業能力が高くても同僚とのコミュニケーションがとれない子は本当に仕事が長続きしない。一旦離職してから再就職までに本当に時間がかかる。学校時代にコミュニケーションの力をつけてほしい。」（就労移行事業所施設長）
- ・「挨拶、返事、分離礼（先に挨拶を言い、そのあとでお辞儀する礼の仕方）、仕事のスキル・・・そんなのは会社に入ってから育てるものだから、学校にいるときは学校で今しかできないことを友だち（仲間）と経験させてほしい。」（中小企業経営者）

- ・人材育成を目的とするキャリア教育の問題点を再確認し、子どもたちにとっての教育を考え、守り発展させていく必要性を共有した。

◇ 2日間を通して

2年ぶりとなる全大教教育研究集会が岡山大学で開催されたことでB7附属学校でも全国の附属学校関係者から参加があったことは非常に意義があった。それぞれの立場からの現状交流や意見に、教育現場や教育労働について多角的にとらえることのできる視点を得ることができた。こういった学びは教研集会ならではだと感じた。しかし大学教員からの参加が今回はゼロであったのが残念であった。今後は事前に内容の周知など積極的に附属学校部としても発信していきたい。

教員の多忙化が深刻な問題としてクローズアップされている。今年度から取り組み始めた「附属学校教員勤務実態調査」の継続的な調査と積極的な発信を今後も進めたい。また教員の労働条件改善のために全国の附属校の「教員特殊業務手当」「特別休暇」などの一覧表を今回も公表したが、各大学の団体交渉等で役立ててもらいたい。各校からの情報提供を反映させながら、各種一覧表を順次改定させていく予定である。

附属校園どうしが情報交換や交流などを通してつながりをもっておくことは、教育労働者としての視野を広めたり、学校づくりを進める力を高めたりすることに不可欠である。

次年度は教育研究集会がない年となる。附属学校部では「附属学校交流集会」を教育委研究集会がない年に隔年で実施しているので、次年度は夏頃に関西圏または中部圏で交流集会を単独で実施したい。

C 分科会報告

【C1】改憲問題と組合運動

17 単組 22 人 <コーディネーター：中富 公一（中央執行委員長、岡山大学）
文責：岩崎 誠（書記次長、東京海洋大学）>

一昨年（2016）の前回教研集会で C 分科会（自由セッション）の一つとして開催された「平和問題や改憲問題に労働組合はどう関わるべきか」の問題意識を引き継ぎ、憲法改正案の国会発議がなされる可能性が具体化する情勢に対して高等教育機関の教職員として、また組合としてどのような姿勢で相対していくのか、活動の交流と意見交換を行う場として本分科会が企画された。

冒頭に情勢の共有として、安倍首相の意向により現在の 9 条を維持しながら自衛隊の設置を憲法上明記する「加憲」案が自民党で現実的に国会発議が可能な案として検討されており、これに対して 9 条改憲そのものは是とする立場からも、自衛隊を憲法上設置が明記された機関とすることはその国家機関としての位置づけを過度に高めることにつながるおそれがあるとの懸念や、自衛のための実力保持を合憲とする従来の政府の憲法解釈を明文化する趣旨であればその趣旨に即したより抑制的な改正案が考えられる旨の指摘が出ている状況が報告され、この情勢と大学人が果たすべき役割に関して、次のような質疑と意見交換が行われた。

- 安倍首相は「自衛隊違憲論をなくしたい」と言うが、9 条 2 項の戦力不保持規定が残る限り憲法上の疑義は必ず残る。改憲を行うこと自体が目的化した無意味な改憲論議ではないか。
- そのような改憲案でも、成立すれば安保法制を違憲とする主張の根拠が弱められるなど、一定の意味は持つてしまうのではないか。
- 日本会議系の論者などは、一度目は実質的な変化を伴わない改憲で国民の抵抗感を薄れさせ、第二段階で本格的な改憲（緊急事態条項など）を行う計画を公言しており、警戒を怠るべきではない。

- 自衛隊が憲法上明記されることで、将来的な徴兵制や、学校現場への自衛隊の募集活動受け入れの義務化などにつながることを心配している。
- 文言上で市民への強制を伴うようなものでなくとも、国旗国歌法成立後の学校現場の状況を省みれば「法律（憲法）で定められている」ことでの心理的拘束感是否定できないのでは。
- 日米間の密約を含めた安保体制の問題にも触れて、改憲によって自衛隊が有事の際に実際にどのような機能を果たすようになるおそれがあるのか、リアルに示していくべきでは。
- 9条は自衛隊がアメリカの戦争に従軍させられる事態を防ぐ効果や、それを通じてアメリカの東アジアにおける軍事行動を抑制的にする効果はあったと思う。一方で、日米安保体制との「二重の法体系」のもとでそれが可能になってきたという現実もある。
- もし9条を改定して自衛隊や自衛力を位置付けるのであれば、内閣の自衛隊に対する権限（文民統制）や有事の人権保障など、相応の国家権力に対する制約規定も明記すべき。それがなく9条の2だけを追加しようとする議論には不信感がある。
- 9条の他に、東日本大震災などから緊急事態条項の必要性を言う議論も出ている。しかし、被災地の自治体からは緊急事態条項による国への権力集中には反対の声を聞く。
- 大学人がもっと市民に議論を喚起していく必要があるのではないか。国会や内閣法制局に9条問題の論客が多く、報道機関や言論界の注目度も高かった時代と違い、大学人の果たすべき役割は大きい。
- 最初から改憲阻止を掲げて議論をするのでは、特定の立場の人にしか訴えない議論になる。より適切な改憲案の議論もしていくべきではないか。
- より危険の少ない改憲案の議論は既にあるが、政治や報道機関の現状を考えると、そうした議論もひっくるめて改憲賛成に括られてしまい、意図したような効果を発揮しないという想定も必要。

続いて、各大学での取り組みや状況の交流として、次のような報告があった。

名古屋大

学祭で、平和憲章委員会（院生協議会など共同）の平和憲章記念企画としてアニメ映画「この世界の片隅で」上映会を開催し、年配の方から家族連れ、学生まで多数の参加があった。

組合の運動方針として、先輩たちの遺産として平和憲章を守る活動をしていくことを方針化している。組合員にはおおむね理解されている（しかし、この点の違和感を理由に組合加入しない人も）。

大学当局はこうした学内世論も反映して、人道目的などによる場合を除き軍事研究に関わらないことを決定（追記：この決定は9月15日に発表された）。

京都大

京大職組は従来、平和運動に前面から取り組むとはしていなかった。しかし、軍事研究問題をきっかけに、教育・研究に直接結びつく課題として反対を意思統一。山極総長が、学術会議会長として同会議の声明を出すことに寄与した。現状、軍事研究費の応募を禁止する全学方針はないが（人道的な理由で緊急に必要なだという例が生じないとは限らないため一律の禁止はしないとの理解）、部局ないし本部で運用上ストップがかかるようになっている。

安保法制反対の運動をきっかけに「自由と平和のための京大有志の会」ができた。組合とは別団体だが、731部隊の研究倫理問題に関する学習会の共催など、可能なところで共同している。

徳島大

学長が「デュアルユースは問題ない」「ドローンなど人道目的にも活用できる」としていたが、組合の会見で、学術会議声明を活かし、プログラムオ

フィサーの関与、最終目的などの点で反論した。

こうした会見内容をメールマガジンにし、全学配信して学内世論を喚起。軍事研究問題への取り組みに組合員から反対意見は出ていない。改憲問題は組合として直接は取り組んでいないが、有志が市民アクションの活動に参加。改憲反対の3000万人署名も学内だけで150筆以上集まった。組合には加入しないが、改憲問題での取り組みは応援するという教職員も。

岩手大

安保法の国会審議時に組合で意見表明のタテカンを出したが、なぜ組合だけが政治的主張のタテカンを出せるのかと学内の一部から批判があった。現状の組合組織率では、組合が大学人の総意を代表しているような印象を与える運動は反発もあると感じた。

憲法 の存在理由に対する市民の理解を深めるための学習会など、議論の前提となる土俵を提供する取り組みが必要ではないかと考えている。

国立天文台

天文台でも映画上映会の取り組みを5年ほど前に行った。

軍事研究に関わらない旨の教授会声明後、台長が交代したので組合として軍事研究問題への認識をたずねる質問状を出している（回答が遅れている）。

防衛装備庁や内閣情報調査室の視察が増えるなど、不穏な情勢が常にある。

高エネ研

米国では、スターウォーズ計画で大学に多額の研究費が供給され、加速器関係にも相当な影響があった。KEKで加速器国際会議が開催された際、これらの軍事研究費による成果の発表を断った。相手の反論は「元々行うべき研究だった」「他の軍事費に回るより有効活用ではないか」。

しかし今になってみると、そうした研究費による成果はあまりその後役立っていない。こうした経験から、軍事研究費は純粋な学術研究・基礎研究を歪

めるものという認識を持っている。

ただ、あくまで「大学での軍事研究に反対」であり、軍事技術の研究それ自体に反対しているのではないというスタンスを明示すべきと考えている。

奈良附属

授業で憲法問題を取り上げただけで、生徒の中から「この学校は左翼」のようなレッテル張りをされるような状況がある。そうした現状を打ち破るためにも、名大の上映会のような取り組みを組合で考えていきたい。

最後にまとめとして、学生の間で政治問題に関する意識が非常に薄れている中で、また、自衛隊が果たしている役割や東アジアの国際関係について非常に情緒的な世論作りがされている中で、憲法の存在理由や自衛力・戦力の保持にまつわる問題群について基本的な知識・理解を広げ、改憲の是非を議論する基盤を提供するための大学人の役割、また教職員組合の役割についてあらためて確認した。

その上で、次回の教研集会（2020年9月）までの間には9条改憲の発議に関する国会審議、国民投票など、大きく情勢が変動する可能性があることを踏まえ、今後とも引き続き各大学などでの取り組みの情報交換や意見交換をしていくことを呼びかけて分科会を終えた。



C 分科会報告

【C2】 災害に対する大学の対応について

20 単組 26 人 <コーディネーター：大西孝（岡山大学）>

本分科会は、自然災害が相次ぐ中、大学において災害時にいかに対応し、災害そのものによる学生や教職員への危険や混乱を減らすべきか、また、災害が収束した後にボランティア活動などを通して積極的に地域へ貢献できるように大学が動くべきかを討論した。本分科会を企画した時点では、岡山、広島、愛媛県などに甚大な被害をもたらした平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）があり、また、近畿地方では大都市を襲った大阪北部地震も発生していた。西日本豪雨については、司会者が所属する岡山大学でもこのような大災害に直面した経験がなく、改善が必要と思われる事象が多数あり、問題提起したものである。さらに教研集会の直前の 9 月初旬には、近畿地方を台風 21 号が襲い、関西空港で多くの利用者が取り残されるとともに、大阪周辺では多くの住宅の屋根が被害を受け、さらに開催の前週には北海道中南部を震源とする平成 30 年北海道胆振東部地震が生じた。これは意図せざるものであり、非常に不幸な事象ではあるが、日本全国、今やどこにいても災害に遭うという意識が必要であることを改めて痛感させられた。これらの災害が続発したためか、C 分科会の教室は多くの参加者が詰めかけた。

まず、岡山大学職員組合の笹倉万里子書記長が、西日本豪雨に対する本学の対応について、岡山大学職員組合の組合だよりをもとに報告した。報告の骨子は次の 2 点である

(I) 災害当日の対応について

西日本豪雨が岡山へ甚大な被害をもたらしたのは 7 月 21 日（土）であった。当日は土曜日のため通常の講義はなかったものの、大学院の入試が一部の部局で行われており、特別警報が当日の朝の時点で発令されていたにもかかわらず、入試の直前に中止が決まり、かなりの数の受験生が登校していた。ま

た、入試対応に当たる教員の多くも出勤しており、特別警報という差し迫った危険が起こればつきつあるときに、岡山大学の取った対応には疑問が残るという内容であった。なお、岡山大学の当局も、今回の事象を含め、特別警報が発令されているときなど、災害時の対応について検討をしているとのことであった。

(2) 災害後のボランティア参加について

災害が収束した後、ボランティアとして地域の復興の役に立ちたいと思う学生や教職員がいるのは自然なことである。これに対して、岡山大学は事前に「ボランティア計画書」を提出してから参加することを全学生および教職員へ通知した。この届の内容は、いつ、どこで、どういった活動に、どういった団体が主催するボランティアに参加するかを事細かく、事前に大学当局へ知らせよというものである。さらに、学生の参加には、保護者の承認の印鑑も必要とされていた。このような制度に対しては、次のような問題点がある。

- ・そもそもボランティアというのは、その時々状況に応じて個人の意思で参加するものであり、事前に事細かなことが決まっているものではない。
- ・ボランティア休暇を取って平日にボランティアに参加するのであれば別だが、土日に教職員が自由意思で参加することをなぜ勤務先に報告する必要があるのか（土日の行動を大学が把握することは好ましいことなのか？）。
- ・このような書式は、ボランティアに行こうとする学生や教職員に無用な負担を与え、積極的のボランティアに参加しようという意思をそぐことにもつながりかねない。
- ・事務方も、災害対応でただでさえ忙しいときに、有効と思えないこういった書類の対応をせねばならず、無駄な仕事を増やしているだけだ。

これらの2点に対して、会場からは多数の発言があった。特に会場では、各種の災害に遭遇した苫小牧高専、岩手大学、山形大学、大阪大学、広島大学、愛媛大学、熊本大学などの参加者から積極的な発言が目立った。また、立地する地域が日ごろから地震や台風に対する警戒をしている静岡大学や高知大学からも発言があった。

まず(1)の災害時の大学の対応については、大学によって対応が分かれていることがわかった。例えば、大学によっては気象警報だけでなく、近隣を

走る JR や私鉄各線の運休が休講の一つの指標となっている例が紹介された。こういった対応は、学生や教職員を危険に遭わせるリスクを軽減できるほか、講義中に休講が決まった場合の帰宅困難対策としても有効だと考えられる。大学には、学生の通学手段なども考慮して、気象警報だけでなく、立地条件を加味した対策の策定が必要だという認識で一致した。また当日の職員の出勤や学内での最低限の電源の確保など、事前の想定や大学での準備状況も大学によって差があることがわかった。さらに地震発生後、損傷した機器の修理の見積もりをすぐに出さなければならないなど、事後の対応に忙殺される状況があることも報告された。こういった大学間で異なる対策のうち、参考となると思われる内容は、職員組合でお互いに情報を共有して、大学側へ改善を提案することも重要だという意見も出た。

(2) の災害時の大学の対応についても、大学によって対応が分かれていることがわかった。例えば、豪雨で甚大な被害に見舞われた広島大学では、学生や教職員から機材を集めて積極的にボランティアへ行っている状況が報告された。愛媛大学でも、大学でボランティアを募集している状況である。また、東北の山形大学や岩手大学からは、東日本震災後の息長いボランティア活動について報告があった。岡山大学の対応は、これらの大学と比べると大幅に消極的だと言えざるを得ない。積極的にボランティア活動を行っている大学の事例を参考に、大学側へ積極的にボランティアに参加しやすいような取り組みを促す必要があると総括した。

最後に、司会者は学会で訪れていた函館で胆振東部地震に遭い、そのときの体験を紹介した。大規模な災害に出張先で遭遇した場合は、まず勤務先へ一報を入れ（ただし停電や通信の途絶が見込まれるので、以後は不要な連絡は控える旨も伝える）、人の集まるところで情報収集を行い、場合によってはためらわずに避難所へ行くことも大切だと報告した。また出張の際は、水や菓子パンのような食料を、ある程度持ち歩いておくこと安心であるという教訓も得た。

先にも述べた通り、災害は今や日本のどこでも起こりえる状況である。災害が生じた際に、いかにして学生や教職員の安全を守り、災害の収束後に地域へ貢献できるか、大学は今後、綿密な対策と柔軟な対応を取るべきである。

C 分科会報告

【C3】 公立大学の直面する諸課題と 高等教育機関としての将来について -- 公立大学教職員組合の取り組みと運動の交流を目指して--

8 単組 15 人＜コーディネーター：上田龍雄（大阪府立大学）
文責：井手 亘（大阪府立大学）＞

公立大学は設立団体・設置者である地方公共団体、とりわけ首長の政策的な影響を強く受けることから、個々の公立大学が様々な課題に直面している。財政的な抑圧は言うに及ばず、人事・組織・制度など設置者権限は、これまでも公立大学の教育研究環境と勤務労働条件に直接的に影響を与えてきた。公立大学の法人化が進む中、教職員の勤務労働条件は労働法制の下、労使の交渉によって決定されるようになってきたが、その状況と教職員組合の取り組みはさまざまで、情報を共有し、経験を交流することは重要である。国立大学の指定国立大学法人制度や一法人複数大学（アンブレラ）方式による統合、国立大学の交付金の 3 類型化の私立大学への拡大など大学改革が進められる中、地方私立大学の公立大学化も行われてきている。国からの直接的な交付金・補助金の対象でない公立大学の将来像も視野に、報告と参加者からの話題提供に関する質疑や意見交換を行い、全大教では少数であるが、公立大学の教職員組合の交流が深められた。

分科会では、全大教時報（Vol.41 No.5 公立大学特集）を資料として、大阪府立大学の山田智貴氏から「大阪府立大学と大阪市立大学の統合問題に関して」の報告と首都大学東京の小林喜平氏より「私立大学から公立大学への移管をどう考えるか」の報告が行われた。

山田氏は「大阪府立大学と大阪市立大学の統合は、教育研究面の改革のためではなく、設置者における二重行政の解消の一つとして提案され、一度、2011 年に延期となったものの 2018 年度の市議会、府議会での議決を経て

2019年度からの法人統合が決定した。大阪府立大学では大阪女子大学、大阪府立看護大学との統合を経て大学の将来について議論と改革が積み重ねられてきたが、統合によりこれが一方的に変容された。さらに、この10年余りの間、学生数は微減にとどまる中、運営交付金は7割強に減額され、教員・職員も同等の削減を受け、これまで通りの教育研究活動を維持することが限界に達している。しかし、設置者の議会で行われるこれらの重要な決定に対し、大学やそこで働く教職員の意見は反映されにくく、教育・研究や組織についての本質的な議論がないままにそれが実行されるという公立大学の持つ構造的問題については、これを解決する糸口はなかなか見出し難い。現在、両大学統合についての計画が議論されているが、その骨子は「選択と集中」、「重複分野の解消」という旧態依然とした合理化であり、拙速な統合により両大学の歴史や使命がなおざりにされ、学生教育に深刻な影響が及ぶことのようなことはあってはならない。統合にあたっては、学内での議論を深めるとともに、議会において大阪府民、市民のための大学についての十分な議論がなければならない。」と力強く報告した。

続いて、小林氏から、「公立大学は、地方活性化の方針や公から私への行政改革などにより、特に地方において公私協力型や公設民営型による設立が行われてきた。しかし、近年の大学生の大都市集中や地方の経済力の衰退によりこれらの大学では定員割れや偏差値の低下が生じた。これに対し、大学を公立に移管して国からの交付金を得ることで、自宅から通える授業料の安い大学を地元に残すことを目指す地方自治体が増えた。2009年の高知工科大学に始まり、私立大学から公立大学への移管は10数校に上っている。移管のメリットには授業料のほかに、公立大学への進学は高校の実績となるので受験生が増えて偏差値が上がること、経営が安定すること、県外の入学者が増えることで地元の18歳から22歳の青年人口が増加することもある。公立大学への移管は、大学の破綻処理よりも自治体からの要請の側面が強いと考えられる。その一方で、公立化により設置自治体からの5年を限度とした職員派遣が増えることで職員の質の向上が難しくなる恐れがある。もちろん、

18歳人口の減少や、効率化を求めて運営交付金が削られていくことから、公立化しても大学を維持するには投資が必要であり厳しい環境が続くことに変わりはない。労働組合の立場からは、公立化にあたって労働条件の不利益変更が生じないように経営者と交渉することや、私立学校共済からの脱退に伴う福利厚生面の変化への対応が求められる。」との報告があった。

報告の後、質疑と討論が行われ、「大阪府立大学と大阪市立大学の統合」について、運営交付金は大阪府立大学 100 億円、医学部を含む大阪市立大学は 140 億円であることや、理事長と学長の権限の分け方が両大学の運営に大きく関わってくること、統合では法人本部がコンソーシアム的な調整機能のみを持ち、両大学が事務や調達を連携し、養成する学生のタイプを分担するなどの方法も考えられるなど、法人統合について活発な議論があった。

また、統合後の教職員の勤務労働条件については、大学間で就業規則が違う場合、労働条件の均衡が許容範囲内であるかが問われることや、公立大学では設置者の権限が強いため、首長が交代すると大きく方針が変わり、組合が対応を迫られることがあるなどの意見が出された。横浜市立大学からは、「中田氏が市長の時に独立法人となるにあたって「新大学については設置者が決める」、「旧大学の組織は新組織に口出しできない」とし、設置者主導で医学部以外の3学部を国際総合科学部1つにまとめただけでなく、5年更新の全教員任期制が導入された。教員は新法人との労働契約の切り替えにあたって任期制と無期雇用が選択できたが、無期雇用を選ぶと昇任やサバティカルはなしというものであった。」との発言があり、横浜市立大学の組合では、教員個人では交渉力が限られることから全教員の切り替えの権利を預かって交渉し、雇い止めの基準を非常に高くしたことで、任期更新の際に解雇となった教員はなかった。その結果、現学長が任期制の効果はなかったとして講師以上の任期制は廃止されることになった。また、国際総合科学部も来年度から元の3学部に戻すことになったことが報告された。

「私立大学から公立大学への移管」についての質疑、討論では、大学の公立化では偏差値が上昇し、県内の自宅から大学に通えたはずの受験生が入学で

きなくなるデメリットも生じていることや、地方公立大学の多くは小規模で、財政的にも大学運営に関しても自立することが困難であり、教職員組合の活動も同様に小規模で、財政的にも厳しい状況であることが紹介され、公立大学が抱える多様な課題が浮き彫りとなりました。

横浜国立大学からは退職手当の切り下げの取り組みについての報告があり、また、高知県立大学から契約職員等の雇用問題についての取り組みの紹介があり、活発な意見交換がおこなわれました。

最後に、司会者から分科会には公立大学だけではなく国立大学の関係者も参加して情報交換と議論を行うことができました。今後もこのような分科会等を通じて公立大学に関する課題について議論を行っていきたいという発言があり、参加者の拍手の中、分科会を終了した。



C 分科会報告

【C4】 女性部交流会

11 単組 11 人<コーディネーター：海妻径子（岩手大学）
文責：笹原恵（静岡大学）>

女性部は2016年まで構成単組の女性部からなる組織であり、総会を開催する必要があったが、現在は、単組の女性部だけではなく、女性の問題や男女共同参画に関心をもつ組員どうしの交流を深めるための組織となっている。これまでの「総会」とは模様替えをして、女性部交流会を企画した。A分科会の男女共同参画分科会参加者も含め、昼食を食べながら、各大学の女性部の活動など身近な問題について話し合った。主な話題は次の通りである。

女性部はどのような活動をしているのか： ランチミーティングを開催するほか、ストレッチ教室やワインと音楽を楽しむ会、利き酒の会、学長候補者の本音を聞くという講演会の企画などさまざまな活動が紹介された。弁護士に話をしてもらい、エンディングノートの書き方を学ぶ会を開催したところ、多くの人が集まり好評であったという例も紹介された。差し替えのできるノートを買ひ、親の介護や自身が介護されるような立場になったら…など今後のライフプランについて学ぶことができたそうである。また高専と大学の女性教員により、女性研究者どうしのネットワークをつくり共同研究などを進めているという話もあった。単組毎に工夫をこらした交流が行われていることがわかり大変参考になった。

改革経費がらみでの組織問題・任期付き女性教員の問題： 改革経費を獲得するために組織改変が何回も行われ、そのたびに任期付き教員を雇用し、その多くが女性であるという話題もでた。運営支援組織であるため、任期付き教員は、職名は教員でも研究職ではなく、研究時間や研究室も確保されていなかったり、任期が更新されずに職を失ったりしている問題も大学間で共通

していた。とはいうものの、一方では、これらの女性教員数は、大学の女性教員の向上に役立てられ男女共同参画の推進のように語られたり、あるいは科研費獲得をする母数に入れられたりと都合がいいように使われている側面もある。またこのような組織は、書類上では、改革経費が切れた後も大学独自で継続することになっているが、結局はできず、時限つき予算によって形を変え続けている。そのたびに女性の任期付き教員が仕事を失い、現場では、経費を獲得するための申請、そして評価と疲弊しているなどの問題が生じている。

女性教員の校務分担の話： 女性教員の比率が低いのに、係が回ってくるといことで悩んでいるという話もでた。学生委員、セクシュアル・ハラスメント対策委員、相談員など特定の委員に女性を入れることになっている学部・大学もあり、少数であるにもかかわらず女性教員の校務分担の負担が重いことがある。このような分担だと断ることもできず大変だという声もきかれた。

セクシュアル・ハラスメント対策の話： A 分科会でとりあげたセクシュアル・ハラスメント対策についても、相談を受ける専任の教員を雇用するという話や、ハラスメントが起こった際、当事者を含む学部のメンバーは調査委員会委員には含めないという他大学の例なども参考にしたいという声があがった。

書記の重要性： 単組の書記は女性が多く、その重要性についての話題も多く出された。大学の組合は書記でもっている場合が多く、要である書記の退職が組合の危機につながる、書記の裁量でしている仕事が多く、それがなかなか評価されない、組合費との関連もあるが、賃金など待遇が悪いといった話題もでた。また書記の仕事は、ある意味で、個人の努力や資質でやっている側面が強く、引き継ぐことができない・難しい点が指摘された。

このほか、就業継続の問題や産休育休の代替要員の問題、結婚や出産を前提とするライフプラン教育の問題性など、さまざまな話題が出され、日ごろの悩みや思いなどをシェアすることができた。

C 分科会報告

【C5】 みんなでハッピーになろう！ 『非常勤職員の労働条件調査』 交流会

18 単組 25 人<司会 & 文責：中島真夕（都城高専）>

非常勤職員の問題は無期転換や雇い止めだけではなく、長年改善しない正規職員との待遇格差も大きな問題である。政府が進めている「働き方改革」関連法には雇用形態に関わらない均等待遇、同一労働同一賃金導入の指針が示されている。また、平成 24 年施行の改正労働契約法でも無期労働契約への転換（18 条）や雇い止め法理の法定（19 条）以外に、「不合理な労働条件の禁止（20 条）」が設けられている。これらは、正規職員との不合理な待遇差の解消を目指すものであるが、大学高専ではほとんど進んでいない状況がある。整備されつつある同一労働同一賃金のガイドライン案を元に、長年改善されていない待遇面の早期改善に向け全大教として取り組む必要がある。

全大教非常勤職員部が行っている労働条件調査は毎年実施しており、各単組での待遇改善要求活動に活用していただくことや全国大学高専の非常勤職員の労働条件と組合運動を把握するために分析、検討を行っている。その調査結果は、全大教ホームページ（組合員限定ページ）「資料ルーム」内「賃金労働関係／06 非常勤職員」のフォルダに掲載されている。教研集会や交流集会等での資料としても配布しているが、各単組レポート報告や質疑応答で時間が足りず、結果を踏まえた意見交換ができていなかったため、今回 C 分科会を設定し、意見交換を行うに至る。

昨年度の労働条件調査の結果（待遇面）を踏まえ、自己紹介を兼ねて、各単組の取り組みや変更点、労働条件調査への意見を聴取する形で進行した。

ほとんどの大学で賃金や休暇等の待遇面の改善が進まず、同じ非常勤職員の間でも様々な雇用形態により労働条件に差があることも待遇改善が進まない要因である。待遇面については、県の標準賃金まで改善したいという大学

がある一方で、県の標準賃金より高いのでそれ以上の交渉が難航している大学もある。東北大学では限定正職員で週3日勤務の年俸制が導入されていることに参加者から驚きの声があがった。また、名古屋大学の限定職員は賃金の固定で統一のはずが低い人がいるとの報告もあった。

休暇については、夏季一斉休業は年休取得となっているところでは、年休が無給かの取得方法は個人で選択できるようにしている大学もあり、週30時間以上はリフレッシュ休暇があるという大学もある。また、大阪教育大学から来年5月1日の新天皇即位にかかる休日の増加で実質減収が懸念されるとの意見があがり、早期取り組みへの問題意識を共有した。

そして、多くの単組が無期転換の団体交渉を行っており、厳しい状況が続いている。恒常的に必要としている部署で、新しい人を採用するのになぜ雇い止めにするのか、憤る声が多数あった。全大教は中央省庁や地方の状況を把握していく必要があるとの意見が出た。

最後に、無期転換、雇い止めの取り組みが優先され、賃金、休暇等の改善については休止状態である単組もあるが、待遇改善運動の停滞は更なる悪化に繋がる恐れもあるため、注意が必要である。同一労働同一賃金のガイドライン案を参考にしながら、待遇改善の要求運動に取り組みやすくするために、今後も労働条件調査を毎年実施し、様々な問題の意見交換ができるように取り組んでいきたい。



第 29 回教研集会レポート【冊子配布版：目次】

■ダウンロード URL

https://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=910&room_id=32&cabinet_id=20&file_id=6419&upload_id=18779

< A 分科会 >

【A 1】高等教育政策 -- 政府主導の大学改革を超えるために--

「軍事研究と大学自治」 岐阜大学 山口

「三重大学における安全保障技術研究推進制度に反対するとりくみ」 三重大学 前田

【A 3】賃金・労働条件問題

「監事には学長宛の要求書提出とセットで要請書を遠慮なく出そう！」 京都大学 石田

「高知県立大学における有期雇用職員雇止め裁判について」 高知県立大学 中桐

「無期雇用に向けた取り組み（B 5 にも報告）」 名古屋大学契約パート職員部会

【A 4】男女共同参画

「産前産後休暇、育児休暇中の代替職員の確保について」 有明高専 古賀

【A 5】教員養成系大学・学部問題

「地方国立大学の教育学部が生き残るには一岩手大学教育学部の現状―」 岩手大学 菊地

< B 分科会 >

【B 2】教員の待遇・労働条件と教育研究環境

「2018 年度人事凍結(人員不補充)に関する調査アンケート結果と分析」 全大教 教員部

「京都大学における基盤的研究費の例」 京都大学 高山佳奈子

「島根大学における教員の教育、研究費の実態調査」 島根大学 小林、久保、西崎、亀井

【B 3】事務職員（全大教事務職員交流集会）

「職務命令・守秘義務からの解放」 岐阜大学 山口

「事務職員の職場の状況（派遣職員の増大等）」 京都大学 辻

【B 4】技術職員 -- 昇格改善実現に向けて--

「名古屋大学技術職員に関わる労働環境の変化」 名古屋大学 児島

【B 5】非常勤職員

「労働契約法改正 18 条・5 年問題についてのとりくみ、その後」 三重大学 前田

「臨時職員（アルバイト）の待遇改善の取り組み」 首都大学 小林

「東京大学有期雇用教職員の雇止め撤廃実現まで」 東京大学 東

「今私は・・・」 東京大学 朝火

第 29 回教研集会レポート【当日持ち込み：目次】

■ダウンロード URL

https://zendaikyo.or.jp/?action=cabinet_action_main_download&block_id=910&room_id=32&cabinet_id=20&file_id=6433&upload_id=18816

【全体配布】国立大学法人福岡教育大学は、東京高裁判決を真摯に受けとめ、直ちに有害無益の争訟を中止して大学運営を刷新せよ

【A 1】高等教育政策 -- 政府主導の大学改革を超えるために--

「私立大学のかかえる課題と政策提言」

「東京都立大学への校名変更問題」

【A 2】教育実践 -- 「上からの（残念な）改革」と「現場の工夫」をシェアしよう--

「松本オフィス通信」

【A 3】賃金・労働条件問題

「東北大学の雇い止めに関する活動」

「監事には学長宛の要求書提出とセットで要請書を遠慮なく出そう！」

「2014 年以降に導入された国立大学法人の年俸制概要」

【A 4】男女共同参画

「アンケート調査 2018 集計と分析」

「男女共同参画基本データ調査 2018」

「国立大学における男女共同参画推進の」実施に関する第 14 回追跡調査について」

「産前産後休暇、育児休暇中の代替職員の確保について」

「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワークの最近の動向」

【A 5】教員養成系大学・学部問題

「愛知教育大学大学院の移行イメージ」

「教員養成系学部の現状」

「教育の未来をグローバル経済戦略の餌食にするな！」

「資料 1：教員需要の減少期における教員養成・研修機能の強化に向けて」

「資料 2：国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する取組状況について」

【B 1】組合の拡大と強化 -- 大きく、強く、楽しい組合をめざして--

「九州工業大学教職員組合活動報告レポート」

「京大職組の取り組み紹介」

「組合活動への理解を深める「組合だより」」

「岡山大学の教員組合の考え方と組織」

【B 2】教員の待遇・労働条件と教育研究環境

「有期雇用教員アンケートまとめ」

「60 分授業・4 学期制に関するアンケート結果報告」

「有期雇用の常勤職員の無期転換に関するお願い」

「大分大学の基盤研究経費について」

【B 3】事務職員（全大教事務職員交流集会）

「山口大学教職員組合-- 参考資料--」

「2018年問題を考える（非正規職員の人事政策 派遣職員の直接雇用化に向けて）」

「事務職員アンケート」

【B 4】技術職員

「一般職の事務職・技術職の待遇、50才以上の上位級に2倍以上の格差 業務評価・組合役員・賃金、技術者への3つの差別」

「技術職員資格手当支給実態（手当別）」

「技術部の人事事項の公平化を求める取り組み」

「2018 技術組織・職員昇格・資格手当支給等実態調査」

【B 5】非常勤職員

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における無期転換ルールへの対応状況に関する調査」

「2017 全大教非常勤職員労働条件等調査結果」

「国立大学法人における有期雇用職員数について」

「東北大学の雇い止めに関する活動」

「信州大学における事務系非常勤職員の無期化の現状」

「労働契約法改正 18 条・5 年問題についてのとりくみ、その後」

【B 6】大学共同利用機関

「国立国語研究所職員組合の現状と取り組み」

「年齢別・職種別・男女別分布表」

【B 7】附属学校

「労働条件の改善と教育実践を踏まえた附属学校の意義」

「附属学校教員の働き方改革とは？～附属学校教員勤務実態調査結果から～」

「附属学校教員の各種手当・教職調整額・超過勤務手当」

「生産学習陶工班“手びねりのオリジナル皿づくり”から、仲間とともにすすめる自分づくりを考える」

「附属学校分科会【学校づくり・教育実践】レポート」

「附属小給食調理員の労働条件改善に櫻井学長は即刻取り組んでください！！」

「労働条件の改善と教育実践を踏まえた附属学校の意義」

「平成 30 年度新規採択研究課題について」

「男女共同参画基本データ（2017 年度）」

【C 1】改憲問題と組合運動

「日本国憲法 9 条改正問題」

【C 5】みんなでハッピーになろう！『非常勤職員の労働条件調査』交流会

「無期雇用転換の申込み」

◆ 参加組合一覧、57 単組 190 人 ◆

北海道大学 2	富山大学 1	九州大学 1
室蘭工業大学 (※) 1	福井大学 1	福岡教育大学 1
北見工業大学 1	金沢大学 (※) 1	九州工業大学 2
弘前大学 2	静岡大学 4	大分大学 2
岩手大学 3	三重大学 2	琉球大学附属病院 1
秋田大学 1	岐阜大学 1	苫小牧高専 1
山形大学 2	名古屋大学 7	松江高専 (※) 1
東北大学 2	名古屋工業大学 4	有明高専 1
福島大学 2	愛知教育大学 1	宇部高専 1
茨城大学(農) 2	滋賀県立大学 1	都城高専 3
宇都宮大学 (※) 1	京都大学 5	
高工ネ研 (※) 2	和歌山大学 1	【未加盟単組】
群馬大学 1	奈良教大附属 4	横浜国立大学 1
信州大学 2	奈良教育大学 1	名古屋市立大学 2
新潟大学 1	大阪大学 2	広島大学 1
東京大学 4	大阪教育大学 1	長崎大学 1
東京芸術大学 1	大阪府大教 6	
天文台 2	神戸大学 6	【取材・他団体・一般】
国語研 1	島根大学 4	9
電気通信大学(※) 2	岡山大学 25	
東京海洋大学 1	山口大学 5	【来賓・講演】 6
首都大学東京 1	香川大学 1	
横浜市立大学 1	徳島大学 1	【運営委員（司会等）・
	愛媛大学 2	中執・書記】 36
	高知大学 2	
	高知県立大学 1	

(※)運営または中執委員等のみ参加のため単組 & 人数に含んでおりません

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 本文については、以下を基準とします。

2頁	2000字	4頁	4000字
5頁	5000字	6頁	6000字
- 原稿締切 毎奇数月・15日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第 42 卷 5 2018 年 12 月 10 日
(大学調査時報・大学部時報通算 230 号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 MSK ビル 7 階

第 39 巻 6 号（2016 年 2 月）までについて、冊子の購入ができます（一冊 500 円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892



全国大学高専教職員組合
Faculty and Staff Union of Japanese Universities